

千葉市地域防災計画

共通編

令和5年12月修正

千葉市防災会議

共通編

修正年月 令和5年12月

目 次

[共 通 編]

第1章 総 則

第1節 計画の策定方針	- 1 -
第1 計画の目的	- 1 -
第2 計画の性格、構成及び災害の範囲	- 1 -
第3 他の計画との関係	- 2 -
第4 部門計画等の作成	- 3 -
第5 計画の習熟	- 4 -
第6 計画の修正	- 4 -
第7 男女共同参画などの多様な視点を取り入れた防災体制の確立	- 4 -
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	- 5 -
第1 市	- 5 -
第2 県	- 6 -
第3 指定地方行政機関	- 7 -
第4 自衛隊	- 8 -
第5 指定公共機関	- 8 -
第6 指定地方公共機関	- 10 -
第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者	- 10 -
第8 市民及び事業所等の基本的責務	- 12 -
第3節 市の概況	- 13 -
第1 自然的条件	- 13 -
第2 社会的条件	- 14 -
第4節 計画の前提条件	- 18 -
第1 地震被害想定	- 18 -
第2 風水害・土砂災害・雪害・火山災害被害	- 23 -
第5節 防災ビジョン	- 25 -
第1 計画の理念	- 25 -
第2 基本目標	- 25 -

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備	- 29 -
第1 防災組織の整備	- 29 -
第2 防災拠点施設の整備	- 34 -
第3 情報連絡体制の整備	- 36 -
第4 危機管理センターの整備	- 38 -
第5 他都市への応援体制	- 39 -
第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進	- 40 -
第1 延焼遮断帯の整備	- 40 -
第2 市街地の整備	- 40 -
第3 オープンスペースの整備	- 41 -
第4 道路・ <u>橋梁</u> の整備	- 42 -

第5	建築物の耐震・不燃化	- 44 -
第6	被災建築物の応急危険度判定体制の整備	- 48 -
第7	被災宅地の危険度判定体制の整備	- 49 -
第8	河川・排水路等の整備	- 49 -
第9	公共下水道（雨水）の整備	- 50 -
第10	ライフライン施設等の整備	- 51 -
第3節	被害の軽減	- 52 -
第1	地震火災の防止	- 52 -
第2	津波・高潮対策	- 55 -
第3	地盤の液状化対策	- 57 -
第4	土砂災害等の防止	- 59 -
第5	ブロック塀等対策	- 62 -
第6	落下物等対策	- 63 -
第7	危険物・有毒物等対策	- 65 -
第8	風水害その他の災害の防止	- 67 -
第4節	津波災害予防対策（津波避難計画予防編）	- 71 -
第1	津波広報、教育、訓練計画	- 71 -
第2	津波避難対策	- 73 -
第3	津波避難ビル等の指定・整備	- 75 -
第5節	都市公共施設の災害対応力の強化	- 77 -
第1	市の施設	- 77 -
第2	ライフライン施設	- 78 -
第3	道路・ 橋梁	- 84 -
第4	河川施設	- 85 -
第6節	安全避難の環境整備	- 86 -
第1	指定緊急避難場所等の指定・整備	- 86 -
第2	避難誘導體制の整備	- 89 -
第7節	要配慮者の安全確保	- 94 -
第1	基本的な考え方	- 94 -
第2	在宅の要配慮者に対する対応	- 95 -
第3	社会福祉施設等における対策	- 99 -
第4	日本語の理解が十分ではない外国人等への対策	- 100 -
第8節	帰宅困難者等対策	- 102 -
第1	基本的な考え方	- 102 -
第9節	緊急輸送の環境整備	- 105 -
第1	陸上輸送の環境整備	- 105 -
第2	航空輸送の環境整備	- 106 -
第3	海上輸送の環境整備	- 107 -
第10節	救援・救護体制の整備	- 108 -
第1	給水体制の整備	- 108 -
第2	救急・救助体制の整備	- 109 -
第3	応急医療体制の整備	- 110 -
第4	ごみ処理体制の整備	- 112 -

第5	し尿処理体制の整備	- 113 -
第6	動物救護体制の整備	- 114 -
第11節	備蓄・調達体制の整備	- 115 -
第1	備蓄品の整備	- 115 -
第2	備蓄倉庫等の整備	- 116 -
第3	緊急調達体制の整備	- 117 -
第12節	防災行動力の向上	- 119 -
第1	共助への取り組み（地域・組織のレベルアップ）	- 119 -
第2	自助の取り組み（個人のレベルアップ）	- 122 -
第3	防災訓練	- 126 -
第4	調査・研究	- 131 -
第5	り災証明書交付体制の整備	- 132 -
第13節	雪害予防対策	- 133 -
第1	基本的な考え方	- 133 -
第2	想定される災害	- 133 -
第3	道路の雪害防止体制の整備	- 134 -
第4	公共交通機関の雪害防止体制の整備	- 134 -
第5	ライフライン施設の雪害防止体制の整備	- 135 -
第8	農作物の雪害防止体制の整備	- 137 -
第9	市民の自助、地域による共助	- 137 -
第14節	火山災害予防対策	- 139 -
第1	基本的な考え方	- 139 -
第2	想定される災害	- 139 -
第3	道路の火山災害防止体制の整備	- 142 -
第4	公共交通機関の火山災害防止体制の整備	- 142 -
第5	ライフライン施設の火山災害防止体制の整備	- 143 -
第6	市有施設の火山災害防止体制の整備	- 144 -
第7	農作物の火山災害防止体制の整備	- 144 -
第8	火山灰の処理体制の整備	- 144 -
第3章 災害復旧計画		
第1節	激甚災害の指定	- 147 -
第1	激甚災害指定の手續	- 147 -
第2	激甚災害に関する被害状況等の報告	- 148 -
第3	激甚災害指定の基準	- 148 -
第4	特別財政援助額の交付手續	- 148 -
第2節	市民生活安定のための緊急措置	- 149 -
第1	被災者台帳の作成	- 149 -
第2	り災証明書の交付	- 150 -
第3	被災者台帳の作成及びり災証明書の交付の体制強化	- 151 -
第4	被災者の生活確保	- 151 -
第5	農林漁業関係対策	- 160 -
第6	中小企業関係対策	- 163 -

第7	義援金の受入れ等	- 164 -
第8	総合相談窓口の設置	- 165 -
第9	災害復旧復興本部	- 166 -
第3節	被災施設の復旧等	- 171 -
第1	復旧事業	- 171 -
第2	原状復旧の進め方	- 171 -
第3	権限代行制度	- 171 -
第4節	復興計画の策定	- 172 -
第1	災害からの復興に関する基本的な考え方	- 172 -
第2	くらしとまちづくりの緊急整備の基本目標	- 172 -
第3	くらしとまちづくりの緊急整備の基本方針	- 172 -
第4	復興計画の策定	- 173 -

災害応急対策編（別冊）

【地震対策計画】

【地震対策計画 附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画】

【地震対策計画 附編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画】

【風水害・雪害・火山災害対策計画】

【大規模事故災害対策計画】

第1章 総 則

【総務局（危機管理課・防災対策課（以下、「危機管理部」という。）、全局区、関係機関、市民、事業者】

節	計 画 名	ページ
1	計画の策定方針	共 1
2	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	共 5
3	市の概況	共 13
4	計画の前提条件	共 18
5	防災ビジョン	共 25

第1節 計画の策定方針

【総務局危機管理部、全局区、関係機関、市民、事業者】

第1 計画の目的

千葉市地域防災計画（以下、「この計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、千葉市防災会議が作成する防災計画であり、本市と千葉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下、「防災関係機関」という。）及び公共的団体並びに市民が総力を結集し、平常時からの災害に対する備えと災害発生時の適切な対応を図るための大綱を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害の軽減を図り、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

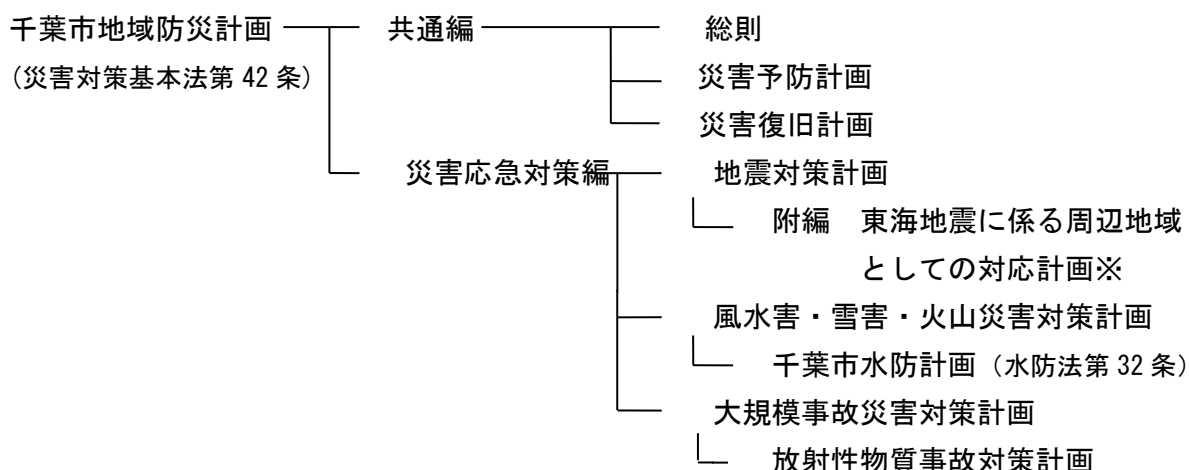
第2 計画の性格、構成及び災害の範囲

1 計画の性格

- (1) この計画は、千葉市の市域において災害に対処するために市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関、公共的団体及び市民の処理分担すべき事務、業務又は任務を含めた総合的かつ基本的な計画である。
- (2) この計画は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓等を礎とするとともに、近年の様々な社会構造の変化を踏まえ、防災関係機関、公共的団体及び市民の責任を明確にするとともに、各機関等が防災に関し行う事務、業務又は任務を有機的に結合した計画である。
- (3) この計画は、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行われた災害応急対策の効果を考えあわせ、恒久的に検討を加えていくべき計画である。

2 計画の構成

この計画は、総被害を最小限に止めるよう災害発生前に行う対策及び災害発生後の復旧対策を示した「共通編」、災害発生直後の市民・地域、事業者、行政の応急活動を示した「災害応急対策編」、地域防災計画に関連する参考資料をまとめた「資料編」の3編で構成する。



※「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」について、平成29年11月から、気象庁は東海地震に関連する情報（東海地震注意情報等）の発表は行わないこととしており、国では、東海地震に関する既存の計画の見直しを検討していることから、国が見直しを行った後、本計画の見直しを行う予定である。

3 この計画で扱う災害の範囲

- (1) 地 震…地震による災害
- (2) 風水害・雪害・火山災害…台風・大雨・高潮・大雪・火山噴火等による災害
- (3) 大規模事故災害…大規模事故等による災害

第3 他の計画等との関係

1 県地域防災計画等との関係

この計画は、千葉県地域防災計画及び千葉県水防計画と整合性を図り策定したものである。

したがって、それらの計画と抵触することがあって、かつ避けることができないと認められるときは、千葉市防災会議において調整を図るものとする。

2 千葉市基本計画との関係

この計画は、「千葉市基本計画」の諸施策と整合を図り、「災害に強い、安全・安心なまちづくり」の実現に向けて策定したものである。

したがって、「千葉市基本計画」に修正が生じ、この計画を修正する必要がある場合は、防災会議において調整を図るものとする。

3 千葉市国土強靱化地域計画との関係

この計画は、国土強靱化に関する部分について、「千葉市国土強靱化地域計画」の基本目標等と整合を図り、策定したものである。

したがって、「千葉市国土強靱化地域計画」に修正が生じ、この計画を修正する必要がある場合は、千葉市防災会議において調整を図るものとする。

「千葉市国土強靱化地域計画」の基本目標は次のとおりである。

- ・ 人命の保護が最大限図られること
- ・ 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ・ 迅速な復旧復興

※千葉市国土強靱化地域計画（資料 2-32）

4 災害救助法との関係

本計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき、市長が実施する救助又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

第4 部門計画等の作成

1 部門計画

本市各局は、本計画に定める分掌事務の実施に関し、それぞれの責務が十分果たせるように部門別計画やマニュアルをあらかじめ定め、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制の整備に努める。また、各区は、区本部の応急対策について、区の実状や地域特性を踏まえたうえで「区別計画」をあらかじめ定めるものとする。

なお、防災関係機関等においては、防災計画の策定に当たって、本計画の基本方針との整合を図るものとする。

2 業務継続計画

大規模な自然災害が発生した場合、その影響により利用できる資源（ヒト、モノ、情報、ライフライン等）が制約され行政機能が低下することが予想される。そのため、非常時優先業務（実施すべき応急・復旧業務及び継続する必要性の高い通常業務）を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、業務開始目標時間を定める等の必要な措置を講じることにより大規模災害発生時にも適切な業務執行を図るため、千葉市業務継続計画〈自然災害対策編〉を策定するものとする。

※千葉市業務継続計画〈自然災害対策編〉（資料 2-31）

3 災害時受援計画

大規模な災害が発生した場合、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、災害応急対策や被災者支援等の業務を行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業、

ボランティアなどの応援を最大限活用することが求められる。このような外部からの人的支援の受入れ手順や受入れに係る役割分担を明確化するとともに、物資の調達や物流に係る受援体制の整備を図り、受援対象業務をあらかじめ特定するなど、迅速な応援要請を行うため、千葉県災害時受援計画を策定するものとする。

※千葉県災害時受援計画（資料 2-33）

第5 計画の習熟

本市各局等及び各区並びに防災関係機関等は、この計画の遂行にあたり、それぞれの責務が十分果たせるように、平素自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、実動又は図上訓練その他の方法により、本計画及び部門計画等の習熟に努める。

第6 計画の修正

この計画は、防災に関する恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときは、千葉県防災会議において修正する。

第7 男女共同参画などの多様な視点を取り入れた防災体制の確立

東日本大震災では、避難所において女性用の物資が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで、当然のように避難所の食事準備を割り振られたり、仮設住宅の運営が男性だけで仕切られていたなど、女性に関する問題があった。

また、日頃から地域社会との関わりが少ない男性の仮設住宅における孤立化が目立ち、震災後に飲酒量が増加したことなども問題になっている。

さらに、生活復旧作業の際の子どもの預かり支援の必要性等、平常時以上に仕事と育児・介護の両立が難しくなることなども問題となっている。

そのうえ、LGBT（性的少数者）である被災者が、避難所における更衣室、トイレ、入浴、支援物資の受け取りなどにおいて、不便さやストレスを感じないための配慮も必要である。

こうした被災・復興状況における男女に関する様々な課題を解決するため、市では、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うとともに、防災に関する政策・方針の決定過程及び地域での防災活動に女性の参画を推進するなど、男女共同参画などの多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

【総務局危機管理部、全局区、関係機関、市民、事業者】

第1 市

市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次のことを実施する。ただし、災害救助法が適用された場合において必要があるときは、知事の委任を受けて災害救助にあたることとなる。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市	1 千葉県防災会議及び千葉県災害対策本部に関すること 2 防災に関する組織の整備に関すること 3 防災都市づくり事業の推進に関すること 4 防災に関する施設及び設備の設置、改善及び整備に関すること 5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備に関すること 6 防災知識の普及及び自主防災組織の育成指導に関すること 7 防災に関する訓練及び調査研究の実施に関すること 8 要配慮者の安全確保に関すること 9 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること 10 避難所の開設及び運営に関すること 11 情報の収集、伝達及び被害調査並びに災害時の広報に関すること 12 被災者に対する救助及び救護措置に関すること 13 災害時の医療救護及び助産活動、給水等の応急措置に関すること 14 緊急輸送道路及び緊急輸送の確保に関すること 15 清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること 16 災害対策要員の動員、雇上げに関すること 17 災害を受けた幼児、児童及び生徒の応急教育に関すること 18 公共的施設及び設備の応急復旧に関すること 19 その他災害発生の防除又は拡大防止のための措置に関すること 20 生活困窮者に対する保護及び救助に関すること 21 義援金品の受領及び配布に関すること 22 災害応急対策及び災害復旧用資材の確保及び物価の安定に関すること 23 被災産業（事業者）に対する融資等の対策に関すること 24 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること 25 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること 26 被災者の生活再建支援に関すること
消 防 局	1 火災、水害等の予防警戒及び防御に関すること 2 人命の救出、救助及び応急救護に関すること 3 消防、水防その他の応急措置に関すること 4 火災、水害等の情報の伝達に関すること 5 危険物等の安全確保のための指導に関すること
消 防 団	1 火災、水害等の予防警戒及び防御に関すること 2 地域住民の避難誘導及び救助に関すること

第2 県

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関する事 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関する事 3 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報に関する事 4 災害の防除と拡大の防止に関する事 5 災害時における防疫その他保健衛生に関する事 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事 7 被災産業に対する融資等の対策に関する事 8 被災県営施設の応急対策に関する事 9 災害時における文教対策に関する事 10 災害時における社会秩序の維持に関する事 11 災害対策要員の動員、雇上げに関する事 12 災害時における交通、輸送の確保に関する事 13 被災施設の復旧に関する事 14 市町村が処理する事務、事業の指導、指示及び、あっせん等に関する事 15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関する事 16 災害救助法に基づく被災者の救助に係る資源配分の連絡調整 17 被災者の生活再建支援に関する事 18 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事
千葉土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 県の所管に係る河川、道路、橋梁^{きょうりょう}、急傾斜地崩壊防止施設等の土木施設の保全並びに防災対策に関する事
千葉港湾事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の管理、港湾施設の整備及び保全並びに防災対策に関する事
企 業 局 (千葉水道事務所) (千葉水道事務所千葉西支所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事
千葉県警察本部 (千葉市警察部) (千葉中央警察署) (千葉東警察署) (千葉西警察署) (千葉南警察署) (千葉北警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における治安の維持、警察通信、交通対策、避難者の誘導等に関する事

第3 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関 東 管 区 警 察 局 (千葉県情報通信部)	1 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関する事 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事 3 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する こと 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事 5 津波警報の伝達に関する事
関 東 財 務 局 (千葉財務事務所)	1 金融機関等の指導に関する事 2 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のため の災害つなぎ資金に関する事 3 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会いに関する事 4 国有普通財産の管理及び処分に関する事
千 葉 労 働 局 (千葉労働基準監督署)	1 工場、事業所における労働災害の防止に関する事
関 東 農 政 局	1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する こと 2 応急用食料・物資の支援に関する事 3 食品の需給・価格動向の調査に関する事 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事 5 飼料、種子等の安定供給対策に関する事 6 病害虫防除及び家畜衛生対策に関する事 7 営農技術指導及び家畜の移動に関する事 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事 10 被害農業者に対する金融対策に関する事
関 東 地 方 整 備 局 (千葉国道事務所)	1 直轄国道の被災情報の収集に関する事 2 直轄国道の応急復旧及び災害復旧に関する事 3 直轄国道が災害により不通となった場合の迂回路の調整及び実施に関 する事 4 災害時相互協力に関する申し合わせに基づく適切な緊急対応の実施に 関する事
関 東 運 輸 局 (千葉運輸支局)	1 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する事 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する こと 3 災害による不通区間における、う回輸送等の指導に関する事 4 災害時における応急海上輸送に関する事 5 応急海上輸送船舶の緊急修理に関する事
東 京 航 空 局 成 田 空 港 事 務 所	1 災害時における航空機による輸送に関し安全を確保するための必要な 措置に関する事 2 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
千 葉 海 上 保 安 部	1 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること 2 危険防止のための船舶交通の制限に関すること 3 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること 4 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること
東 京 管 区 気 象 台 (銚 子 地 方 気 象 台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

第4 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸 上 自 衛 隊 高 射 学 校	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する訓練の実施に関すること (4) 防災資材の整備及び点検に関すること 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること (2) 災害救援のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付譲与に関すること

第5 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東 日 本 電 信 電 話 (株) ※以下「NTT東日本(株)」とする。 (株) N T T ド コ モ エヌ・ティ・ティ・コミュニケ ーションズ(株) K D D I (株) ソ フ ト バ ン ク (株) 楽 天 モ バ イ ル (株)	1 電気通信施設の整備に関すること 2 災害時における通信サービスの提供に関すること 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本赤十字社千葉県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護に関すること 2 こころのケアに関すること 3 救護物資の備蓄及び配分に関すること 4 血液製剤の供給に関すること 5 義援金の受付及び配分に関すること 6 その他応急対策に必要な業務に関すること
日 本 放 送 協 会 千 葉 放 送 局 ※以下「NHK千葉放送局」とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民（県民）に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること 2 市民（県民）に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3 社会事業団体等による義援金品の募集、配分に関すること 4 被災者の受信対策に関すること
東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電力供給に関すること 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
東京ガス(株)千葉支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること 2 ガスの供給に関すること
東日本旅客鉄道(株)千葉支社 ※以下「JR東日本(株)千葉支社」とする。 日 本 貨 物 鉄 道 (株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の保全に関すること 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること 3 帰宅困難者に関すること
日 本 通 運 (株) 福 山 通 運 (株) 佐 川 急 便 (株) ヤ マ ト 運 輸 (株) 西 濃 運 輸 (株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における貨物（トラック）自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有料道路（京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道）の保全に関すること 2 有料道路（京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道）の応急復旧工事の施工に関すること
成田国際空港(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における空港の運用に関すること 2 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること 3 帰宅困難者に関すること
日 本 郵 便 (株) （千葉中央郵便局） （若葉郵便局） （美浜郵便局） （花見川郵便局） （千葉緑郵便局）	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除に関すること 2 郵便振替による被災者救援のための寄付金送金の無料扱いに関すること 3 被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関すること 4 為替貯金業務及び簡易保険、郵便年金業務の非常取扱いに関すること 5 災害時における郵便事業運営の確保及び郵便事業窓口業務の維持に関すること
(株)イトーヨーカ堂 イ オ ン (株) ユ ニ ー (株) (株)セブン・イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	<ol style="list-style-type: none"> 1 支援物資の各種品目の調達及び被災地への迅速な供給に関すること

第6 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
公 益 社 団 法 人 千 葉 県 医 師 会 (一般社団法人千葉市医師会)	1 医療及び助産活動に関すること 2 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
一 般 社 団 法 人 千 葉 県 歯 科 医 師 会 (一般社団法人千葉市歯科医師会)	1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
一 般 社 団 法 人 千 葉 県 薬 剤 師 会 (一般社団法人千葉市薬剤師会)	1 医薬品の調達、供給に関すること 2 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること
公 益 社 団 法 人 千 葉 県 看 護 協 会	1 医療救護活動に関すること 2 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること
京 成 電 鉄 (株) 千 葉 都 市 モ ノ レール (株) 京 葉 臨 海 鉄 道 (株)	1 鉄軌道施設等の保全に関すること 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること 3 帰宅困難者に関すること
一 般 社 団 法 人 千 葉 県 ト ラ ッ ク 協 会	1 災害時における救助物資、避難者等の輸送の協力に関すること 2 協会と各事業者との連絡調整に関すること
一 般 社 団 法 人 千 葉 県 バ ス 協 会	1 災害時における救助物資、避難者等の輸送の協力に関すること 2 協会と各バス事業者との連絡調整に関すること
大 多 喜 ガ ス (株) 千 葉 事 業 所	1 ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
千 葉 テ レ ビ 放 送 (株) (株) ニ ッ ポ ン 放 送 (株) ベ イ エ フ エ ム	1 市民（県民）に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること 2 市民（県民）に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
公 益 社 団 法 人 千 葉 県 L P ガ ス 協 会	1 災害時におけるLPガス等の貯蔵及び輸送の保全に関すること 2 災害時におけるLPガス等の供給に関すること 3 被災施設の応急処理と復旧に関すること

第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(株) ジェイコム千葉 セ ン ト ラ ル	1 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
一 般 社 団 法 人 千 葉 市 建 設 業 協 会	1 道路・河川等公共施設の応急対策の協力に関すること 2 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること 3 その他災害時における建設活動の協力に関すること

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
千葉市上下水道指定工事店協同組合 県企業局指定工事店組合 千葉市下水管路維持協同組合	1 災害時における上・下水道の復旧活動の協力に関する事
千葉県石油商業組合	1 災害時における石油等の貯蔵及び輸送の保全に関する事 2 災害時における石油等の供給に関する事 3 被災施設の応急処理と復旧に関する事
農業協同組合 森林組合 農林水産業関係団体	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 2 農作物、林産物等の災害応急対策の指導に関する事 3 被災農林家に対する融資及びあっせんに関する事 4 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保、あっせんに関する事 5 災害時における食料及び物資の供給に関する事
千葉商工会議所 土気商工会その他 商工業関係団体 大規模産業施設	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 2 災害時における物価安定についての協力に関する事 3 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関する事 4 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事 3 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事 4 災害時における病人等の収容及び保護に関する事
社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 災害時における入所者等の保護に関する事
学 校 法 人	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事
金 融 機 関	1 被災事業者等に対する資金の融資に関する事
危険物・有毒物等保管施設、地下街の管理者	1 安全管理の徹底及び災害防護施設の整備に関する事
日本赤十字社千葉県支部 千葉市地区本部 (千葉市赤十字奉仕団)	1 被災者に対する炊き出し、救援物資の配布及び避難所内の世話業務等の協力に関する事 2 その他災害応急対策についての協力に関する事
千葉市各区町内自治会 連絡協議会 自主防災組織 (町内自治会) 千葉市女性団体連絡会 避難所運営委員会	1 避難者の誘導及び避難行動要支援者等の発見、安否確認、救出救護の協力に関する事 2 被災者に対する炊き出し、救援物資の配布及び避難所内の世話業務等の協力に関する事 3 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関する事 4 自主防災活動の実施に関する事 5 避難所の運営に関する事

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
社 会 福 祉 法 人 千 葉 市 社 会 福 祉 協 議 会	1 災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること 2 生活福祉資金の貸付に関すること
公 益 在 団 法 人 千 葉 市 防 災 普 及 公 社	1 市民に対する防災知識・技術の普及に関すること 2 震災時における出火防止対策の推進に関すること 3 震災時における初期消火体制の確立に関すること 4 応急手当の普及啓発に関すること 5 防火物品の普及推進に関すること
公 益 財 団 法 人 千 葉 市 国 際 交 流 協 会	1 千葉市災害時外国人支援センターの設置・運営に関すること
公益財団法人文化振興財団 (千葉市男女共同参画センター)	1 女性相談に関すること

第8 市民及び事業所等の基本的責務

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市 民	1 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、住宅の耐震診断・改修等の予防を図る。また、食料、飲料水その他の生活必需品の備蓄（最低3日間、推奨1週間分）、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での震災発生時の備えを講じる。 2 市及び県が実施する防災対策に協力するとともに、自発的かつ積極的に防災活動や防災訓練に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与する。 3 市民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努める。
事 業 所	1 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動や防災訓練に積極的に参加し、自主防災組織との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与する。 2 集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努める。 3 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努め、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを推進する。 4 事業所等は、鉄道等の交通機関の不通時において、従業員の一斉帰宅を防止し、帰宅困難者対策を行うよう努める。 5 市が行う防災に関する施策に協力するよう努める。
ボ ラ ン テ ィ ア 団 体	1 普段から構成員間の連携を密にして活動体制の準備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与する。

第3節 市の概況

【総務局危機管理部、全局区、関係機関、市民、事業者】

第1 自然的条件

1 位置

(1) 位置

千葉市は、首都東京（都心）の40km圏にあり、東京湾奥の東部に位置する。

(2) 緯度、経度

千葉市役所（中央区千葉港1番1号）の緯度、経度は次のとおりである。

＜千葉市役所の緯度経度（令和4年1月13日時点）＞

東 経	140° 06' 24"
北 緯	35° 36' 27"

（出典：国土地理院ホームページ「千葉県 市区町村の役所・役場及び東西南北端点の経度緯度（世界測地系）」）

(3) 隣接市

千葉市の隣接市は、次のとおりである。なお、西は東京湾に面している。

＜千葉市の隣接市＞

東	八街市、東金市、大網白里市
南	市原市、茂原市
北	習志野市、八千代市、佐倉市、四街道市

2 面積及びひろがり

千葉市の面積及びひろがりは、次のとおりであり、千葉県面積の約20分の1を占める。なお、海岸線延長は約21kmである。

＜千葉市の総面積及びひろがり（令和5年4月21日時点）＞

総面積		ひろがり	
面積	公有水面埋立	東西	南北
271.76k m ²	33.88 k m ²	25.7km	24.5km

（出典：千葉市ホームページ「千葉市統計書（令和4年度版）」）

3 地形・地質

千葉市の地形は、市域の5分の4を占める下総台地、台地と東京湾との間に形成された幅

の狭い低地及び海面の大規模な埋め立て等による人工地形に大別できる。

下総台地は、千葉県北部一帯を占め、標高 20～100m の比較的平坦な地形を形成している。

千葉市における下総台地は、印旛沼側と東京湾側の分水界となりながら、南東～北東方向に標高を減らし、緑区土気町善勝寺付近 96.6m、緑区越智新田付近 67.9m、若葉区大宮台付近 36.3m、花見川区千種町付近 27.5m、中央区都町付近 5m、そして平均標高が 21m の台地となっている。

また、「低地」は、東京湾にそそぐ都川、印旛放水路（花見川）沿いの谷底平野や氾濫平野、村田川下流から都川下流にひろがる海岸平野からなる。

谷底平野は、多くの場合都市化の進展により埋め立て造成されており、花見川区の募張本郷やこてはし台、稲毛区のあやめ台、若葉区のみつわ台、小倉台、千城台、そして緑区のおゆみ野などは大規模な人工改変地となっている。

氾濫平野も都川、花見川下流で大規模な盛土がなされている。

また、海岸平野も盛土化が進んでいる。

地質については、「台地」は、地表近くに関東ローム層が分布し、その下位に砂層（成田層）、さらに台地の基底をなす粘土層となっている。

「低地」を構成する地層は、いわゆる軟弱地盤を形成する沖積層が主体となっている。

4 気象

気象は、東京湾に面した海洋性の気象であり、関東平野中心部の気象区に属し、年間平均気温 16.7℃（令和 4 年）で、1 年を通じおおむね温暖な気候となっている。

また、降水量は年間 1427.5mm（令和 4 年）となっており、年間降水量は減少傾向にある。

※（出典：気象庁ホームページ「千葉（千葉県）年ごとの値」）

※最近 10 年の気象概況（資料 1-2）

〈千葉市の降水量〉

期間		1970～	1980～	1990～	2000～	2010～
		1979 年	1989 年	1999 年	2009 年	2019 年
期間内平均年間降水量		1,188mm	1,322mm	1,340mm	1,495mm	1,477mm
期間内	1 日当たり	150mm	183mm	260mm	185mm	238mm
最大降水量	1 時間当たり	71mm	70mm	58mm	56mm	68mm

第2 社会的条件

1 人口

(1) 人口と世帯

東京都心から 40km 圏にある立地条件や交通機関の整備、大規模団地の造成などによる宅地化の進展により千葉市の人口は、昭和 30 年代から 50 年代前半にかけて急激に増加した。

令和 2 年 10 月 1 日の国勢調査の人口は 974,951 人で、世帯数は 445,814 世帯であり、近年

の人口の伸びは緩やかに推移している。

さらに、国勢調査の平均世帯人員は、2.21人と引き続き減少している。

また、令和2年国勢調査による年齢別人口は、生産年齢人口（15～64歳）の割合が61.8%（全国平均59.5%）、老年人口（65歳以上）は26.8%（全国平均28.6%）となっており、出生率の低下により高齢化が進んでいる。

（令和2年10月1日現在）

人 口	世 帯 数	人口密度(人/k m ²)	1世帯当り人口
974,951人	445,814世帯	3,587.3	2.21人

（2）行政地域別人口と世帯数

地域別に見ると、市街地中心部である中央区と、東京に近い花見川区の人口が大きい。また、年齢構成を見ると、中央区や緑区では比較的高齢者が少ないが、将来的には急激な高齢化が想定される。

高齢者の多い地域は、災害時の行動に劣るために適切な救援、指示等の働きかけが必要となる。

また、若年層が多い地域には、市の防災についての広報や自主防災組織の結成を促し、また、地域ごとの公的施設を整備し、地域としての連帯を深め、災害時に団結した行動がとれるよう働きかけることが必要である。

（令和2年10月1日現在）

	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑 区	美浜区
人 口 (人)	211,736	177,328	160,582	146,940	129,421	148,944
世 帯 数 (世帯)	109,336	81,123	74,796	64,840	50,996	66,891
人口密度(人/ k m ²)	4,734.7	5186.5	7567.5	1745.3	1953.5	7025.7
1世帯当り人口 (人)	1.94	2.19	2.15	2.27	2.54	2.23
高齢化率 [65歳以上 人口比率] (%)	21.2	25.5	24.4	28.3	21.7	24.5

（3）昼夜間人口

千葉市街中心部や幕張新都心部は、昼間人口や移動中市街を訪れる人が多く、災害発生時には、二次災害に注意を要する地域である。

（令和2年国勢調査）

夜間人口	昼間人口
974,951人	946,610人

出典：令和2年国勢調査 (<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html>)

(4) 将来の見通し

市の総人口は、2020年代前半をピークに、減少に転じる見通しであり、年少人口、生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加する見通し。

また、高齢化率は、2040年に33.2%まで上昇する見通しであり、世帯数は2030年頃にピークを迎え、平均世帯人員は減少傾向が続く見通し。

※参考：千葉市ホームページ「人口の将来見通し」

(<https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/sogoseisaku/kikaku/population2.html>)

2 交通

(1) 道路

千葉市の基幹道路網は、東京・成田・東金・内房の各方面を結ぶ東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、京葉道路及び千葉東金道路から構成され、市域内には、12箇所のインターチェンジが設置されている。

さらに、広域道路として千葉都心部を中心に国道14号、16号、51号、126号及び357号並びに千葉鎌ヶ谷松戸線、千葉茂原線、生実本納線等の主要地方道が放射状に伸び周辺市町村と連絡している。

(2) 鉄道等

千葉市の鉄道網は、東京湾臨海部の住宅、商業及び工業地域の大動脈となるJR総武本線（東京駅～千葉駅）、内房線及び京葉線、それとほぼ平行する京成電鉄線からなる南北軸と、市中心部から内陸部に向かうJR外房線及び総武本線（千葉駅～銚子駅）、そして千葉都市モノレールの放射軸とで構成される。

市内には、JR線18駅、京成線13駅及び千葉都市モノレール18駅の合計49駅が設置され、それぞれを中心として市街地が形成されている。なかでも千葉、稲毛及び海浜幕張のJR3駅は、JRやバス路線のターミナルとして、市内陸部や周辺市町へのアクセス拠点となっており、乗車人員は1日平均約5～10万人を数える。

そのほか、乗車人員が1日平均2万人を超える駅として、JR蘇我駅（約3万4千人）、幕張本郷駅（約2万9千人）、新検見川駅（約2万3千人）、西千葉駅（約2万3千人）、都賀駅（約2万1千人）、鎌取駅（約2万1千人）がある。

また、JRを除く私鉄各駅は、京成千葉線の京成千葉駅（約1万4千人）、千葉中央駅（約8千8百人）、京成幕張本郷駅（約8千人）、千葉都市モノレールの千葉駅（約1万3千人）、千葉みなと駅（約8千人）、都賀駅（約6千人）のほかは、いずれも乗車人員が1日平均5千人に満たない。

なお、宅地造成・マンション建設に伴う人口増や、大規模集客施設の開設に伴い、一部の駅の乗車人員数は増加傾向にあるが、それ以外の駅については、市の人口の増加が緩やかになるのに伴って、ほぼ横ばいとなっている。（千葉市統計書平成30年度版）

3 産業経済

千葉市は、昭和25年川崎製鉄誘致、29年東京電力誘致を契機として、産業経済の骨格を形成してきたが、平成元年幕張メッセ開場以降は幕張新都心へのコンベンション及び業務機能の集積、あるいは千葉土気緑の森工業団地への研究開発機能の集積などの新たな動きも見られている。

商業及びサービス業は、都心部を中心に高い集積があり、生活関連サービスでは周辺地域への供給拠点となっているなど県都としての中心性を持っている。

一方、製造業は、京葉臨海工業地帯として形成された千葉港周辺部のほか、内陸部にも鉄鋼、食料品、一般機械等が集積している。

農業は、首都圏の大消費地に隣接した立地条件を生かし、市民に新鮮で安全な食料を安定的に供給するほか、農林地は防災・環境保全等多面的かつ公益的機能を有し、経済価値も高い。

4 土地利用

千葉市の土地利用の状況は、住宅地・商業業務施設用地・工業用地等都市的土地利用がなされるのは約59%、残りの約41%は農用地・森林など自然的土地利用となっている。

都市的土地利用は、主として市の中心部から西側や臨海部に、農林業的・自然的土地利用は、東部内陸部や北部に多く分布し、市域全体として緑と水辺に恵まれ、本市の個性を形成しつつある。

しかし、宅地の細分化やミニ開発も依然として多く、これらは防災整備上ふさわしくない。

今後は、ミニ開発によるスプロール等の進行を抑制していくよう身近な市街地環境をよりきめ細かに誘導する必要がある。

幕張方面は、新都心として大規模に整備され、防災上良好な市街を形成している。ただし、埋立地は、液状化や地盤沈下等の被害を受けやすいという問題点があるため十分な注意が必要である。

工業地は、主として、臨海部、内陸部に大別される。これらの工業地等には火災や爆発等の危険性を持つ施設が集中するため、十分な防災対策が各事業者において行われていなければならない。これらに対する指導や監視についても絶えず適切に行っていく必要がある。

一方、都市計画法に基づく市街化区域は、平成28年度末現在で市域の47%にあたる12,882haとなっている。その用途地域別内訳は、住居系が74%を占めており、住宅都市としての性格が強い。その他、商業系7%、工業系19%となっている。

第4節 計画の前提条件

【総務局危機管理部、全局区、関係機関、市民、事業者】

第1 地震被害想定

本計画の前提条件として設定する被害想定は、「千葉市地震被害想定調査報告書（平成29年3月）」に基づき、下記のとおりとする。

1 想定地震

- 名称： 千葉市直下地震
 規模： マグニチュード7.3
 震源位置： 震源の中心を、千葉市役所（中央区千葉港）の直下に設定
 震源の深さ： 約30km（断層の上端の深さ）
 断層のずれ： 南北方向に、横ずれを起こすと想定
 設定理由： マグニチュード7クラスの首都直下地震は、どこの場所でも発生する可能性があるとしてされており、震源が近いほど揺れが大きくなることから、千葉市に最も大きな影響を与える地震として千葉市直下地震を想定地震とした。

2 地震動

区	震度6強	震度6弱	震度5強
中央区	31.2%	65.7%	3.1%
花見川区	61.4%	38.6%	0.0%
稲毛区	75.1%	24.9%	0.0%
若葉区	74.6%	25.4%	0.0%
緑区	36.8%	53.6%	9.6%
美浜区	39.9%	60.1%	0.0%
計（全市）	53.9%	43.2%	2.9%

※区別に震度別面積の割合を示したもの

3 液状化危険度

区	高い	やや高い	低い	極めて低い	なし
中央区	18.1%	26.3%	11.9%	7.3%	36.4%
花見川区	4.5%	5.2%	2.7%	10.3%	77.3%
稲毛区	0.7%	2.9%	1.3%	6.6%	88.5%
若葉区	0.2%	0.6%	0.7%	7.4%	91.1%
緑区	0.8%	1.3%	0.3%	5.4%	92.2%
美浜区	47.0%	32.7%	18.4%	1.9%	0.0%
計(全市)	7.5%	8.3%	4.1%	6.8%	73.3%

※区別に液状化危険度別面積の割合を示したもの

4 建物被害

区	全壊棟数			焼失棟数(冬18時・風速8m/秒)	合計
	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊		
中央区	3,900棟	120棟	2棟	1,540棟	5,560棟
花見川区	4,130棟	100棟	3棟	1,520棟	5,750棟
稲毛区	3,450棟	10棟	-	1,230棟	4,700棟
若葉区	3,980棟	2棟	2棟	900棟	4,890棟
緑区	1,250棟	3棟	1棟	590棟	1,840棟
美浜区	420棟	40棟	0棟	100棟	560棟
計(全市)	17,140棟	270棟	9棟	5,880棟	23,300棟

※10以上は一の位を四捨五入、10未満は整数で表示。また、0.5未満(0を除く)は「-」と表示

※四捨五入により、合計が合わない場合がある。

5 人的被害

区	死者数	重傷者数	軽症者数
中央区	250人	440人	1,360人
花見川区	280人	450人	1,460人
稲毛区	230人	380人	1,170人
若葉区	270人	420人	1,420人
緑区	90人	130人	470人
美浜区	20人	50人	240人
計(全市)	1,130人	1,870人	6,120人

※冬5時・風速8m/秒の場合の人的被害予測

※10以上は一の位を四捨五入

※四捨五入により、合計が合わない場合がある。

要因	死者数
建物倒壊	900人
屋内収容物の転倒・移動、 屋内落下物、屋内ガラス被害	140人
火災	90人
計	1,130人

※冬5時・風速8m/秒の場合の要因別死者数

※10以上は一の位を四捨五入

6 ライフライン被害

項目	直後	1日後	3日後	1週間後	2週間後	1か月後
停電率	91%	46%	14%	1%	0%	0%
上水道機能支障率	65%	62%	56%	44%	27%	8%
下水道機能支障率	4%	3%	3%	2%	1%	0%
固定電話の通信機能支障率	92%	46%	14%	1%	0%	0%
都市ガスの機能支障率	65%	60%	51%	40%	20%	0%

7 交通施設被害

緊急輸送道路における橋梁被害箇所数

無被害又は 軽微な被害	小規模損傷	中規模損傷	大規模損傷	合計
0	107	8	11	126

区	道路閉塞率			
	10%未満	10～15%	15～20%	20%以上
中央区	59.0%	13.1%	14.7%	13.1%
花見川区	51.7%	12.1%	13.7%	22.5%
稲毛区	57.4%	11.8%	14.6%	16.2%
若葉区	40.6%	17.2%	28.6%	13.6%
緑区	54.7%	16.3%	19.3%	9.7%
美浜区	84.4%	4.9%	6.5%	4.2%
計(全市)	52.9%	14.2%	19.3%	13.6%

路線別の不通区間数及び復旧日数

会社名	路線名	区間	駅間数	不通駅間数			復旧 日数
				直後	1日後	2日後	
JR東日本	総武線	津田沼～千葉	6	4	3	3	8
	総武本線	千葉～四街道	3	3	3	3	6
	京葉線	新習志野～蘇我	5	1	1	1	4
	外房線	千葉～大網	6	1	0	0	1
	内房線	蘇我～八幡宿	2	1	0	0	1
京成電鉄	本線※	実籾～八千代台、 京成大和田～勝田台	2	2	2	2	4
	千葉線	京成津田沼～千葉中央	9	7	7	6	8
	千原線	千葉中央～ちはら台	5	0	0	0	0

※千葉市内に駅は存在しない。

8 避難者数

区	1日後	3日後	1週間後	2週間後	1か月後
中央区	38,710人	36,610人	26,910人	17,600人	9,820人
花見川区	39,800人	37,660人	27,700人	18,080人	10,080人
稲毛区	33,760人	32,030人	23,610人	15,350人	8,370人
若葉区	34,820人	33,140人	24,570人	16,120人	8,890人
緑区	16,180人	14,910人	10,420人	6,400人	3,310人
美浜区	19,260人	17,550人	11,670人	6,130人	1,930人
計(全市)	182,530人	171,900人	124,890人	79,680人	42,410人

※冬18時・風速8m/秒の場合の避難所避難者数予測

9 帰宅困難者数

駅前	帰宅困難者数			
	通勤	通学	私事等	計
J R・京成千葉駅	26,800人	2,500人	2,000人	31,300人
J R海浜幕張駅	20,800人	5,600人	570人	27,000人
J R稲毛駅	2,900人	7,000人	200人	10,100人
J R蘇我駅	3,000人	900人	500人	4,400人

10 その他の被害予測

震災廃棄物発生量(冬18時、風速8m/s)

区	重量(トン)	体積(m ³)
中央区	708,130	642,000
花見川区	555,830	527,170
稲毛区	441,920	421,260
若葉区	568,070	522,090
緑区	297,200	261,110
美浜区	80,340	71,820
計(全市)	2,651,500	2,445,450

※一の位を四捨五入して表示

※四捨五入により、合計が合わない場合がある。

エレベータ停止台数

区	全エレベータ 台数	安全装置作 動停止台数	揺れによる 停止台数	停電に伴う 停止台数	全停止 台数	停止率
中央区	1,736	1	110	280	391	22.5%
花見川区	864	1	51	143	195	22.6%
稲毛区	618	0	41	102	143	23.1%
若葉区	192	0	9	30	39	20.3%
緑区	259	0	18	42	60	23.2%
美浜区	1,406	1	83	233	317	22.5%
計（全市）	5,075	3	312	830	1,145	22.6%

直接経済被害の予測

被害の内訳		金額（億円）
建物被害	住宅	8,140
	非住宅	2,690
家財被害		6,630
償却資産被害		2,450
棚卸資産被害		1,120
ライフライン	上水道	120
	下水道	90
	電力	220
	通信	560
	都市ガス	490
交通施設	道路	70
計（全市）		22,570

※一の位を四捨五入して表示

※四捨五入により、合計が合わない場合がある。

1.1 建物の耐震化等による被害軽減効果の推計

建物の耐震化による被害軽減効果の推計（冬5時）

被害予測項目	被害予測結果	耐震化率 95%	耐震化率 100%
揺れによる全壊棟数	17,140 棟	8,000 棟	2,800 棟
建物倒壊等による死者数	1,030 人	470 人	160 人

家具転倒防止対策による被害軽減効果の推計（冬5時）

被害予測項目	被害予測結果	実施率 95%	実施率 100%
屋内収容物等による死者数	140 人	60 人	0 人

出火防止対策による被害軽減効果の推計（冬18時・風速8m/秒）

被害予測項目	被害予測結果	感震ブレーカー等 設置率100%	感震ブレーカー等設置率 100%+初期消火率向上
火災による焼失棟数	5,880棟	3,270棟	160棟
火災による死者数	120人	70人	3人

※千葉市地震・風水害ハザードマップ（資料4-6）

第2 風水害・土砂災害・雪害・火山災害被害

1 風害

平成30年9月の台風第24号では、海水の塩分を含んだ暴風により塩害が発生し、各地で農地の被害が生じたほか、関東地方では塩害による停電で鉄道の運休が発生した。

また、令和元年房総半島台風では、千葉市で観測史上最大となる最大瞬間風速57.5m/sを記録し、千葉県内各地で倒木による停電が長期間発生するなど、大きな被害が発生した。

今後、都市防災機能向上のため、無電柱化や自立・分散型エネルギーの導入、発電機等の備蓄、停電発生時の早期復旧のため各種協定の締結等の対策を講じる必要がある。

2 水害

千葉市内の主な河川として、印旛放水路（花見川）、鹿島川、村田川、都川、葭川、支川都川、浜野川、坂月川、生実川、勝田川があげられる。特に、都川はその流域が市域面積の約4分の1を占める。

過去には、浜田川、印旛放水路（花見川）、草野水のみち、都川、葭川、準用河川生実川、浜野川などに接続されている排水路沿いの低地での排水不良による内水氾濫の被害が多発していた。特に、浜田川（花見川区幕張町周辺）、生実川周辺（中央区蘇我2丁目周辺）は、水害の常襲地域であった。また、平成5年8月の台風第11号の影響により都川下流域で、令和元年10月25日の大雨の影響により村田川上流域等で、大規模な浸水被害があった。これらの浸水被害は、河川改修及び下水道施設・都市下水路等の整備により、全体としてかなり減少している。

しかしながら、近年の都市化の進展に伴い雨水が浸透しにくくなり、雨水流出量が大幅に増大し、短時間に一挙に低地部へ集中するようになっている。また、ヒートアイランド現象が原因と思われる局所的な集中豪雨が頻発するようになってきている。このため、雨水排水施設の整備が完了した既成市街地などの窪地で局所的な浸水被害が発生するようになっている。

今後、河川の改修や下水道施設の整備を進めるとともに、雨水流出量の抑制のため、貯留・浸透施設を積極的に設置するほか、ソフト対策として、内水ハザードマップの作成や市民自らの災害対策を支援する対策などが望まれる。

※近年の風水害による災害記録（資料1-3）

※千葉市域を流下する河川（資料1-4）

※千葉市地震・風水害ハザードマップ（資料 4-7）

※大雨の時、通行に注意を要する道路（資料 4-9）

3 高潮災害

高潮は、台風や発達した低気圧などに伴い、気圧が下がり海面が吸い上げられる効果と強風により海水が海岸に吹き寄せられる効果のために、海面が異常に上昇する現象である。

大正6年10月1日には、東京湾を通過した台風により東京湾沿岸に大規模な高潮が発生し、現在の千葉市域においても被害が生じた。

4 土砂災害

土砂災害とは、大雨や地震が原因となり山や崖が崩れたり、水と混じり合った土や石が川から流出することで人命や財産に被害をもたらす自然災害であり、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流、地すべりの3種類に分類される。本市においても、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）の発生のおそれがある地区が、土砂災害警戒区域等に指定されている。

令和元年10月25日の大雨の影響により、土砂災害警戒区域等以外の場所を含む市内各所でがけ崩れが発生し、人的・物的被害が生じた。

水害と同様に集中豪雨に注意する必要があるとあり、ハード面とソフト面の両面に渡る対策の実施が望まれる。

※急傾斜地崩壊危険区域指定箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所（資料 4-2）

※土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（資料 4-10）

※土砂災害警戒区域等における要配慮者利用施設一覧（資料 4-11）

※土砂災害ハザードマップ（資料 4-12）

5 雪害

平成26年2月8日から9日にかけて南岸低気圧の通過の影響による大雪により、千葉市（千葉特別地域気象観測所）では、昭和41年の観測開始から最大となる33cmの積雪を観測し、転倒による人的被害、公共交通機関の運行停止に伴う帰宅困難者の発生等の様々な被害が生じたため、必要な対策の実施が望まれる。

6 火山災害

本市においては、周辺の活火山（富士山、箱根山、伊豆大島等）から距離が離れているため、溶岩流、火砕流、噴石による影響はないと考えられるが、1707年に発生した富士山の宝永噴火では、100km以上離れた房総半島にまで火山灰が降り、本市域周辺には4～8cm程度の降灰があったとされている。

今後、宝永噴火のような大規模な噴火が発生する可能性は、小規模な噴火が発生する可能性に比べ低いとされているが、大規模噴火の可能性が否定されている訳ではないため、必要な対策の実施が望まれる。

第5節 防災ビジョン

【総務局危機管理部、全局区、関係機関、市民、事業者】

第1 計画の理念

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした。マグニチュード9.0を記録したこの地震により、千葉市内においても、沿岸部を中心に液状化現象が広範囲に渡って発生するなど、住宅、道路、護岸施設、上下水道などのライフライン施設等に大きな被害が生じた。

これまでの想定をはるかに越えた東北地方太平洋沿岸部の壊滅的な被害や、広範囲でのライフラインの停止と燃料供給の途絶など甚大な被害が生じ、避難所の運営や災害時に援護が必要な方への支援、帰宅困難者対策など、これまでの「防災対策」への様々な課題が浮き彫りになった。

さらに、切迫性が高いと考えられる首都直下地震に備えた防災対策は急務であり、仮に大きな地震が発生しても、「被害を出さない」「被害を軽減する」「避難・救助を円滑にする」など、減災の視点からの取り組みが極めて重要となる。

また、令和元年房総半島台風では、記録的な暴風により、多くの住宅屋根の損壊、倒木などが発生したほか、残暑が続く中での倒木等を起因とした広範囲で長期間の停電により、多くの熱中症等の被害が発生した。さらに令和元年10月25日の大雨では、がけ崩れ、河川の氾濫、内水氾濫が発生し、家屋の倒壊や浸水等、物的・人的被害が出る大きな災害となった。

大規模な災害における被害を最小限に抑える「減災」を推進するために、市民一人ひとりや地域の多様な主体が自ら考え、ともに行動するなど、市民・地域、事業者、行政が連携・協働し、持てる知恵と力を結集し、全市一丸となり防災対策を推進していくことをこの計画全体を貫く基本理念とする。

第2 基本目標

以上のような計画の理念により、この計画で達成すべき基本目標は、次の9項目とする。

これら9項目は、いずれも科学的な研究成果と様々な経験についての不断の検討に基づき達成状況の見直しを行いつつ、実現に向けて市民と行政が一体となって取り組まなければならない。

基本目標

- 1 被害を発生させない、拡大させない都市空間の整備・強化
- 2 要配慮者の安全確保のための環境整備
- 3 防災拠点施設の整備並びに強化
- 4 自助・共助・公助の適切な役割分担と連携方法の明確化
- 5 市民・職員の災害時行動力の強化
- 6 地域・事業所における防災体制の強化
- 7 実践的な防災訓練の実施
- 8 事態の推移に対応した作業手順の具体化
- 9 地域災害特性を踏まえた救援救護対策の確立

1 被害を発生させない、拡大させない都市空間の整備・強化

延焼火災の発生を防止することができれば、地震により発生するおそれのある一・二次災害のかなりの部分は軽減される。

また、ブロック塀や自動販売機、看板等の落下・倒壊の危険性を解消すれば、地震時の一・二次災害は最小限度にとどめられる。

さらに広域的な延焼火災が発生しても、道路網や安全地帯を準備しておくことにより、緊急に難を避けることが出来る。

行政、市民、事業所がそれぞれの持ち分において、「被害を発生させない、拡大させないまちづくり」に相応の貢献をしなければならない。

2 要配慮者の安全確保のための環境整備

要配慮者は、「災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々」と定義し、以下のような類型を基本とする。

①高齢者、②視覚障害者、③聴覚・言語障害者、④肢体不自由者、⑤内部障害者、⑥知的障害者、⑦発達障害者、⑧精神障害者、⑨難病患者等、⑩乳幼児、⑪妊産婦、⑫外国人等、⑬災害時負傷者、⑭災害孤児等、⑮地理に不案内な旅行者等

※ 本計画では、「障害者」は「障害者及び障害児」を指す。

災害発生時において、要配慮者の安全を確保するためには、要配慮者それぞれの状況（たとえば障害の内容、程度など）に応じた的確な支援が必要となる。そのためには、市による体制整備はもとより、地域の防災組織や福祉関係団体等の関係機関と連携・協働しなければならない。

3 防災拠点施設の整備及び強化

千葉市の自然的、社会的地域防災特性をふまえ、発災直後の混乱の中で迅速に対応するためには、各自・各コミュニティ・各区が独力で事態に対処（分散防御）し、そして市・区本部の適切な指揮のもと連携（集中防御）する能力が要求される。

「分散防御」と「集中防御」の両面にわたりバランスのとれた体制となるよう、あらかじめ防災拠点となる施設が整備され強化されていかなければならない。

4 自助・共助・公助の適切な役割分担と連携方法の明確化

少子・高齢化や核家族化、都市化の進展により地域コミュニティが希薄化する中で、災害時に自らの手で自らや家族を守る「自助」による安全・安心の確保や、地域での支え合いによる「共助」の取組みを活性化させるとともに、行政として「公助」の再構築が必要である。

市民・地域、事業者、行政が、自助・共助・公助の適切な役割分担に基づき、それぞれが自らできる範囲で災害に強いまちづくりへの取り組みや、各主体が連携・協働する仕組みづくりを進めていかなければならない。

5 市民・職員の災害時行動力の強化

不測の事態に際しても、自らの安全を確保し、被害を最小限にとどめるために、市、事業所及び市民は、災害時行動力の強化を図らなければならない。

6 地域・事業所における防災体制の強化

非常時の、パニック化した集団の中では、自ら冷静さを保つことは難しい。また、災害時に負傷すれば、周囲の援助を必要とする。

そのため、町内自治会・自主防災組織と事業所の防災組織は、地域・事業者間における助け合いの防災体制の強化を図らなければならない。

7 実践的な防災訓練の実施

不測の事態に際しても、一時の混乱からいち早く立ち直り、被害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、事業所及び市民が臨機応変に対処できるだけの「実践的な防災訓練」を実施する必要がある。

また、防災訓練は、様々な事態を想定した応急対策計画や、その他のマニュアルが実際に役立つかどうか、検証する場となるため、計画の不足を発見し、さらに実効性のある計画となるよう防災訓練を実施しなければならない。

8 事態の推移に対応した作業手順の具体化

大規模災害時には、それぞれの部署に適材適所の人員が不足なく参集することはまず期待できない。

そのため、任務に習熟していない人でも、与えられた任務分担を最小限の混乱にとどめながら、こなせるよう、事態の推移に即した対策項目及び作業手順の具体化（マニュアル化）を図らなければならない。

9 地域災害特性を踏まえた救援救護対策の確立

災害による被害は市内の全域において、一様に生ずるわけではない。不特定多数の人が集まる文教施設・病院・スーパー等ではパニックや火災の発生が懸念される。

また、木造住宅密集地についても倒壊に伴う火災が発生し、その延焼による大火の危険性が高いことから、多様な事態に即した救援救護対策を確立しなければならない。

第2章 災害予防計画

節	計 画 名	ページ
1	防災体制の整備	共 29
2	安全で災害に強いまちづくりの推進	共 40
3	被害の軽減	共 52
4	津波災害予防対策（津波避難計画予防編）	共 71
5	都市公共施設の災害対応力の強化	共 77
6	安全避難の環境整備	共 86
7	要配慮者の安全確保	共 94
8	帰宅困難者等対策	共 102
9	緊急輸送の環境整備	共 105
10	救援・救護体制の整備	共 108
11	備蓄・調達体制の整備	共 115
12	防災行動力の向上	共 119
13	雪害予防対策	共 133
14	火山災害予防対策	共 139

第1節 防災体制の整備

第1 防災組織の整備

災害発生時に、市民の生命を守り、被害を最小限にとどめるため、市を中心とする防災関係機関及び市民、事業所等の各レベルで、迅速な防災活動を開始するための組織をあらかじめ整備する。

あわせて、ボランティア活動が円滑に行えるよう環境整備を図るとともに、ボランティア意識の育成に努める。

1 市

【総務局危機管理部】

(1) 市防災会議

ア 設置の根拠等

- ・ 災害対策基本法 第16条
- ・ 千葉県防災会議条例 (資料2-1)
- ・ 千葉県防災会議運営要綱等 (資料2-2)

イ 所掌事務

- ・ 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- ・ 水防計画に関する事項について調査審議すること。
- ・ 市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し市長に意見を述べること。
- ・ その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

ウ 組織

- ・ 千葉県防災会議の構成 (資料2-3)

(2) 市災害対策本部

ア 設置の根拠等

- ・ 災害対策基本法 第23条
- ・ 千葉県災害対策本部条例 (資料2-7)
- ・ 千葉県災害対策本部運営要綱 (資料2-8)

イ 所掌事務

地域防災計画の定めるところにより、市域の災害予防計画、災害応急対策及び応急復旧対策を実施すること。

ウ 組織

- ・ 千葉県災害対策本部条例 (資料2-7)
- ・ 千葉県災害対策本部運営要綱 (資料2-8)

2 県

【県】

県は、市町村を包括する団体として、次の防災組織を設置することとしている。

- (1) 県防災会議
- (2) 県災害対策本部
- (3) 県水防本部

3 防災関係機関

【関係機関】

市域を所管又は市内にある「指定行政機関」、「指定地方行政機関」（以上、国の機関）、「指定公共機関」、「指定地方公共機関」（以上、公共的機関、公益的事業を営む法人でそれぞれ内閣総理大臣、県知事が指定するもの）、及び「公共的団体」等の防災関係機関は、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、災害予防計画及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、その改善に努める。

4 自主防災組織

【総務局危機管理部、各区、消防局】

(1) 根拠及び目的

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、市民が自ら行う防災活動の推進を図るため、自主防災組織の設置促進に努める。

なお、自主防災組織の結成促進にあたっては、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の考えの下、自主的な防災対策を行うことができるよう、原則として町内自治会組織を単位として行う。

なかでも高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護する体制の整備が求められる。また、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活かすとともに、十分な活動が可能ないように各種資機材の整備に努める。

災害時に自主防災組織が迅速かつ的確な行動力を発揮できるよう継続的な防災活動を積み重ね、消防団、民生委員、小中学校、地域ボランティア等と地域の災害時コミュニティ活動による防災・減災対策を推進する。

－ 災害対策基本法第5条第2項 －

市町村長は、(中略) 区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

(2) 組織の規約

自主防災組織を円滑に効率よく運営していくためには、各地域の実態を踏まえるとともに、基本的な事項については、自主防災組織規約を設けておく必要がある。

そのための「統一様式」を活用し、各地域の実態を踏まえた自主防災組織規約の整備を引き続き促進する。

※防災会規約統一様式（資料 2-28）

(3) 組織系統及び活動内容

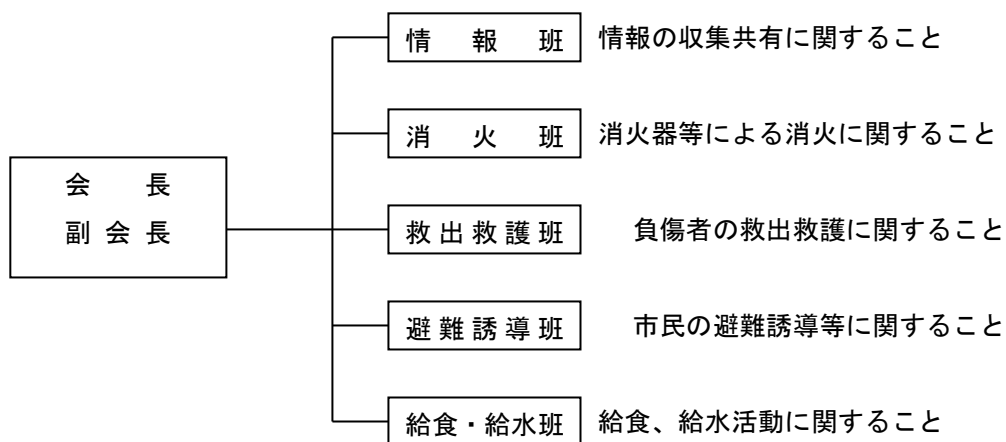
自主防災組織の組織系統とその活動内容については、各地域の実態を踏まえ、自主的に決定されるべきことであるが、市は、防災会防災計画のモデル様式を定めている。

以下にそのあらましをあげる。

※防災会防災計画のモデル様式（資料 2-29）

ア 組織系統

自主防災組織系統図（例）



イ 活動内容

平常時の活動	災害時の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○防災に関する知識の普及 ○防災訓練の実施 ○町の安全点検の実施 ○防災用資機材の整備・点検 ○避難場所・避難体制の確認 ○避難所運営委員会への参加、 避難所開設・運営訓練の実施 ○要配慮者対策 ○他団体と連携した訓練活動の実施（消防団・ 福祉団体・学校等） ○その他地震等災害の予防 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内の防災情報の収集・共有 ○出火防止及び初期消火 ○負傷者の救出・救護 ○避難誘導 ○給食・給水・救援物資の配布 ○避難所の運営

平常時・災害時とも、町内自治会等と連携した活動を行う。

5 避難所運営委員会

【総務局危機管理部、各区】

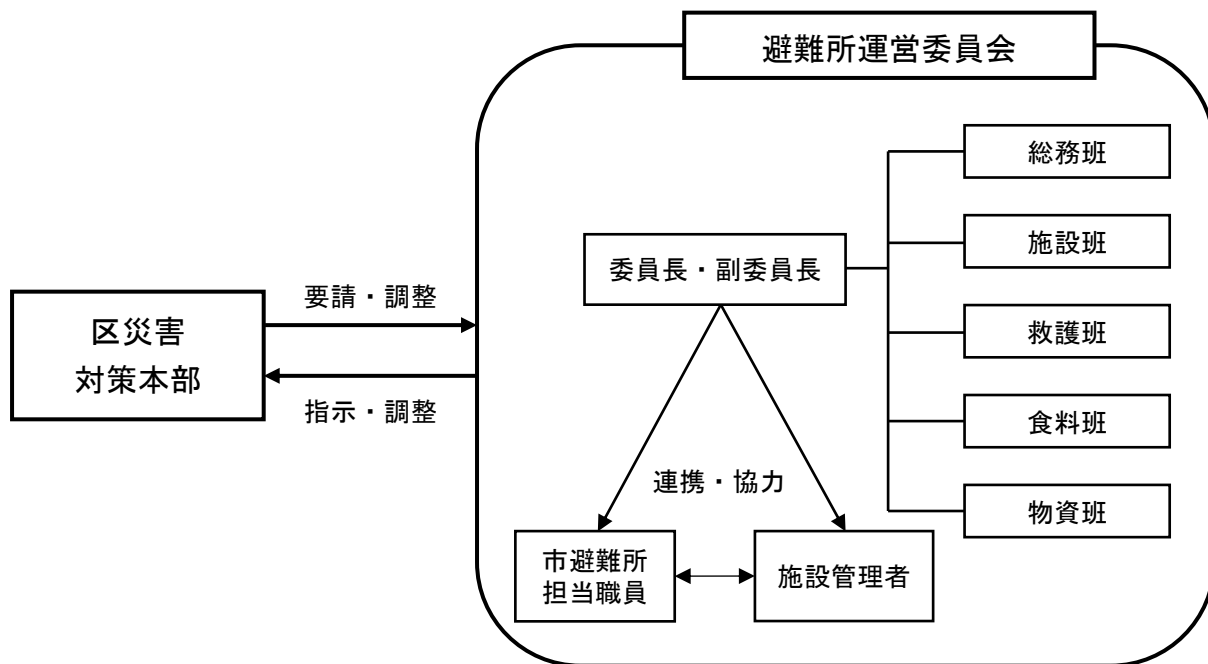
(1) 目的

大規模な災害の発生に備え、自助・共助・公助の役割分担と連携により、地域住民が主体的に避難所の開設及び運営を円滑に行うため、避難所運営委員会を設立する。

(2) 組織系統及び活動内容

ア 組織系統

避難所運営委員会組織系統図（例）



イ 活動内容

平常時の活動	災害時の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所として使用する場所・使用方法の決定 ○ 避難所内の居住スペース、受付や情報を提示する場所等の決定 ○ 避難所生活のルール決定 ○ 避難所運営委員会の活動人員の確認 ○ 備蓄品、防災資機材等の避難所基礎データの確認 ○ 避難所開設・運営の訓練及びマニュアルの策定・見直し ○ 避難所の自主開設体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の開設・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営会議の開催 ・ 区災害対策本部との連絡調整 ・ 要配慮者への支援、福祉避難室の開設・運営 ・ 避難者の入退所管理 ・ 避難者の健康管理 ・ 避難所の衛生管理 ・ トイレの確保・管理 ・ 生活水の確保・管理 ・ ペット対応 ・ ゴミの管理 ・ 食料・飲料水その他物資の管理、配給 <p>※避難所運営委員会が避難所を開設すべきと判断した場合は、区災害対策本部に開設を要請できるものとする。</p>

6 施設の防災組織

【施設管理者】

学校、病院その他多数の人が出入りする施設は、その社会的責任に基づき自らの負担と責任において、災害を防止軽減するため最善の努力を払うとともに、防災組織を結成し、防災対策を着実に実施する。また、市が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。

なお、その具体的な活動内容は、次に示す事業所等に準ずる。

7 事業所等の防災組織

【消防局、事業所】

事業所（企業等）は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により「消防計画」を作成すべき事業所である場合はもちろん、地域の安全と密接な関連がある場合においては、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大することのないよう、的確な防災活動を行うものとする。

また、高層建築物、雑居ビル、地下街の防災体制については消防法第8条の2の規定により共同防火管理体制を確立し、災害発生時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制を確立する。

なお、事業所は、自衛消防組織の編成に努めるとともに、周辺地域の自主防災組織と密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努めるものとする。また、市が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。その具体的な活動内容については、おおむね次のとおり行うものとする。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達方法の確立
- (4) 火災その他の災害予防対策
- (5) 避難対策
- (6) 応急救護対策
- (7) 地域の防災活動への協力

なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防局は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

8 NPO・ボランティア等による災害活動の環境整備

【総務局危機管理部、市民局、保健福祉局、市社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部】

災害が発生した場合、行政及び防災関係機関のみで対処することは困難になることが予想される。

このような事態に備え、市はNPO・ボランティア等の協力活動が円滑に行えるよう日本赤十字社千葉県支部、市社会福祉協議会、NPO等との連携を強化し、災害中間支援組織

(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図るとともに、災害時の中核となる市災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう、情報を共有する場の整備に努め、また、市民に災害時におけるボランティア活動や事前の登録等について広く呼びかけ、ボランティアの意識の啓発や育成に努めるとともに、避難所運営委員会と協力して避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

第2 防災拠点施設の整備

【総務局危機管理部】

災害発生時における混乱の中でも、速やかな応急復旧活動を行うため、「本部機能」「救援・復旧への支援」「緊急物資の物流・備蓄」「市民の避難や生活の場の確保」など、防災活動に必要な機能・設備を有する施設等をあらかじめ把握し適切な整備・強化に努める。また、災害時において自宅やオフィス、自治会館等に被害がなければ、各自の災害対応の拠点となりうるため、日頃からの災害対応への備えについて普及啓発を図る。

1 地域防災拠点

地域の特性を考慮しながら災害時に市民(自主防災組織)の自主防災活動や緊急避難場所など応急復旧活動の拠点となる施設又は設備を整備していく。

活動拠点施設区分 (救出・救護活動) (地域物資備蓄)	市立小、中、高等学校、公民館、コミュニティセンター、市の施設
避難拠点施設区分	小、中、高等学校、公民館、コミュニティセンター、公園、その他の公共施設等
整備すべき主な機能	①情報の収集・提供のための通信・広報機能 ②防災活動用資機材の備蓄 ③その他救援物資の備蓄

2 区総合防災拠点

各地域が一時的に孤立無援の状態に陥るような場合においても、必要不可欠な災害応急復旧対策を単独で講じるための市の現場活動拠点となる。

そのため、各区役所及び保健福祉センター等に、以下の機能をもつ施設又は設備を整備する。

施設区分	区役所(応急災害対策活動拠点) 保健福祉センター(医療機関、福祉活動拠点) 区災害用備蓄倉庫・装備保有施設 消防署(消火救急救助活動拠点) その他、災害対応に有効な設備等を保有する施設
整備すべき主な機能	①情報の収集・提供のための通信・広報機能 ②防災活動用資機材の備蓄 ③食料等救援物資の備蓄 ④平常時の防災教育の場

3 市総合防災拠点

災害対応の中核機能となる災害対策本部が、関係機関との連絡調整や災害対策活動方針を協議・決定を迅速かつ円滑に行うため整備を進める。

また、本部施設が被災して、使用できなくなった場合の代替施設・設備の機能強化に努める。

○本部施設	市役所危機管理センター（本節第4参照）
-------	---------------------

4 市広域防災拠点

蘇我臨海部に立地する「千葉市蘇我スポーツ公園」を大規模災害発生時における本市の「広域防災拠点」として位置づけ、救援、復旧、復興のための後方支援型活動拠点としての運用を図る。

また、本施設は、地震災害時においても陸・海・空からのアクセスが比較的容易であることから、国・県等より要請があった場合は、東京湾臨海部の広域的な防災ネットワーク拠点としての運用も計画して使用するものとする。

	記号	代表的な施設	防災機能	備考
	A	フクダ電子アリーナ (蘇我球技場)	現地対策本部 物資の備蓄・集配・集積・荷捌きスペース 受水槽・中水槽・防火水槽の整備 災害対応トイレの整備 救護・医療スペース ボランティア等の活動拠点 関係車両の駐車場(スタンド下)	中水槽1基 防火水槽4基 災害対応トイレ1基
	B	フクダ電子スクエア	ヘリポート(中型・大型)	
	C	第1駐車場	警察消防車両の駐車スペース	158台 駐車可能
	D	第2駐車場	物資の一時集積	320台 駐車可能
	E	フクダ電子ヒルスコート	地域住民1万人対応の避難場所 災害対応トイレの整備(管理棟内)	
	F	第3駐車場	広域消防隊の集結地	476台 駐車可能
	G	第1多目的グラウンド	物資の集配 大型車の駐車スペース	850台 臨時駐車可能
	H	第2多目的グラウンド	警察待機・駐屯スペース 消防待機・駐屯スペース	
	I	レクリエーション広場	自衛隊の待機・駐屯スペース	
	J	第2多目的グラウンド (円形野球場)	警察待機・駐屯スペース 消防待機・駐屯スペース	
	K	第3多目的グラウンド	自衛隊の待機・駐屯スペース	
	L	第4駐車場	自衛隊関連車両の駐車スペース	303台 駐車可能
	M	バックヤード	市備蓄倉庫(段ボールベッド等)	



5 その他

(1) 災害時コミュニティ活動拠点

地域の実情や、災害時の被災状況においては、自主防災組織等を中心とした地域コミュニティの活動の場が必ずしも地域防災拠点にあてはまらない場合もある。

大規模災害発生時において、地域防災拠点（指定避難所等）までの参集（避難）が困難な地域などでは、自治会館や集会所、その他の地域コミュニティの活動の場などを、市民が中心となり災害時のコミュニティ活動拠点として使用することができるものとする。

そうすることで、地域コミュニティの活動の場などに、自主防災組織の活動を補完する機能を持たせ、地域防災拠点との連携を図ることにより、一時的な応急復旧活動の場所となる。

(2) 自宅

災害時に必要な食料や飲料水、その他の生活必需品を最低3日・推奨1週間分備蓄する。住まいの特性に合わせ、できるだけ背の高い家具などを置かない、家具の転倒防止器具を取り付ける、ガラスの飛散防止対策をする、戸棚の中のものが出ないように飛び出し防止器具をつけるなど、災害時の自宅の強化に努める。

第3 情報連絡体制の整備

【総務局危機管理部、施設を所管する局区等】

大規模災害発生時には、交通・通信施設の被災や電話の輻輳等により防災関係機関相互の情報連絡が困難になることが想定されることから、無線通信ルートの整備、災害時優先電話指定の拡充、通信網の強化（冗長化）等により、情報連絡体制の確保を図る。なお、情報連絡手段

の優先順位を検討し、応急対策における情報伝達を迅速に進めるとともに、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

1 施設・設備の整備

(1) 現況

ア 市の有線施設

- (ア) 電話
- (イ) F A X
- (ウ) 消防通信

イ 市の無線施設等

- (ア) 地域防災無線
- (イ) 防災行政無線
- (ウ) 衛星電話
- (エ) ちばし安全・安心メール
- (オ) ちばし災害緊急速報メール

※千葉県防災行政無線設置場所・全体構成図、地域防災無線番号簿・全体構成図（資料 3-1）

ウ 県の無線施設

- (ア) 千葉県防災行政無線
 - a 一斉受令端末
 - b 防災電話・防災 FAX
 - c テレビ会議システム（県防災無線設置機関とテレビ会議ができる）
 - d 映像受信装置（L A S C O M 経由の衛星テレビ放送を受信できる）
- (イ) 千葉県防災情報システム

(2) 事業計画

ア 機器の整備

情報連絡機器それぞれの特性を踏まえた整備を推進し、多様で重層的な情報連絡体制を確保する。

(ア) 防災行政無線の整備

総務省の基本方針に基づき、60MHz帯アナログ設備について令和4年度までに更新し、デジタル化を行った。

(イ) 地域防災無線の拡充

- a 通信環境の改善策の促進（IP無線化等）
- b 防災関係機関等への整備

(ウ) M C A 無線（※）の活用等

M C A 無線の活用等による情報伝達手段の多重化を図る。

※一定の周波数を多数の利用者が共同で利用する業務用無線

(エ) 携帯電話の配備

あらかじめ必要と認める職員に対して、携帯電話を携帯させ、24時間緊急情報連絡・

動員体制を確保する。なお、他の職員（所属要員、直近要員）は、市長（本部長）若しくは区長（区本部長）へ、夜間等の緊急連絡先を事前に届け出ておく。

（オ）総合防災情報システム

正確な情報共有に基づく災害対策本部の的確な意思決定や市民への迅速な防災情報の配信を図るため、防災情報を一元的に管理する総合防災情報システムの整備を進める。なお、本システムは庁内各部門が保有する地理空間情報を一元的に管理し、相互活用による業務効率化や市民への情報提供に資する統合型GISとしての機能も併せ持つことを想定している。

（カ）庁内の通信網の強化

サーバ群が設置されたデータセンタと主要拠点（本庁等）との通信網や、千葉県セキュリティクラウドへの通信網を冗長化（マルチキャリア等）することで、強化している。

イ 災害時優先電話指定の拡充

市各部局、市出先機関、防災関係機関に関し、災害時優先電話指定の拡充を通信回線契約業者に要請し、有事緊急連絡体制の確立に万全を期す。

※情報伝達体系図、千葉市総合防災情報システム、千葉市防災ポータルサイト（資料2-24）

2 担い手の確保

（1）現況

ア 無線従事者

無線従事者養成課程講座の開設により、市職員における無線従事者の拡充を図っている。

イ アマチュア無線

市職員で組織されるアマチュア無線クラブの加入者は、非常時の本部統制局を担当する。

（2）事業計画

ア 無線従事者の確保

市職員に対して、無線従事者資格の取得の増員を図る。

イ 民間との協力協定の促進

民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信網構築に備えて、市内のアマチュア無線愛好家団体、タクシー無線取扱業者、MCA無線（※）を利用する運輸業者等の把握に努めるとともに、災害時協力協定の締結を促進する。

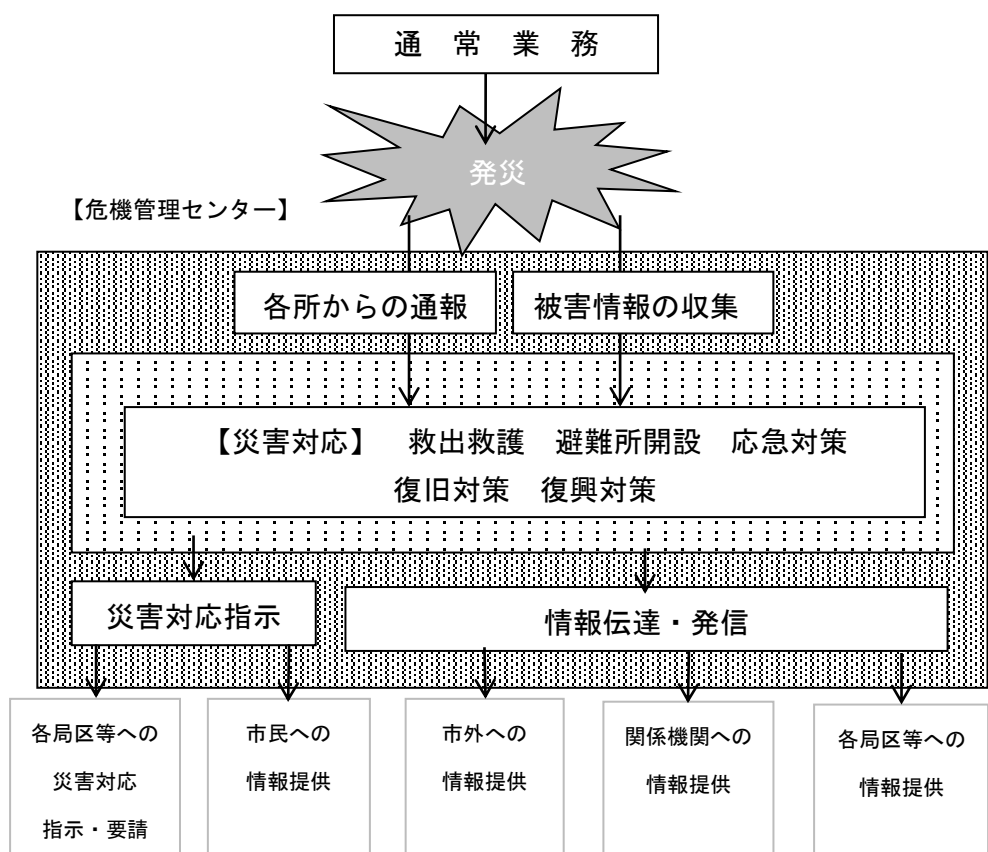
第4 危機管理センターの整備

災害対応の体制に円滑に移行できるよう、以下の役割・機能を備えた常設の「危機管理センター」を整備する。

1 危機管理センターの役割

災害対策本部の設置と同時に災害対応に移行できるよう体制を確立する。
地震等災害の発生による混乱時でも市内各所から円滑に情報を収集、分析し災害対策本部へ伝え、対策を各局区等に伝達したり、市内外に情報提供する。
災害対策本部が的確に対策を意思決定できるよう迅速な情報提供を行う災害情報システムとして整備され被災しても円滑に運用できる体制を確立する。

危機管理センターの役割概念図



2 危機管理センターの機能

災害対策本部支援機能	災害時において全庁的に災害対応を行うための要となる災害対策本部会議の開催等本部活動を行う。
情報収集機能	市内各所の被害状況の情報を統合的に収集し、本部へ報告するとともに、各局区等と共有する。
情報伝達・発信機能	各局区等へ対策を伝達したり、市民や地域外へ被害情報や対策内容を情報発信する。

第5 他都市への応援体制

他都市への応援は、総務省の応急対策職員派遣制度による応援及び指定都市市長会並びに九都県市等の自治体間相互応援協定により、迅速に行う。

※災害応急対策編第1章第4節第7及び同編第2章第4節第7「他都市に対する応援」参照

第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進

第1 延焼遮断帯の整備

【都市局、建設局、千葉国道事務所、千葉土木事務所、県千葉港湾事務所、各鉄道事業者】

広域火災の発生を未然に防止する観点から、道路・鉄道・河川等の延焼遮断帯としての機能の強化・整備を進める。

1 幹線道路沿道の不燃化・耐震化

【都市局】

自動車専用道路、国道、主要地方道等の幹線道路を対象として、沿道の不燃化の検討を行う。

2 河川及び鉄道区間沿線の不燃化

【都市局、建設局】

市内河川及び鉄道区間沿線の不燃化を推進するとともに沿道空間を活用した散策道整備を図り、公園・学校・福祉施設・社会教育施設・千葉港その他の公共施設との回遊性を確保する。これにより河川・鉄道区間沿線の延焼遮断機能の向上に努める。なお、ネットワークの整備にあたっては、塀の生け垣化や宅地内・工場敷地内緑化などの手法を総合的に活用し、地域の理解と協力を得ながら進める。

また、その維持・管理についても地域のボランティア方式の導入を積極的に進める。

第2 市街地の整備

【都市局、各市街地再開発事業、土地区画整理事業等施行者】

都市計画マスタープランに基づいて、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の面的整備手法を活用した良好な市街地の形成を進める。これにより、建築物の倒壊等の集中的被害を防ぎ、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新を図るなど「安全で災害に強いまちづくり」を推進する。

1 市街地再開発事業の推進

千葉都心地区及び幕張新都心地区は、国際都市にふさわしい高度で複合的な都心機能をもった施設の一層の集積を進めると同時に、道路などの公共施設整備や、建物等の耐火性の向上、不燃化を促進することにより火災の危険を防除し、都市の防災の向上を図る。

その他JR、京成線駅周辺地区等の既成市街地の低層密集地区は、駅周辺の整備、商店街の近代化を図るとともに、道路・公園等の公共空間の確保を図り、地域特性を生かした住環境の向上と安全なまちづくりを推進する。

区分	施行者	地区名	地区面積 (ha)	施設建築物の概要
完了	組合	千葉中央	1.2	千葉ツインビル
完了	個人	千葉中央第二	0.25	フジモト第一生命ビルディング
完了	組合	千葉新町	2.9	センシティビルディング
完了	個人	千葉新町第二	1.1	センシティパークプラザ
完了	組合	千葉中央第六	1.3	Qiball (きぼーる) 等
完了	公共団体	千葉駅西口	1.9	WESTRIO (ウェストリオ)、 WESTGATE CHIBA (ウェストゲート千葉)
施行中	組合	千葉駅東口	1.0	マインズ千葉
施行中	組合	新千葉2・3	0.3	グラディス千葉駅前 シエルブラン千葉駅前

2 土地区画整理事業等の推進

良好な居住環境と適切な都市機能を有する市街地の形成を図るため、土地区画整理事業等を進める。

令和5年4月現在

実施機関	事業名	施行地区	施行面積 (ha)	施行期間
市	検見川・稲毛地区	稲毛区稲毛町4・5丁目、 花見川区検見川町5丁目の各一部	67.95	S60~R27
	寒川第一	中央区港町、 寒川町1・2丁目の各一部	17.73	H元~H45
	東幕張地区	花見川区幕張町4・5・6丁目、 武石町1・2丁目の各一部	26.05	H8~R23

3 その他

誘導的建築行政を推進しミニ開発によるスプロール化を防止する。

その他、総合的に良好な市街地環境の形成を図る。

第3 オープンスペースの整備

【経済農政局、都市局、各農業協同組合、森林組合、その他農林関係生産者団体】

将来の市街地化によるオープンスペースの減少を踏まえ、火災の延焼防止と避難者の安全確保を図るため、公園・緑地等の地区ごとの計画的な配置と公共的不燃化施設並びに空地の集積等を進める。

また、緑地の保全創出・農地の保全に努め、オープンスペースをできる限り多く確保する。

1 公園・緑地の整備

(1) 現況

平成30年度末現在、千葉市の公園・緑地の整備状況は、別に示すとおり、合計1,131か所（総面積952.77ha）となっている。

(2) 整備標準

住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園、緑地等の整備により、市民1人あたり10㎡以上を標準として、別に示すとおり、整備を図る。

また、周辺の防災対策施設の設置状況を勘案し、避難場所・避難所、広域避難場所等に指定されている都市公園に補完する機能を持たせ、災害時の応急対策を図る。

2 緑地・農地の保全

現在残されている斜面緑地や市街地周辺の緑地に市街化抑制機能を求め、重点的に保全又は緑の都市空間として整備する。

また、その他残存する農地等については、農業的土地利用を図るべき地域と都市的土地利用を図るべき地域の区別を明確にして、各種施策を有効に活用しながら、オープンスペースとしての緑地・農地の保全を図る。

公園の現況 (平成30年度末現在)

種		別		箇所数	面積
都 市 公 園	基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街 区 公 園	917	133.81ha
			近 隣 公 園	66	105.01ha
			地 区 公 園	10	44.02ha
	都 市 基 幹 公 園	総 合 公 園	6	226.07ha	
		運 動 公 園	2	73.54ha	
		風 致 公 園	5	56.54ha	
	特 殊 公 園	動 植 物 公 園	2	37.39ha	
		歴 史 公 園	4	19.59ha	
		大 規 模 公 園	広 域 公 園	2	122.10ha
	広 場 公 園	17	4.66ha		
	都 市 緑 地	98	129.45ha		
	緑 道	2	0.59ha		
	公 園 ・ 緑 地 合 計				1,131

第4 道路・^{きょうりょう}橋梁の整備

【都市局、建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路株、市警察部（各警察署）】

主要幹線道路、市内幹線道路、地域間連絡道路、生活道路のそれぞれの役割分担を明確にした道路網の整備と防災機能の確保を体系的に進めるとともに、公園、緑道、広域避難場所、避難場所・避難所、地域防災拠点となる小・中学校等の市施設、市役所・区役所・防災関係機関、鉄道駅、その他公共施設等とのネットワーク化を総合的かつ計画的に考え、道路網の順次整備を促進する。

なお、道路の整備や^{きょうりょう}橋梁の架替にあたっては、交通安全施設の拡充や沿線緑化など、健全者

だけでなく、心身障害者、高齢者などいわゆる要配慮者等の歩行・避難や緊急輸送道路としての効用にも配慮しながら道路環境の整備に努める。

また、道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、震災時には、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設・拡幅は、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。このため、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

1 幹線道路等の整備

(1) 現況

(令和5年4月1日現在)

区 分		路 線 数	実延長 (km)	舗装済延長 (km)	舗装率 (%)
国 道	直 轄	4	51.1	51.1	100.0
	市 管 理	(2)	23.7	23.7	100.0
県 道		23	121.8	121.8	100.0
市 道		14,267	3,239.5	2,963.8	91.5

※国道の総路線数は5路線、市管理はそのうち2路線の一部区間である。

(2) 事業計画

ア 広域的道路については、千葉業務核都市の形成を支援し、中心市街地から通過交通のう回や交通の適正な分散、臨海部の交通混雑の緩和等をめざして、自動車専用道路を主体とした放射環状道路網の整備と、それらを補完し、地域構造を強化する地域高規格道路として、千葉中環状道路の整備を推進する。

都市内幹線道路については、千葉都心、幕張新都心、蘇我副都心の3都心と、拠点相互の連携強化を図るとともに、千葉都心部の通過交通を排除するため放射・環状道路の整備を推進する。

補助幹線道路については、防災活動拠点や避難場所となる公共公益施設等へのアクセスを確保する。

また、防災活動上の障害となる狭隘・線形不良・歩車道分離区間の計画的な改良や局部改修に努める。

なお、次の路線については、広域避難場所等につながる路線として緊急に整備を推進するよう努めるものとする。

- ・千葉都市計画道路 3・4・29 千葉寺町赤井町線
- ・千葉都市計画道路 3・4・30 南町宮崎町線
- ・千葉都市計画道路 3・4・37 幕張本郷松波線（弥生地区）
- ・千葉都市計画道路 3・6・88 千葉港黒砂台線（登戸）
- ・千葉都市計画道路 3・3・24 塩田町誉田町線
- ・千葉都市計画道路 3・3・13 誉田駅前線
- ・千葉市道天戸町横戸町線

イ 交差点改良、道路改良及び排水の整備など、良好な道路の維持、交通安全の確保のための整備を推進する。

ウ 「第5次地震防災緊急事業五箇年計画（県）」に基づき、緊急輸送を確保するために必要な幹線道路の整備は次のとおりとする。

（ア）主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線

（イ）千葉市都市計画道路塩田町誉田町線

2 生活道路の整備

（1）現況

※前項「[幹線道路等の整備](#)」参照

（2）事業計画

ア 生活道路の整備については、消防救急活動等に支障が生じないよう4m未満の狭隘道路の解消に努める。

イ 災害時に安心して歩けるスペースを確保するため、歩道の整備に努める。

ウ その他良好な道路機能の維持を図るため、私道を含め、道路改良や排水の整備に努める。

3 道路環境の整備

（1）事業計画

ア 良好な道路環境を維持するため、道路の緑化を推進する。

特に、延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、地区により難燃性の樹種を選定するよう配慮する。

イ 道路標識の設置や拡幅・改良にあたっては、災害時における避難安全確保のため、必要に応じ海拔表示シート設置などの配慮を行う。

ウ 路上駐車のために災害時の避難の安全や消防・救急救助活動に支障のある区間については、市営・民営の駐車場の確保に努める。

エ 放置自転車対策として、自転車等の放置防止に関する条例の徹底を図るとともに、事業者の協力を得るなどして市営・民営自転車駐車場の整備に努める。

オ 防災上の観点から重要な道路について、その緊急輸送道路や避難路としての効用を全うさせるために、千葉市が管理する道路において、区域を指定し新たな電柱の道路占用を禁止する。（道路法第37条）

カ 冠水する可能性が高い地下道に、冠水時に侵入ができないようにするため、エア遮断器等の設置の検討を進める。

4 橋梁の保全

予防保全による橋梁の長寿命化を図り、防災対策上、十分な安全性を確保する。

第5 建築物の耐震・不燃化

【都市局、施設管理者】

都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成17年11月改正法律第120号）及びその他の法律に基づき、地域の特性を生かした整備手法を適切に適用し、建築物の耐震性向上の促進及び不燃化を進め、「地震に強く・燃えにくいまちづくり」に努める。

1 建築物の耐震化

市では、平成20年3月に「千葉市耐震改修促進計画」（計画期間：平成20年度～平成27年度）、平成28年4月に「第2次千葉市耐震改修促進計画」（計画期間：平成28年度～令和2年度）」を策定し、建築物の耐震化の促進を図るための施策を実施してきた。

首都直下地震などの大地震の発生切迫性が指摘されるなか、効果的かつ効率的な耐震改修の実施が求められており、国の基本方針及び千葉県耐震改修促進計画を踏まえ、新たな耐震化の目標を設定し、支援施策を拡充した「第3次千葉市耐震改修促進計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）」を策定した。

（1）耐震化の現状と目標

第3次千葉市耐震改修促進計画では、住宅の目標耐震化率を95%とし、耐震性が不十分な緊急輸送道路沿道建築物（※1）及び耐震診断義務付け対象建築物（※2）をおおむね解消することを目標としている。

千葉市における耐震化の現状と目標

	現状耐震化率 (令和2年度末)	目標耐震化率 (令和7年度末)
住宅	約91%	95%
緊急輸送道路沿道建築物（※1）	約96%	おおむね解消
耐震診断義務付け対象建築物（※2）	約92%	おおむね解消
市有建築物	平成27年度末までに概ね全ての耐震化が終了していることから、数値目標は設定せず、今後は施設の利用計画に応じて耐震化を図る。	

※1 緊急輸送道路沿道建築物…地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある緊急輸送道路沿道の通行障害既存不適格建築物

※2 耐震診断義務付け対象建築物…「要緊急安全確認大規模建築物（不特定多数の者が利用する建築物及び避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模な建築物）」及び「要安全確認計画記載建築物（千葉県耐震改修促進計画に記載された、災害時に避難所となる学校など又は緊急輸送道路沿道建築物）」

(2) 基本的な取り組み方針

ア 耐震化に対する役割

(ア) 建築物所有者

平成25年11月の耐震改修促進法の改正により、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。）の耐震診断及び耐震改修は、所有者の努力義務であることが明記された。建築物の所有者は、自己の責任において、耐震診断及び耐震改修等を実施し、建築物の安全を確保する責務がある。

(イ) 市

a 施策等の整備

建築物の耐震性向上を図るために、建築物の所有者等に対する知識の普及・啓発及び情報提供を行うと共に、耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担軽減のための助成制度等の施策を進めていく。

b 耐震改修促進法に基づく指導及び勧告

耐震関係規定に適合しない建築物の所有者に対して、耐震改修促進法に基づき必要に応じて指導・助言を行う。指導に従わない所有者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わない場合は、その旨をホームページ等で公表する。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合において、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法による勧告や命令を行う。

イ 重点的に耐震化を図る建築物

(ア) 住宅

住宅の耐震化率は、第2次計画で定めた耐震化目標（耐震化率95%）を達成することができなかったことから、これまでの耐震診断や耐震改修の費用に要する支援制度に加えて、住宅の除却支援制度を創設し、更なる耐震化の向上を図る。

(イ) 緊急輸送道路沿道建築物

地震発生時に避難、救援、復旧及び消火活動をいち早く実施するために、通行を確保することが必要な道路（緊急輸送道路）の沿道建築物は、その倒壊等により道路が閉鎖され、諸活動の実施に支障をきたし、円滑な避難を困難とすることのないよう重点的に耐震化を図る。

(ウ) 耐震診断義務付け対象建築物

特に耐震化の重要性の高い建築物として耐震診断義務付け対象の建築物を重点化し、耐震化にむけてフォローアップを行っていく。

ウ 重点的に耐震化を促進すべき地域

木造住宅等が密集している地域では、震災時において建物の倒壊や延焼火災の発生など、甚

大な被害が想定される。そこで、「千葉市の改善すべき密集住宅市街地（要改善市街地）」を「重点的に耐震化を促進すべき地域」として、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）※等と連携を図りながら、不燃化の促進等と併せて、耐震化を促進する。

また、この中で地震等により大規模な火災の可能性があり、重点的に改善すべき密集市街地である「重点密集市街地」においては、密集住宅市街地の改善と併せて、耐震化の促進を図る。

※ 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）：老朽木造住宅が多く、公共施設が不足している密集市街地において、老朽建物の除却や建替促進、道路・公園などの公共施設整備等、住環境整備を総合的に進める国の事業制度。

千葉市の改善すべき密集住宅市街地（要改善市街地）

No	地区名	No	地区名
1	院内2丁目・道場北1丁目地区	8	道場南1・2丁目地区
2	旭町・亀井町地区	9	穴川2・3丁目地区
3	亀井町地区	10	稲毛東5丁目地区
4	葛城2・3丁目地区	11	検見川町2・3・5丁目地区
5	椿森1丁目地区	12	幕張町1・2・3・4丁目地区
6	椿森3丁目地区	13	稲毛2・3丁目地区
7	弁天2丁目地区		

※ No.6「椿森3丁目地区」、No.10「稲毛東5丁目地区」は「重点密集市街地」

（3）助成制度

市では、住宅・建築物の所有者による耐震化を支援するため、耐震診断や耐震改修等を行う場合に費用の一部を助成している。

ア 目標達成のための取組み

旧耐震基準で建てられた住宅・建築物について、耐震診断・耐震改修等の助成制度を整備し、耐震化の向上を図る。

（ア）戸建木造住宅

市民が自ら所有し、居住する戸建木造住宅を対象に、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事・監理にかかる費用の一部を助成する。

（イ）住宅除却

耐震診断をした結果、耐震性が不足する住宅の除却工事費用の一部を助成する。千葉市の改善すべき密集住宅市街地での住宅の除却工事を行った場合については、費用の一部を割増して助成する。

（ウ）分譲マンション

分譲マンションの管理組合を対象に、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事・監理にかかる費用の一部を助成する。

（エ）緊急輸送道路沿道建築物

地震発生時の建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、円滑な避難、救急・消防活動の実

施、避難者への緊急物資の輸送を確保するため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修、建替え及び除却する費用の一部を助成する。

イ その他の取組み

(ア) 平成旧耐震基準の戸建木造住宅

平成12年に木造住宅の耐震基準が改正されたことから、これ以前の基準（平成旧耐震）で建築された戸建木造住宅を対象に、耐震改修設計及び耐震改修工事・監理にかかる費用の一部を助成することで、良質な住宅ストックの形成を図る。

(イ) 耐震シェルター

経済的な理由等により住宅の耐震改修が困難な場合、住宅の倒壊による人命被害を防ぐため、「耐震シェルター」設置費用の一部を助成する。

2 防火地域の指定等

防火地域及び準防火地域の指定状況は、以下のとおりである。

延焼危険度が高い地区など緊急性の高い地区については、今後、都市防災総合推進事業等の制度の活用により不燃化率の向上に努める。

防火地域及び準防火地域の指定状況（平成28年度末現在）

指定区分	地区名	面積計
防火地域	中心部、土気地区、浜野駅東口地区及び幕張新都心地区の一部	294ha
準防火地域	商業地域及び近隣商業地域で防火地域に指定されている以外の地域と、幕張新都心・蘇我副都心地区の一部	810ha

第6 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

【都市局】

阪神・淡路大震災を教訓に、地震直後の建築物の倒壊等による二次災害から市民の安全を確保するため、被災した建築物の危険度を応急に判定する応急危険度判定士の養成を支援する。

1 応急危険度判定士の認定・登録

応急危険度判定士認定要綱に基づき、市の職員のうち受講資格者は応急危険度判定に必要な建築技術を習得するため、「千葉県震災建築物応急危険度判定士認定講習会」を受講し、「応急危険度判定士」として認定・登録を受けるよう努める。

2 応急危険度判定体制の整備

応急危険度判定を的確に実施するため市は、千葉県との協議・連携を図り、支援体制及び実施体制を整備する。

第7 被災宅地の危険度判定体制の整備

【都市局】

大規模な地震や風水害等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止することができるよう被災宅地危険度判定士を養成する。

1 被災宅地危険度判定士の養成

「千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱」等に基づき、市の職員のうち受講資格を有する者に対し、「被災宅地危険度判定士養成講習会」の受講を勧奨し、危険度判定士の養成に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

震災時において被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施するため市は、千葉県との協議・連携を図り、実施体制及び支援体制を整備する。

第8 河川・排水路等の整備

【建設局、千葉土木事務所、県千葉港湾事務所】

1 河川等の現況

市内を流れる河川等には、印旛放水路（花見川）・鹿島川及び勝田川の一級河川（県管理）、都川・葭川・支川都川・生実川・浜野川・浜田川・ミカダ川及び村田川の二級河川（県管理）、並びに市管理河川である二級河川坂月川・準用河川生実川がある。

※千葉市域を流下する河川（資料1-4）

2 河川改修等の計画

（1）河川改修等の現況

排水機能上特に重要な印旛放水路（花見川）、鹿島川、都川及び村田川の4河川については、県事業により時間雨量50～70mm対応の河川整備及び調整池の整備を進めている。

また、支川都川・坂月川及び準用河川生実川の3河川については市事業により時間雨量50.0～52.5mm対応河川整備を進めていく。

(2) 主要事業

以下の表に示すとおりである。

河川の改修等の主要事業

事業の名称	事業内容
河川の改修	河川の治水安全度の向上のため、引き続いて改修の促進に努める。 ○一級河川 印旛放水路（花見川）・勝田川・鹿島川 ○二級河川 都川、葭川、支川都川、坂月川、生実川 ○準用河川 生実川
都市下水路の整備	市街地における浸水を防止し、都市生活の安全性を高めるため、都市下水路の整備等を進める。
排水路等の整備	降雨時における家屋への浸水、道路の冠水等を解消するため、雨水調整池・幹線排水路を整備するとともに、面的整備も進める。

3 一級・二級河川の洪水浸水想定区域図の公表

市民等に水害の危険性を正しく認識してもらうことで、防災意識の向上により被害の軽減につなげるため、公表された洪水浸水想定区域等を記載した浸水想定図の周知に努める。

※千葉市地震・風水害ハザードマップ（資料 4-7）

4 警報装置等の整備

水位の上昇により通行人を場外へ誘導する警報装置や雨水ポンプ場等の機器（操作盤等）については、浸水の危険性が無い場所へ整備することとする。

また、停電に対応するため、警報装置へ無停電電源装置を設置するよう努める。

第9 公共下水道（雨水）の整備

【建設局】

現在、過去に床上浸水被害が発生している箇所などの被害軽減を図るため、53.4mm/hrの降雨に対して対策施設の整備を進めているが、浸水リスクが高く、かつ、被害が発生した場合に、経済的損失が大きい都市機能が集積している重点地区については、整備水準を65.1mm/hrに引き上げ、対策を強化する。

対策の実施に当たっては、雨水管整備の他、公園、学校など公共施設へ貯留・浸透施設を積極的に設置するなど、費用対効果等を勘案し、段階的な整備を進める。

また、過去に浸水があった箇所につき、既存施設の能力検証等を行い、地域に応じた対策を実施するものとする。

さらに、浸水被害を軽減するためには、公的施設整備だけでは限界があるため、市民による防水板設置工事や雨水流出抑制施設設置に対する費用を助成し、自助の取り組みを促進する。

第10 ライフライン施設等の整備

1 ライフライン施設等の整備

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、県、市、及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

2 無電柱化

近年発生している大規模地震や台風等の災害では、電柱が倒壊し、ライフラインが遮断されるだけでなく、道路の閉塞により、医療救護活動等に大きな影響が生じている。

本市でも、東日本大震災時には、電柱が傾斜、沈下による被害が生じており、また、令和元年房総半島台風では、電柱の倒壊や電線の波線等により大規模かつ長期間の停電が発生し、市民生活に大きな影響を与えることとなった。そこで、今後発生する可能性があると考えられる首都直下地震等の災害に備え、これまで以上に、無電柱化への取組みが必要となっている。

そこで、本市では、令和元年5月に策定した「千葉市無電柱化推進計画」に基づき無電柱化を着実に推進し、安全・安心なまちづくりを目指すこととする。

第3節 被害の軽減

第1 地震火災の防止

発生が懸念される首都直下地震などの大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、消防法（昭和23年法律第186号）をはじめ関係法令に基づいて、建築物、危険物、火気取扱い施設等に対する規制指導を行い、火災発生から延焼まで、火災の進行の各段階において、防災関係機関と市民、事業所がそれぞれの役割において可能な限り、発生件数の減少を図る方策を講じて、全体としての地震火災の防止をめざす。

1 出火の防止

【総務局危機管理部、環境局、消防局、教育委員会、東京ガス(株)千葉支社、大多喜ガス(株)本社、高圧ガス、石油等販売業組合、危険物取扱施設管理者】

(1) 火災予防の指導 【消防局】

ア 一般建築物の火災

一般建築物のうち、消防法第7条に規定した建築物の同意事務における書類等の審査に際して防災上の指導を行う。

イ 政令指定防火対象物

政令指定防火対象物については、同意事務、着工届及び使用開始届に伴う検査に際して防災上の指導を行う。

ウ 予防査察等

予防査察の実施にあたっては、大地震による火災時の被害を想定しての指導も行い、不備欠陥については、是正措置を講じる。

なお、査察にあたっては、大地震に対する平素の心構えについて指導する。

その他の一般住宅等についても、機会あるごと、出火防止のための指導を徹底する。

(2) 感震ブレーカーの設置促進 【消防局】

電熱器具等からの出火や電気復旧時に断線した電気コード等からの出火を防ぐため、大規模地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーの設置を促進する。

(3) 危険物施設の安全化 【環境局、消防局、事業者】

危険物施設における構造設備の耐震化及び安全性の向上を図る。

また、貯蔵、取扱いの保安管理を指導し、危険物施設の安全化を推進する。

※本節第7「危険物・有毒物等対策」参照

(4) 石油コンビナートの事故防止対策 【総務局危機管理部、消防局、事業者】

ア 石油コンビナート等特別防災区域として、政令指定された京葉臨海中部地区の特定事業所における災害の発生及び拡大防止等については、関係法令及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条に基づく「千葉県石油コンビナート等防災計画」により総合的な防災対策の推進を図り、もって、特別防災区域に係る災害から市民の生命、身体及び財産を保護する。

イ 産業活動の進展に伴い石油コンビナートには、大量の石油、高圧ガス、毒物・劇物等の危

険性物質が貯蔵取扱いされている。このため万一事故が発生すると、大災害にも発展しかねない要素を含んでいる。

従来まで発生した石油コンビナート災害の事故原因については、(ア)操作ミス、(イ)設備の老朽化、(ウ)設計建設時の安全配慮不十分等があげられる。

これらの危険性の増大に対処し、特定事業所は、災害の発生を未然に防止するため、石油等の危険性物質を貯蔵したり、取り扱う施設の設計建築、適正配置及び防災設備資機材等の整備並びに特定事業所の保安管理体制、区域内における防災協力体制、さらに防災訓練、防災対策の調査研究等の予防対策を整備強化して実施するよう安全対策の推進について指導する。

(5) 薬品等による出火防止 【消防局、事業者】

引火性の薬品類を取り扱う事業所、学校、病院、研究所等の実態調査を行い、以下のとおり、保管の適正化を指導する。

主な指導事項	ア 化学薬品容器の転倒落下防止措置
	イ 化学薬品収納棚の転倒防止措置
	ウ 混合混触発火性物品の区分貯蔵徹底
	エ 化学薬品等収納場所の整理整頓
	オ 初期消火資器材の整備

(6) 工業炉の出火防止 【環境局、消防局、事業者】

工場の溶鉱炉、製油所の工業炉等の消火困難な火気使用施設は地震動という外力が加わった場合は、一般的に出火原因となりうる可能性は極めて高いものである。

万一出火に至った場合、大量かつ高温の熱源を有するため、その消火方法は、特異なものに限定され、初期消火は極めて難しく、適切な初期対応を失すれば、急激に延焼拡大する危険性も内包している。

このような考えに立って、市内における工業炉の実態調査をはじめ、使用環境の調査を行い、それに基づいて必要な対策を検討し、出火防止の対策を推進する。

(7) 出火防止知識の普及 【消防局、事業者】

各家庭及び事業所における出火防止措置について、以下の点について、その徹底を図る。

- | |
|--|
| ア 「身の安全を徹底した後、火の始末、火が出たら消火」の徹底 |
| イ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断など出火防止の徹底 |
| ウ 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報機や漏電遮断器など出火防止のための安全な機器の普及 |
| エ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底 |
| オ 火を使う場所の不燃化及び整理・整頓の徹底 |
| カ 防災カーテンなど防災製品使用の普及 |

- キ 灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
- ク 消火器の設置、風呂水の汲みおきとバケツの備え等消火用具準備の徹底
- ケ 住宅用火災警報器が適正に設置されるよう普及促進

(8) 文化財の保護 【消防局、教育委員会】

重要な建造物については、政令に基づき消防用設備等の設置を図り、火災に対しての防護措置をとる。また、毎年、文化財防火デー（1月26日）を期し、教育委員会、消防局共同で査察指導を行う。

2 初期消火体制の確立

(1) 消防用設備等の適正化 【消防局】

消防法により市内の防火対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や調査研究データを参考にしながら、災害発生時有効にその機能が発揮されるよう、対応方法について、さらに指導の徹底を図る。

(2) 消火器具の普及 【消防局、千葉市防災普及公社】

各家庭における初期消火体制を整えるため、消火器、三角バケツ、水バケツ等の備えを呼びかける。

また、小規模事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの形態に応じた消火器具の設置を指導する。

(3) 地域における初期消火力の向上 【総務局危機管理部、消防局、各区】

地域における初期消火力を向上させるため、自主防災組織による排水栓を活用した初期消火活動を促進する。

3 火災の拡大防止

【消防局】

(1) 常備消防の強化

ア 消防力の現況

千葉市の常備消防は、千葉市消防局のもと、各区各署・計6消防署、19出張所の体制のもと、消防車両及び資機材の整備を図り、消防活動にあたっている。

イ 基本方針

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備、器具の普及などによる消防需要増大に対応するとともに、年々高層、深層化する都市構造の変化に伴う災害の多様化、大規模化に対応できる消防活動体制の強化並びに木造家屋が密集している等の地域の特殊性に応じた火災の拡大防止対策の充実強化を図る。

また、消防職員の資質向上のため、教育訓練の充実を図る。

(2) 消防指令体制の強化

指令業務の共同運用により、盤石な通信運用体制を確保し、消防・救急無線のデジタル化により無線通信システムの高度化を図るとともに、映像情報システムの有効活用と各種通信媒体の活用により情報の収集・伝達体制を確保し、大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る。

(3) 消防団の強化

災害時における消防団の消防力強化を図るため、消防団器具置場、小型動力ポンプ付積載車、消防用資機材、携帯用無線機等の整備を図る。

(4) 消防水利の整備

耐震性をもたせた貯水施設及び消火栓を整備し消防水利の充実を図るとともに、未開発水利の活用を進める。

(5) 消防活動困難区域の解消

消防水利の整備、小型動力ポンプの配備、消防団体制の整備等の施策を推進するとともに、関係各局（部）に協力を求め消防活動困難区域の解消に努める。

(6) 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、市及び消防本部は「消防ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

※千葉市消防力の現況（資料3-3）

第2 津波・高潮対策

【総務局危機管理部、都市局、建設局、中央区、花見川区、美浜区、消防局、海浜部施設所管局、千葉土木事務所、県千葉港湾事務所、県警察、千葉港運協会、その他臨海部施設及び団体】

津波対策に関する詳細な内容は、第4節「津波災害予防対策」に記載する。

1 護岸等の整備

【千葉土木事務所、県千葉港湾事務所】

千葉港内、海岸線及び流入河川の津波・高潮対策として、県は、防潮堤及び水門施設等の整備を促進する。

※千葉県重要水防箇所図（抜粋）（資料2-19）

2 津波の遡上対策

【建設局】

河川等にある下水道等の吐口部において、津波遡上時に逆流を防止するため、ゲート等の整備を推進する。

3 標識等の整備

【総務局危機管理部】

津波・高潮等に対応するため誘導標識等の設置を進める。

4 水門等の点検

【建設局、千葉土木事務所、県千葉港湾事務所】

平常時には、定期的に各施設の点検、護岸の巡視等を実施し、有事の際にはその機能が十分に発揮されるよう万全を期すものとする。

5 連携体制の確立・強化

【総務局危機管理部、建設局、消防局、千葉土木事務所、県千葉港湾事務所、県警察】

市は、関係機関とともに、高潮発生のある場合を想定して、防潮ゲート閉鎖の判断、交通規制、防潮ゲート閉鎖実施等を時系列にしたタイムラインを作成し、災害発生時に迅速に対応が出来るよう連携体制の確立・強化に努めるものとする。

※防潮ゲート閉鎖に係るタイムラインの詳細については、千葉市水防計画による。

6 津波・高潮に対する防災意識の啓発

【総務局危機管理部、建設局、中央区、花見川区、美浜区、その他臨海部施設及び団体】

市民、観光客、海岸地域の施設管理者等に対し、市ホームページ等を通じて、津波・高潮に関する正しい知識の周知を図る。

とくに津波については、次の「津波に対する心得」を周知徹底する。

【津波に対する心得：一般編】

- ①強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ②地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ③正しい情報をホームページ、メール、ラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ④津波注意報でも、海水浴や釣りは危険なので行わない。
- ⑤津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- ⑥普段から、自分の避難場所を確認する。
- ⑦過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くす。
- ⑧津波は河川を遡上するため河川から離れる。

【津波に対する心得：船舶編】

- ①強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する。
- ②地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外退避する。
- ③正しい情報をホームページ、メール、ラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- ④港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- ⑤津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- ⑥過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くす。

※港外：水深の深い、広い海域

※港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第3 地盤の液状化対策

【工法と対策＝都市局、建設局、千葉国道事務所、県環境研究センター水質地質部地質環境研究室、千葉土木事務所、県千葉港湾事務所、NTT東日本(株)、東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社、東京ガス(株)、大多喜ガス(株)】

【啓発＝総務局危機管理部、都市局、建設局】

東日本大震災では、東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として非常に広域にわたって液状化現象が発生。市においても、海岸地埋立て地盤の全体に激しい液状化現象が発生した。人的被害はほとんどなかったものの大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、地波等により多くの建物や道路、上下水道等のライフラインに被害が生じ、1987年千葉県東方沖地震で液状化した場所の再液状化も確認された。

地震発生時に液状化現象の発生が予想される地域においては、東日本大震災の被害実態を精査し、千葉県東方沖地震、阪神・淡路大震災における現地調査結果やこれまでの研究成果等を踏まえ、液状化対策を検討する。

液状化現象により大きな被害を受ける可能性がある施設に関する対策について、九都県市での共同研究成果及び公共工事等で使用される工法の主なものは次のとおりであるが、施設整備にあたっては、これらの工法を考慮した対策を検討するものとする。

また、上下水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、市民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、市民に対する液状化に関する知識の普及・啓発に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

1 土木構造物の液状化対策

【建設局、千葉国道事務所、県環境研究センター水質地質部地質環境研究室、千葉土木事務所、県千葉港湾事務所】

土木施設構造物（道路施設、河川施設及び橋梁等）の液状化対策工法は最新の知見に基づき適切な工法を採用する。

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。また、千葉県は地震に強い港湾をめざし、大型岸壁はもとより必要な岸壁について液状化対策を実施する。堤防や護岸等の整備にあたっては液状化対策など耐震対策を考慮する。

2 建築物の液状化対策

【都市局】

建築物の液状化対策工法としては、敷地地盤に液状化の発生があっても被害を起こさず、又はこれを最小限に抑えるために建築物に施す対策工法と、敷地地盤の液状化の発生を抑止

し、又は流動の範囲を制限するためにその地盤に施す対策工法の2つに大別できる。これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴や限界を勘案して効果的に組み合わせることによって、全体として実効を上げることが望ましい。

建築物の液状化対策工法としての概要は次のとおりである。

(1) 建築物に施す対策工法

ア 木造建築物

- (ア) 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする工法
- (イ) アンカーボルトの適正施工
- (ウ) 上部構造部分の剛性を持たせる
- (エ) 荷重偏在となる建築計画を避ける
- (オ) 屋根などの重量を軽くする

イ 非木造建築物

- (ア) 支持杭基礎工法
- (イ) 地階を設ける方法
- (ウ) 面的に広がりのある建築計画とする
- (エ) 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める

(2) 地盤に施す対策工法

- ア 締め固めた砂杭、又は振動、衝撃等で密度を大きくすることにより地盤強度を高める締め固め工法
- イ 地盤内に透水性の非常に良い砕石等のパイルの打設、又は、ポリエチレン製の円筒形ドレーン等を設置することによって、過剰間隙水圧の消散を早める過剰水圧消散工法
- ウ 地盤内にセメント等の安定剤を攪拌混合し、地盤を固結させる固結工法
- エ 砕石などのような液状化しない材料で地盤を置き換える置換工法
- オ 盛土等によるプレロードで地盤を過圧密状態にし、地盤強度を大きくするプレロード工法

3 地下埋設物

【建設局、水道局、NTT東日本(株)、東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社、都市ガス事業者】

地下埋設物（上下水道、ガス、電気、電話の管路）の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と、地盤の改良工法の2つに大別できる。

地下埋設物は、都市のライフライン施設であり相互に深く依存するネットワーク施設であることから、単に液状化対策だけに限定せず、施設の耐震化等の事前対策から応急復旧に至るまでの各対策について総合的な対策を講じることが望ましい。

※想定する地震の諸元等：本編第1章第4節第1「地震被害想定」参照

4 液状化対策の広報・周知

(1) 液状化現象や液状化しやすさ分布に関する知識の広報・周知

東日本大震災を受け、県が平成26・27年度に作成した、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」などを用いて、市

民にわかりやすく広報・周知するとともに、市民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、市民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

また、市は、液状化の危険性を周知するハザードマップを作成し、市民が適切な判断ができるよう液状化の危険度、対策に対する情報提供を行う。

(2) 住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、市民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。市民が、液状化発生リスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑制する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。

また、既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住宅建築後の液状化対策工法について研究を進めていることから、これらの研究結果や施工例の情報を収集して市民に広報する。

5 液状化被害における生活支援

液状化現象はライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。また、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや保健所、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。

第4 土砂災害等の防止

【総務局危機管理部、経済農政局、都市局、建設局、消防局、各区、千葉土木事務所、県森林課、各警察署】

土砂災害は毎年全国各地で発生している。また、新たな宅地開発に伴い、危険な箇所が増加傾向であることに加え、近年のゲリラ豪雨の増加により年々土砂災害の危険性が高まっている。

そのため、土砂災害の発生を未然に防止し、また被害の軽減を図るため、必要な工事や体制の整備等を進めていく。

1 土砂災害の危険がある区域

県は、本市域において、土砂災害発生恐れのある傾斜度30度以上で高さが5m以上の急傾斜地のうち、284箇所を土砂災害警戒区域に指定するとともに、新たに511箇所を基礎調査予定箇所として公表している。

なお、美浜区は地理上の特性から急傾斜地が存在していない。

2 市の基本的な対策

ハード対策として、急傾斜地崩壊危険区域指定箇所における崩壊防止工事を引き続き進めていくとともに、ソフト対策として、土砂災害に関する啓発、訓練の実施、警戒避難体制の整備等を進めていく。なお、ソフト対策にあたっては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づく指定区域に指定されていない土砂災害危険箇所及び土砂災害の危険性が認められるものの同箇所に位置づけられていない箇所についても、指定区域に準じた対応が取れるように努める。

また、土砂災害の危険性が認められるものの同箇所に位置づけられていない箇所について、県へ情報提供するとともに、指定区域に指定されていない土砂災害危険箇所及び土砂災害の危険性が認められるものの同箇所に位置づけられていない箇所について、速やかに指定を検討するよう要請するものとする。

3 各法令等（各危険箇所）に基づく対応

（1）土砂災害防止対策（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）

県は土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められた土地の区域を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に指定し、避難体制の整備、開発行為の制限、必要に応じて移転勧告等を行う。

ア 指定状況（最終指定年月日 令和3年5月28日）

美浜区を除く各区で指定済み

計284箇所（うち、261箇所は特別警戒区域を含む）

※土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（資料4-10）

イ それぞれの役割

（ア）県の役割…区域の指定、移転等の勧告、開発行為の制限・許可、市への情報提供及び助言

（イ）市の役割…警戒避難体制の整備等（土砂災害に関する情報収集及び伝達、避難場所や避難経路の整備、土砂災害に係る避難訓練の実施、区域内の要配慮者利用施設に対する情報伝達方法の整備、ハザードマップの作成、その他必要な体制の整備）、がけ地近接等危険住宅の移転促進、是正勧告等の安全化対策の推進、土砂災害特別警戒区域における居室を有する建築物の構造規制。

（ウ）地域の役割…対象区域内の自治会・自主防災組織等は定期的に当該区域の点検、避難訓練等を行い、平常時より備えておく。

（エ）市民の役割…平常時から避難所や避難経路の確認等を行うとともに、「自らの身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく避難行動を取ることが出来るよう備えておく。

（2）急傾斜地崩壊対策（急傾斜地崩壊危険区域）

県は市と協議のうえ、急傾斜地については、災害の発生を未然に防止するため、「急傾斜地

の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、行為の制限、改善命令の他、必要に応じて崩壊防止工事を行う。

ア 指定状況（最終指定年月日 令和3年6月4日）

美浜区を除く各区で指定済み 計38箇所

※急傾斜地崩壊危険区域（資料4-2）

イ それぞれの役割

（ア）県の役割…法律に基づく指定、崩壊を助長させる行為の制限、防災措置の勧告、改善命令、崩壊防止工事等

（イ）市の役割…県へ規制指導の強化の要請、市民の理解や協力を得ながら危険区域指定の促進、崩壊防止工事（県施行以外）及び調査を行うなどして、新しい危険箇所の把握に努める。特に、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、要配慮者利用施設に係る危険箇所、避難所を有する危険箇所、がけの状態が悪く緊急性の高い危険箇所について早期に施設整備を実施する。

（ウ）地域の役割…対象区域内の自治会・自主防災組織等は定期的に当該区域の点検を行い、場合によっては施工工事元への連絡を行う。また、避難訓練等を行い平常時より備えておく。

（エ）市民の役割…避難所や避難経路の確認等を行い、平常時より備えておく。

（3）宅地造成地災害対策（宅地造成工事規制区域）

丘陵部や急傾斜地における宅地の造成については、がけ崩れ又は土砂の流出による災害を防止するため、必要に応じて、「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」により工事規制区域を設けることができ、対象工事の施工にあたっては市の許可、確認が必要となっている。

また、河川沿いの平野部や谷津田等の軟弱地盤地域における宅地の造成についても、宅地造成等規制法その他の関係法令に基づき、一定の行為に対し必要な規制を行い、危険のないよう十分な指導を行う。

ア 指定状況

昭和43年12月1日に3区域、3,214ヘクタールが指定されている。

※宅地造成等規制区域指定の現況（資料4-1）

イ それぞれの役割

（ア）市の役割…法に則り規制、許可を行うとともに、必要に応じて指導を行う。

（イ）所有者の役割…がけ崩れ等災害が生じないように安全な状態を維持する。

（4）盛土の崩落を防ぐ安全対策

市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

（5）山地災害対策（山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区））

山地災害とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりなど山地に起因する土砂災害をいう。

また、山地災害危険地区とは、山地災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

ア 現況

山腹崩壊危険地区が稲毛区・若葉区・緑区で指定されている。

イ それぞれの役割

(ア) 県の役割…山地災害危険地区の調査及び指定、また、山地災害の予防及び復旧のための治山事業を行う。

(イ) 市の役割…市民への周知、県と市民との連絡調整、山地災害の情報収集及び県など関係機関との情報伝達を行う。

(ウ) 地域の役割…対象区域内の自治会・自主防災組織等は定期的に当該区域の点検を行い、また、避難訓練等を行い平常時より備えておく。

(エ) 市民の役割…避難場所・避難所や避難経路の確認等を行い、平常時より備えておく

※山地災害危険地区（資料 4-3）

4 警戒避難体制の確立

【総務局危機管理部、建設局、消防局、各区、各警察署】

危険が予想される場合の防災パトロールの実施、避難情報の伝達・周知方法の検討、避難計画の確立を図る。

第5 ブロック塀等対策

【都市局、施設管理者、（一社）千葉市建設業協会】

ブロック塀や大谷石塀等のいわゆる重量塀の倒壊・落下による人的被害を防止し、避難・消防・救援活動の妨げとならないよう、市はその実態を調査し、危険なものについては、改修を指導する。

また、市の施設については、生け垣化その他の緑化を推進し、市民や事業所にも協力を求めていく。

1 事前指導の強化

宮城県沖地震、千葉県東方沖地震、大阪府北部地震等でブロック塀等の倒壊・落下による被害を出した原因は、「建築基準法」に定める技術基準どおりの鉄筋が入っていないものや、転倒防止の控壁を設けていないものなど、施工上の欠陥が多く見られたためとされている。

こうした被害の反省を踏まえ、建築物建築確認に伴う事前指導を強化するとともに、（一社）千葉市建設業協会等関係業者の協力を要請し、ブロック塀等の単独工事や既設のブロック塀や石塀についても、引き続き正しい施工方法や補強方法について、安全化の徹底を図る。

また、市民に対しては、正しい施工方法や補強方法について、普段からのPR強化に努めるとともに、個人の所有者などを対象として、危険なブロック塀等の撤去や軽量フェンス等の設置にかかる費用の一部を補助する「危険ブロック塀等改善補助事業」により、通学路等の安全の確保を図るものとする。

2 実態調査に基づく改善指導

市では、昭和53年度から平成30年度までの8次にわたり、市内全域のブロック塀等のうち、小学校の通学路に面するブロック塀等の現況調査を学区別に行い、特に損傷が著しく危険と判定されたものについて、所有者、管理者等に調査内容と要補修の勧告を通知した。その結果、大多数について、必要な補修工事が実施された。

引き続き広域避難場所に通じる主要道路を重点に現況調査を実施し、危険なものについては、補修等の改善策を講じるよう指導に努める。

3 生け垣化等の推進

市民が接することの多い小・中学校、保育所（園）、公民館等の接道部にあるブロック塀、万年塀等について、生け垣化等による緑化を図る。

また、「都市緑地法」に基づく住宅地の緑地協定締結や「千葉市工場等緑化推進要綱」に基づく工場、事業所、事務所等を対象とする緑化協定締結を推進し、効果的な緑化の推進を図る。

第6 落下物等対策

【総務局危機管理部、保健福祉局、経済農政局、都市局、建設局、教育委員会、各区、千葉国道事務所、各警察署、千葉商工会議所、土気商工会、千葉市内各大型店】

1 落下物の範囲

地震時に落下又は倒壊し、直接的被害を及ぼしたり、避難の際の障害物となる危険のある物には、以下のようなものがある。

(1) 屋内落下物

- ア シャンデリア等照明器具
- イ 棚上の物品
- ウ 家具・大型家電等の転倒
- エ つり天井

(2) ビル関連落下物

- ア 窓ガラスの飛散
- イ 外装材（外壁タイル、モルタル等）のはく落
- ウ ウインド式クーラー
- エ 屋上・屋外広告物
- オ 高架式水槽

(3) 道路上の落下物（倒壊を含む。）

- ア 自動販売機
- イ 路上への陳列商品等

ウ 屋外広告物

エ 路上に放置された自転車・バイク

2 屋内の落下物防止対策

【総務局危機管理部、経済農政局、教育委員会、各区、千葉商工会議所、土気商工会】

建築基準法の数次にわたる改正により、比較的最近に建てられた建築物については、木造・非木造とも耐震性は極めて高い。

そのため、近年の地震災害においては、建築物そのものの倒壊による被害よりも屋内・屋外の落下物・倒壊物による人的被害が多く発生している。特に、比較的狭い都市型住宅内においては、家具・大型家電等の転倒・落下による危険性が高い。例えば、平成7年の阪神淡路大震災の際には、震度7の地域で住宅の全半壊をまぬがれたにもかかわらず、全体の約6割の部屋で家具が転倒したことや、怪我の原因として約5割が家具等の転倒落下によるものと報告されている。

また、近年発生した地震（熊本地震（2016年）、岩手・宮城内陸地震（2008年）など）においては、負傷者の多くの方が屋内における家具類の転倒・落下によって負傷しているほか、家具類の転倒・落下・移動により火災や避難障害などが発生することで二次的被害に繋がるとされている。

一方、平成29年3月の千葉市地震被害想定調査でも、家具転倒防止対策による被害軽減効果が明らかとなっているほか、第74回九都県市首脳会議における本市提案により設置された「大規模地震における有効な家具類転倒防止対策研究会」では、今後九都県市で実施すべき取組みなどが報告されている。

これらをふまえ、屋内の落下物防止対策として、次のとおり対策の促進を図っていく。

（1）家具類の転倒・落下・移動による被害や危険性の周知

家具類の転倒・落下・移動による被害は、負傷等の直接的な被害だけでなく、家具類がストーブ等に接触することによる火災の発生、家具類が通路や出入口を塞ぐことによる避難障害など二次的な被害を引き起こすことにより、さらなる被害が発生する可能性がある。

（2）家具類転倒防止対策の実施方法に関する周知啓発

家庭や事業所等における家具類転倒防止対策は、①集中収納（居住スペースと収納スペースを分けることで生活空間にある家具を減らす）、②安全配置（寝る場所、座る場所、通路や出入口などに家具類を置かない）、③器具による固定等（転倒防止金具等を使って家具類を固定する、飛散防止フィルムを貼ってガラスの破損・飛散を防ぐなど）という手順で実施することが望ましい。

（3）助成制度の実施

自力での対策が困難な高齢者・重度障害者世帯に対し、転倒防止金具の取り付けに要する費用を助成することで対策を推進していく。

今後とも、小・中学校及び高等学校、千葉商工会議所、土気商工会その他の各種団体等の協力を得て、その対策の実施をPRしていく。

3 建築物の落下物防止対策

【総務局危機管理部、経済農政局、教育委員会、各区、千葉商工会議所、土気商工会】

(1) 市有建築物 【都市局】

市有建築物のうち落下物の危険度の高い建物を調査把握し、窓ガラスについてはフィルムの装着又は安全ガラス化を推進していく。

その他、落下・倒壊防止のための必要な安全対策の徹底を図る。

(2) 民間建築物等 【都市局、事業者】

デパート、複合商業施設、文化的施設等の多くの人が集まる施設等について、飛散防止用フィルムの装着、安全ガラスへの改修、物品等の倒壊防止、照明器具や屋外広告物の落下防止等の施策を講じるよう指導を行う。

その他、国道、主要地方道、県道及び主要な幹線道路となる市道に面する建築物の建築確認に際しては、窓ガラス、屋外広告物その他の落下危険のないよう行政指導を行う。

4 道路上の落下物等防止対策

【都市局、建設局、千葉国道事務所、各警察署】

広告塔、看板等の屋外広告物のなかには、地震の際に脱落し、被害を与えることが予想されるものがある。

特に、密集市街地、鉄道駅周辺地区、避難路・避難場所周辺については、「千葉市屋外広告物条例」に基づく事前指導を強化するとともに、必要に応じ危険度調査を実施し、設置者に対して改善指導を行い、落下物の防止に努める。

また、不法に設置された自動販売機や路上に放置された自転車・陳列商品等については、避難場所に指定される施設の周辺地区や国道、主要地方道、県道及び主要な幹線道路となる市道に面するものを中心に、警察署等の関係機関と連携して、指導取締りを強化する。

なお、自動販売機については、埋め込み式への取り換え、移設、撤去、転倒防止等の措置を講じるよう所有者、関係事業所等に対して、協力を要請する。

第7 危険物・有毒物等対策

【総務局危機管理部、保健福祉局(保健所)、環境局、経済農政局、消防局、各警察署、各危険物・有毒物取扱施設の管理者、各鉄道・輸送事業者】

1 石油類等危険物施設

(1) 施設の耐震対策 【環境局、消防局】

法令に基づいて立入検査を実施し、災害予防についての指導を積極的に行うとともに、地震により被害を受けやすい施設の耐震対策について指導する。

また、関係者の自主保安管理が適正に行われるよう、震災対策計画の確立や同計画に基づく管理の徹底を図る。

(2) 流出防止対策等 【環境局、消防局】

危険物施設における構造設備の耐震化及び安全性の向上を図るとともに、貯蔵、取扱いの

適正管理に努め危険物施設の安全化を推進する。

特に大量の危険物を貯蔵する屋外タンク貯蔵所については、法令の定めるほか、タンク及び防油堤の構造強化等流出防止について指導する。

※現況設置件数 (平成29年3月31日現在)

区 分		設置件数	区 分		設置件数
製 造 所		8	取 扱 所	給 油	271
貯 蔵 所	屋 内	227		うち 自 家用	147
	屋外タンク	207		販売 (第1,2種)	8
	屋内タンク	38		移 送	2
	地下タンク	247		一 般	223
	簡易タンク	2		合 計	
移動タンク	216				
屋 外	35				

(資料：消防局)

2 高圧ガス・火薬類保管施設

【保健福祉局、消防局】

高圧ガス、火薬類等保管施設に対して、自主的な保安管理体制及び応急措置体制の強化を指導するとともに、関係業種別の保安団体の積極的な活動を推進し、各種災害の防止を図るよう指導する。

3 毒物・劇物貯蔵、取扱施設

【保健福祉局、消防局】

(1) 消防局の任務 【消防局】

必要に応じ、立入検査等を実施して、施設の実態を把握し、防災上必要な事項について指導する。

また、特に事業所に対しては、中和剤等の確保と応急処置体制等についての検討並びに防火管理者等に適切な防災計画の立案整備について、指導する。

(2) 保健所の任務 【保健福祉局】

ア 営業者及び毒物劇物取扱責任者は、毒物・劇物の流出によって市民の生命及び保健衛生上に危害を生ずるおそれのあるときは、直ちに保健所又は警察署、消防署に届け出るよう徹底させる。

イ 緊急事態発生 of 通報を受けたときは、速やかに関係機関への連絡を行うとともに、防災上適切な応急措置を講ぜられる体制の確立を図る。

4 放射線等使用施設

【総務局危機管理部、経済農政局、消防局、警察署】

現在、国（原子力規制庁）においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する

法律（昭和32年法律第167号）」に基づき、R I（ラジオアイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関し安全体制を整備している。

また、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより、震災時においても監視体制をとるなど各種の安全予防を実施している。

市においては、これらの施設について、R Iの所在、数量、元素名、化合物名、容器の種類、取り扱っている場所などについて調査し実態の把握に努めるとともに、保健所、警察署等関係機関と連携して、関係法令に基づく災害予防規定による防災計画の効率的な運用を図る。

5 危険物等の輸送

【消防局、各危険物・有毒物取扱施設の管理者、各鉄道・輸送事業者】

石油類、高圧ガスを大量に輸送する場合、走行車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等の携行義務など種々の規制が行われている。

今後とも、県及び関係官庁で毎年定期的に路上取締りを実施するとともに、危険物積載車両については、常置場所において立入検査を実施し、構造設備等の保安管理指導の徹底を図る。

また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。

第8 風水害その他の災害の防止

1 風害防止対策

【総務局危機管理部、経済農政局、建設局、東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社、NTT東日本(株)、農業協同組合】

台風や、冬期の季節風、竜巻などの激しい突風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

特に竜巻については、発現時間が短く空間的に極めて小規模であるが、木造の住宅において、上部構造が著しく変形したり、倒壊するほどの暴風（風速70m/s以上）が吹くこともあり、ひとたび発生した場合は大きな被害が生じており、県内でも令和元年に市原市で発生した竜巻により、死者や建物の全壊等の被害が確認されている。

そのため、過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

(1) 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発 【総務局危機管理部】

市は、台風・竜巻等による風害の被害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

ア 気象情報の確認

気象庁が発表する特別警報、警報や注意報及び気象情報などの防災気象情報については、平時から、気象庁ホームページ・テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、「予告的な気象情報」と「雷注意報」は各地の気象台から、「竜巻注意情報」は気象庁から発表される。

各気象情報の内容は災害応急対策編第2章第2節第2、1（1）を参照。

イ 身を守るための知識

台風から身を守るためには、日頃から、ちばし安全・安心メールに登録するなど正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

(ア) 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- a 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- b 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- c ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- d 大粒の雨やひょうが降り出す

(イ) 発生時に屋内にいる場合

- a 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- b 雨戸・シャッターを閉める
- c 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- d 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

(ウ) 発生時に屋外にいる場合

- a 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- b 橋や陸橋の下に行かない
- c 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路（竜巻のみ）やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- d 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

(2) 電気施設対策 【東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社】

強風時の倒壊、電線切断等の被害を防止するため、電気設備の技術基準に基づき、原則として風速40m/sに耐えうるよう設計するものとするが、より強い風に耐えうるよう改良を検討する。

なお、塩害については、汚損の監視、洗浄装置の整備、シリコン塗布等の措置のほか、電気通信施設の設計に際し抜本的な風害、塩害予防措置を講じる。

(3) 電話施設対策 【NTT東日本(株)】

以下のとおり、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線装置等を配備している。

また、海岸線付近に設置する空中線については、塩害防止対策を施している。

ア 過去の発生地域の調査検討により、工法上の補強を施して重複災害の発生を防ぐとともに設備の2ルート化対策を実施する。

イ 局内設備

災害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、交換センターにおける発電用エンジン、バッテリー等及び移動電源車の配備を実施する。

(4) 立木・街路樹対策 【建設局】

立木・街路樹自体が受ける被害（倒れ、幹折れ、傾斜）のほか、その樹木が電線を切ったり、塀をこわす場合も多く、剪定、支柱等の手入れ等の措置を講じる。

(5) 農作物対策 【経済農政局】

農作物に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他局地的な強風などがある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌浸食を生ずる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛土が作物を埋没させたりして、被害を与える。

風害に対する予防策としては、防風林の設置をはじめ、防風垣・防風網の設置、その他応急的な災害対策がある。

千葉市には、森林法の規定に基づく防風保安林の指定を受けている地域は少ないが、市街化調整区域を中心にして約4,800ヘクタールの森林が分布しており、これらの森林の防風林としての機能を発揮できるように努める。

2 水害防止対策

(1) 台風・大雨等に関する知識の普及啓発 【総務局危機管理部】

市は、台風・大雨等による水害の被害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

ア 気象情報の確認

気象庁が発表する特別警報、警報や注意報及び気象情報などの防災気象情報については、平時から、気象庁ホームページ・テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

各気象情報の内容は災害応急対策編第2章第2節第2、1(1)を参照。

イ 身を守るための知識

台風や大雨から身を守るためには、日頃から、ハザードマップ等により水害等のリスクを確認するとともに、ちばし安全・安心メールに登録するなど正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、急激な水位の上昇等により、避難することが困難な場合には、垂直避難（2階以上の安全な場所への避難）をするなど、安全確保に努めること。

(2) 浸水対策【建設局、都市局】

ア 土のうステーション

市では、市民等が浸水や冠水への備え等の緊急時に、自由に土のうを取り出し利用することができる「土のうステーション」を市内に設置し管理をする。

イ 防水板設置助成

市では、近年の局地的大雨の増加等による床上浸水等の被害を軽減するため、防水板の設置

を助成するとともに、防水板設置に係る啓発をするものとする。

ウ 雨水流出抑制施設（雨水貯留槽・雨水浸透ます）設置

市では、雨水が敷地内から地中に浸透せずに流出することを抑制するため、浸透施設や貯留施設の設置について助成するとともに、同制度につき啓発するものとする。

3 地盤沈下対策

【環境局、経済農政局、県環境政策課】

千葉市における地盤沈下現象は、工業用、ビル用、水道用、農業用等の地下水のくみあげ及び天然ガス、^{かんすい}鹹水の採取に起因していることが多い。

そのため、地盤沈下対策として法令（工業用水法、ビル用水法）、条例（県公害防止条例、市公害防止条例）等による地下水のくみあげ規制を進めてきたところであるが、近年は沈下が鎮静化する傾向を示している。

引き続き、地下水のくみあげ及び天然ガス、^{かんすい}鹹水の採取に対する規制を行うとともに、長期的に沈下状況を把握しながら、上水道の導入、水利用の合理化、地下水の管理体制強化等適切な対策の実施に努める。

4 その他の対策

【経済農政局 市民局】

（1）風評被害対策

風評被害は不明確な情報により、情報受信者が不適切な判断等により過剰に反応し、不適正な行動をとるために発生すると言われている。

被害については、特定産地の農産物の安全性に問題が発生した時など、近傍周辺の産物まで全て売れなくなるといった、経済的被害が大きい。

従って、このような被害を防ぐために、正確かつ明快な情報発信を行うなどの対処が必要である。

（2）デマ情報への対策

災害時における推測による人心不安やデマ情報の流布による社会秩序の混乱を最小限に留めるため、デマである可能性がある情報については、関係機関への確認を行うなど情報分析を行うとともに庁内の認識統一を行い、SNS等を活用した広報活動を実施する。

第4節 津波災害予防対策（津波避難計画予防編）

2011年3月の東日本大震災（M9.0）では、東北地方の太平洋沿岸を中心に津波による甚大な被害が発生した。

東日本大震災の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、市は、市民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。

津波に関しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、市民の「自助」、市民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、県で整備する海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

津波対策の推進にあたっては、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努めるものとする。

第1 津波広報、教育、訓練計画**1 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成****（1）市民自らの取組み**

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に、海岸からより遠く、より安全な高台を目指して避難することが原則である。

そのため、市民は、日ごろから津波防災訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、町内自治会や自主防災組織等の自主的な避難体制や要配慮者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波注意報等の発表や避難指示等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海浜付近に戻らず、津波注意報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

（2）市の取組み

市は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を市民等が取ることができるよう、以下の内容について、広報紙、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

ア 地震・津波に関する正確な知識

（ア）津波の発生メカニズムや伝わる速さ

（イ）津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること

（ウ）津波は繰り返し襲ってくること

- （エ）第一波が最大とは限らないこと
- （オ）津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくる
- （カ）強い揺れを伴わず危険を体感しないままに津波が押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること
- （キ）津波は河川や水路を遡上すること

イ 津波注意報等に関する情報及び知識

- （ア）気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報の内容と想定される被害及びとるべき行動
- （イ）津波注意報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること
- （ウ）津波到達時間も同様に津波予報区のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づき発表されること
- （エ）津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること
- （オ）気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること

ウ 津波避難行動に関する知識

- （ア）強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的に、海岸からより遠く、より安全な高台を目指して避難すること
- （イ）過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと
- （ウ）他者へ避難を促すため、自ら迷わず率先して避難行動をとること
- （エ）津波は河川を遡上するため河川から離れること
- （オ）一度避難したら、津波注意報等が解除されるまで避難を継続すること

エ 地震、津波への備え

いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日ごろから3日分以上の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。

2 防災教育の推進

学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、映像や体験談をまとめ、防災教育等に活用するなど、長期的視点にたって広く市民に伝承されていくよう努める。

3 津波防災訓練の実施

市、市民、事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、市民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。

また、訓練は市単位の訓練、自治会等単位の地域訓練等があるが、特に人工海浜における、

ウインドサーフィン、ヨット等を楽しむ利用者への参加依頼や夜間を想定した避難誘導の実施など、実践的な訓練を日常的に工夫して実施する。

なお、実施に際しては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努め、自主防災組織、市民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。

4 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第2 津波避難対策

1 津波浸水予測図

地震・津波が発生した場合、市の災害対応や市民等の避難行動を起こすための必要な情報は、気象庁が発表する津波注意報等以外にないのが現状である。さらに、津波注意報等は津波予報区ごとに予測される最大の津波高に基づいて発表されるため、津波予報区内のどの場所に発表された最大の津波が押し寄せてくるかわからないことから、とにかく津波で命を落とさないためには津波警報で発表された津波が実際に押し寄せてくると想定した避難が必要である。

これらのことから、県は、東京湾口（房総半島南端）で約10mを想定した津波シミュレーションの結果を基に、津波浸水予測図を作成した。

2 津波ハザードマップの作成・周知

市は、県の津波浸水予測図や国の「津波・高潮ハザードマップマニュアル（平成16年3月）」などを活用し、地震防災対策特別措置法第14条第2項に基づく津波ハザードマップの作成を行うとともに、市民等への周知を図る。

なお、津波ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは一つのモデルであって全部ではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを市民に丁寧に広報する。

※千葉市地震・風水害ハザードマップ（WEB版）トップページ（資料4-7）

3 津波避難体制の確立

市は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などをもとに、市の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と市民等が迅速かつ的確に行動することができるよう計画を作成し、津波避難訓練を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

（1）避難指示

市は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法、避難対象区域等を定め、津波注意報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難指示にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ市民等に避難指示の内容について周知を図るものとする。

- ア 気象庁より津波注意報等が発表されたときには、市長は避難対象地域にいる市民等に対して、直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示するものとする。
- イ 停電や通信途絶等により、気象庁の津波注意報等を適時に受け取ることができない状況においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、また、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市長が必要と認めるときは、直ちに安全な場所に避難するよう指示をするものとする。
- ウ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波注意報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波注意報等が発表される可能性があることを認識し、避難指示の発令を検討するものとする。

（2）市民等の避難誘導體制

- ア 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。
- イ 避難する市民の安全確保はもちろんのこと、消防職員、消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、例えば、予測される津波到達時間が短い場合、消防職団員等が率先避難者となって避難を呼びかけながら地域の市民等と一緒に避難するなど、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。
- ウ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別計画の策定に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。
- エ 市は、避難場所の表示板や避難誘導標識等の整備に努める。
整備する際には、日本工業規格（JIS規格）に基づく災害種別一般図記号を使用して、津波に対応した避難場所であることを明示するとともに、外国人観光客等に対する外国語表記や、蓄光式の看板を整備するなど夜間対策を行う。
- オ 町内自治会、自主防災組織等による避難誘導や、人工海浜等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導體制の確立など、安全の確保を前提に、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

4 津波情報受伝達体制の確立

（1）津波情報受伝達対策

市は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び、関係職員の早期参集体制の確立に努める。

（2）市民等への情報伝達体制の確立

市民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、市はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、防災行政無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、市民等への避難指示の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

ア 防災行政無線の整備活用

市民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。また、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上を検討する。

イ 多様な伝達手段の確保

J-A L E R Tの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、ちばし災害緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

ウ 地域団体等の自主的情報伝達

市民等に対する情報伝達がなされた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる体制の指導育成に努める。

エ 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光地、人工海浜等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

オ 港湾、船舶等への情報伝達

港湾関係機関等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

市、港湾管理者は、行政機関と連動し津波発生時における船舶の状態（航行中又は係留中）別に、対処方法を具体的に明示し、個々の船舶管理者等に周知を図るとともに、有事における自主避難意識と体制を確立する。

第3 津波避難ビル等の指定・整備

市は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の平成29年7月5日付け「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年度）」などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、津波避難ビル等の指定・整備をしている。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難

する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。

第5節 都市公共施設の災害対応力の強化

第1 市の施設

【総務局危機管理部、施設を所管する局区等、指定管理者】

1 市の施設の防災体制整備

市（区）災害対策本部組織としての役割を中心にして、個々の施設の性格・実情に応じて、次のことを基本的事項とする防災計画を作成し、実践的な防災体制の確立を図る。

(1) 施設利用者の安全第一

火災、地震等の災害発生時及び東海地震警戒宣言発令時の「施設利用者の安全」を第一に考えていく。

(2) 体制の整備

非常時における各職員、施設利用者の役割や行動について、各施設の内容に応じた想定を踏まえ、職員自衛防災組織づくり、職員・利用者に対する防災手引書作成及び実践的訓練の定期的実施を推進する。

また、施設内の誘導標識・案内表示等のデザインや設置場所についても、利用者に分かりやすいものとなるよう努める。

(3) 防災点検の実施

事務用家具・備品類の固定、危険物等の引火性物資の安全管理、施設建物及び壁・塀等の耐震・耐火性能の調査・補強、防災設備の作動点検等を行い、普段からできる限りの危険排除に努める。

(4) 施設周辺地域との交流

日頃の交流を通じて、非常時の地域ぐるみ防災体制の素地づくりに努める。

(5) 避難者等の受け入れ

指定管理者の管理する施設は、公の施設の責務として非常時の避難者等に配慮する必要があることから、指定管理者又は施設を所管する局区等は、災害時を想定して、あらかじめ災害時の対応策を協議しておくとともに、避難者等の誘導や受け入れについて対応が行える体制の整備を行う。

2 市立小・中・高等学校の施設整備

(1) 基本方針

市立小・中・高等学校の施設整備については、以下の3つの視点から災害対応力を充実・強化するよう、推進する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の安全確保 ○避難場所・避難所 ○地域における防災活動拠点(※) |
|--|

※地域における防災活動拠点

大規模地震発生時には、防災機関の被災、損壊・交通渋滞等による道路機能のマヒ、通信施設の被災等さまざまな事態が相乗し、市をはじめとする中枢防災機関による応急復旧対策の実行が一時的に不可能になることは避けられない。

地域における防災活動拠点は、災害発生直後の混乱期にも、各地域（コミュニティ）において、自主防災組織や町内会等の住民組織が中心となって、必要最小限の初期的応急対策を自主的に行えるよう整備されるものである。

情報の収集・伝達、飲料水・食料・その他物資の供給や応急医療救護等の初期救援対策を行うために必要な機能が整備される。

※本章第1節第2「防災拠点施設の整備」参照

(2) 施設の整備（第5次地震防災緊急事業五箇年計画（県））

学校の校舎等は、地震等の災害時において、児童、生徒の安全を確保する必要があり、かつ避難所として使用される等、地震防災拠点としての機能を期待されることから、耐震性能の確保を図る。

整備目標： 小中学校のI s値0.75未満の校舎について耐震性能の確保を図る。

第2 ライフライン施設

東日本大震災では上下水道、電気、ガス等の施設が大きな被害を受け、被災者の生活に多大な影響を及ぼした。これらから各施設の耐震性の強化を図り地震に強いライフラインづくりを行う。

各ライフライン施設については、各所管の機関がそれぞれの事業計画により耐震性・耐火性・耐浸水性の強化を中心として、災害に強い施設の整備を進める。

市は、各機関に対し、必要に応じて、予防対策の実施を要請するとともに、災害時における応急・復旧活動の円滑な進展を確保するため、市及び各ライフライン事業者からなるライフライン連絡会と相互の連携調整に努める。

1 上水道施設

【水道局、県企業局千葉水道事業所】

(1) 基本方針

上水道施設の耐災害性を強化するため老朽化施設の整備・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

また、被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家発電設備などの施設の整備補強、複数系統化などの水道システムとしての耐震性の向上を図る。

(2) 事業計画

ア 取導水施設

取導水施設の耐震強化を図るとともに、常時監視を実施して保守に努める。

イ 浄配水施設

浄配水施設の耐震強化を図るとともに、常時監視を実施して保守に努める。

ウ 管路施設

軟弱地盤地区を重点として経年管の更新を進め、耐震継手を導入するなど管路の耐震性強化を図る。

2 下水道施設、農業集落排水施設

【建設局】

(1) 基本方針

処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、津波、風水害、停電等の災害にも最低限必要な機能が確保できる構造とするとともに、施設点検を行い、現状を把握し、清掃、^{しよんきよ}補修及び改良に努め、地震、津波、風水害、停電等による機能の低下を最小限にとどめる。

また、汚水の輸送等につき、浄化槽清掃許可業者等との協定の締結を検討する。

(2) 事業計画

ア 処理場・ポンプ場施設等

機械設備、電気設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全・改良のため修繕及び老朽施設の改築などの対策を行う。

また、各施設へ遠隔監視システムの導入をし、被災状況等の早期把握ができる環境を整備し、施設への浸水対策のため、水中ポンプやホース等の整備に努める。

イ 管路施設

定期的パトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、老朽管の改良等を行う。

ウ 農業集落排水管路施設台帳の整備

管路施設をデジタルマッピング化し、下水道システムへ取り込むことにより、埋設管渠(かんきょ)やポンプ施設に係る情報の検索性の向上等に努めている。

3 電気施設

【東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社】

(1) 基本方針

各施設の耐災害性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震や風水害等による被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。

また、海岸に近い施設においては、塩害による絶縁劣化を防止するための対策を講じる。

(2) 施設の現況

ア 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行っている。

また、浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防

水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行っているが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施している。また、屋外機器は基本的にかさ上げを行っているが、かさ上げ困難なものは、防水・耐水構造化又は防水壁等を組合わせて対処している。

イ 送電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。

風害対策については、電気設備の技術基準等を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処している。

また、土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁^{ようへき}、石積み強化等を実施している。

(イ) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。また、地盤条件に応じて、可撓性^{かとうせい}のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計としている。

また、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施している。

ウ 配電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。

風害対策については、電気設備に関する技術基準等を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処している。

(イ) 地中電線路

地盤条件に応じて、可撓性^{かとうせい}のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計としている。

(3) 設備の維持・管理

電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条に基づき「保安規程」を定め、定期巡視及び特別の巡視を実施し、不具合設備については、発生の都度改修を行うなど災害時における不測の事故防止を図っている。

ア 定期巡視

全設備について定期的に目視点検を実施し、発見された設備の不具合箇所は、発生のつど改修している。

イ 台風及び豪雪、地震時には、設備の異常有無確認のため、目視による点検を随時実施している。

4 ガス施設

【東京ガス(株)千葉支社、大多喜ガス(株)千葉事業所】

(1) 基本方針

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

(2) 事業計画

ア 施設の機能の確保

ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能確保に努める。

(ア) 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点分散等に努める。

(イ) 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備等の整備に努める。

イ ガスの安定的な供給等

(ア) ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講じるとともに、消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

(イ) ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)又は緊急遮断装置の設置を推進する。

ウ 非常用設備の整備

(ア) 通信施設

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

(イ) コンピューター設備

災害に備え、バックアップ体制を整備する。

(ウ) 自家用発電設備等

常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(エ) 防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

(オ) 災害時における復旧用資機材置場等の確保

災害復旧には、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、関係機関と調整し、迅速な確保を図る。

(3) 設備の維持・管理

ガス工作物を常に法令（ガス事業法（昭和29年法律第51号））に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。また、被害の発生が予測される場合には、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

5 電話施設

【NTT東日本株】

(1) 基本方針

災害時においても、通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化を実施する。また、災害が発生した場合に備えて、迅速かつ的確な措置を行えるよう、万全の体制を期する。

(2) 施設の現況

ア 交換機設置ビル

関東大地震の規模と被害状況を参考として、耐震、耐火構造のビル設計を行うとともに、地震に起因する火災や降雨による浸水等の二次災害を防止するため、地域条件に即して防火扉、防水板等を設置している。

イ 局内設備

(ア) 局内に設置する通信装置等は、地震動による倒壊、損傷を防止するため、耐震措置を行っている。

(イ) 局内に設置する通信装置等は耐火対策を行っている。

ウ 局外設備

(ア) 地下ケーブル

地下ケーブルは、耐震性の高い洞道への収容を推進している。

(イ) 橋梁添架ケーブル

二次的災害の火災による被害を想定して、耐火防護及び補強を実施している。

エ 災害対策用機器

(ア) 各種無線装置

通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、移動無線車等を常備している。

(イ) 非常用可搬形加入者線収容装置

局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換装置として、非常用可搬形加入者線収容装置を配備している。

(ウ) 移動電源車

災害時等の長時間停電対策として、移動電源車を配備している。

(3) 事業計画

電気通信設備を確保するために次の諸施策を推進している。

ア 警察・消防緊急通報回線を確保するため、ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を図る。

- イ 市指定の避難所等に特設公衆用電話回線を設置する。
- ウ 架空ケーブルの地下化を推進している。
- エ 交換センター相互間を結ぶケーブル経路の分散化を推進している。
- オ 商用電源が停止した場合の対策として、移動電源車等を配備している。
- カ 災害時の通信確保及び復旧対策として、可搬型無線装置、非常用可搬形加入者線収容装置等を主要地域に配備している。

6 鉄道等

【JR東日本(株)千葉支社、日本貨物鉄道(株)、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)】

(1) 基本方針

鉄道施設の耐震性、耐水性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。

(2) 事業計画

以下には、JR東日本(株)千葉支社の計画のあらましを掲げる。

なお、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)の各社についても、同様の計画があるが、省略する。

ア 耐震列車防護装置の整備

地震時には、運転中の列車を速やかに停止させることが安全の第1要件と考えられるので、耐震列車防護装置整備の推進を行っている。具体的には防災情報システムの導入によりリアルタイムに情報を感知し列車防護が速やかにできる。

対象線区	列車防護方式
A T C区間	(ア) A T C絶対停止信号の現示 (イ) 無線による地震情報の伝達
その他線区	(ア) 感震器と連動させて地震警報の表示 (イ) 無線による緊急停止信号を発信し、地震情報の伝達 (ウ) 要注意構造物に対する特殊信号発行機の現示

イ 構造物耐震性・耐水性の強化

線路構造物、電気及び建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

ウ 情報連絡設備の整備

各種情報の迅速な徹底を図るため、通信施設の整備、充実を図る。

エ 復旧体制の整備

災害発生後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

- (ア) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- (イ) 復旧用資材、機器の配置及び整備
- (ウ) 防災知識の普及及び教育
- (エ) 列車及び旅客等の取り扱い方についての事前広報
- (オ) 消防及び救護体制

(3) インフラの活用【千葉都市モノレール(株)】

モノレールインフラを活用し、発電する電力（太陽光発電、回生電力等）を近隣施設や避難所等（千葉公園）へ供給する。

第3 道路・橋梁

道路は災害時において救援救護活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともにリダンダンシー（多重化による代替性）を確保するため道路ネットワークの強化を図るなど災害に強い道路の整備に努める。

道路の安全化については緊急輸送道路や災害時の道路等について、道路パトロール等を実施し、道路の維持管理に努める。

また、道路の路面の損傷は、逐次補修し災害の防止に努める。

橋梁の安全化については、補修や耐震補強などの予防保全に努める。

1 道路防災計画

(1) 市の対策 【建設局】

市の管理する道路の整備については、一部延長の簡易舗装を除き、アスファルトコンクリート舗装で整備を実施している。

緊急輸送道路として指定されている路線や道路については、より一層安全性の確保に努め、必要に応じて、拡幅等の整備等を行う。

また、市は、災害発生した際など、市の管理する道路において交通規制をすることを想定して、警備会社等と協定を締結することを検討する。

(2) 県の対策 【千葉県】

県の道路の整備については、既にアスファルトコンクリート舗装で整備されており、万全を期しているが、より一層の安全性の確保に努める。

(3) 国の対策 【千葉国道事務所】

国道の整備については、完全に整備されており、万全を期しているが、より一層の安全性の確保に努める。

(4) 東日本高速道路(株)の対策 【東日本高速道路(株)】

高速道路の各施設が関東大震災級の地震に耐え得るよう、耐震設計基準に従って、地質、構造等の状況に応じ十分な安全を見込んでいるが、より一層の安全性の確保に努める。

2 橋梁防災計画

(1) 県・市の対策 【建設局】

幹線道路にかかる橋梁については、鋼橋及びコンクリート橋で整備されているが、耐震対策については、新たな設計基準等との整合を図り、2次災害防止の観点に基づき、跨線橋や跨道橋など優先度の高い橋梁から逐次実施していく。

これにより、地震災害時の避難、緊急物資の輸送に支障のないようにする。

(2) 国の対策 【千葉国道事務所】

緊急輸送道路上の橋梁について、耐震補強を推進していく。

(大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる対策を実施)

(3) 東日本高速道路(株)の対策 【東日本高速道路(株)】

高速道路の橋梁は、連続構造を多く採用し、支承には、ずれ止めを用いるなど細部にわたって耐震構造となっている。高橋脚については、動的解析を行い、特に大きな設計震度を用いるなど特別な配慮をしているが、さらに耐震化を進めることとしている。

第4 河川施設

【建設局、千葉土木事務所、県千葉港湾事務所】

海岸部や河川沿岸下流部の低地帯は、地盤の高さが河川水位より低いところが多く、大地震による護岸・堤防等の決壊や沈下、水門・排水機場等の河川管理施設の被災による浸水被害に対して、ぜい弱である。

また、中・上流部においても、堤防が沈下したり、崩壊した土砂等によりせき止められた水が溢水するような事態が生じる可能性がある。

市、河川管理者及び防災関係機関は、地震による浸水をまねくような、二次災害発生防止に重点をおき、安全対策の推進を図る。

1 河川構造物の耐震化

国、県又は市管理の河川については、浸水被害等の影響を考慮して、防潮堤、護岸、水門、排水機場等の耐震を配慮する。

2 応急復旧体制の整備

大地震発生後の二次災害を防止するため、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 震度5弱以上の地震発生時の施設点検要領の整備 (2) 要員及び資材の確保 (3) 応急措置実施要領の整備 (4) 応援協力体制の充実 |
|---|

※千葉市域を流下する河川（資料1-4）

※本章第2節第8「河川・排水路等の整備」参照

第6節 安全避難の環境整備

第1 指定緊急避難場所等の指定・整備

【総務局危機管理部】

災害による被害を最小限度にとどめるため、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）・指定避難所（以下「避難所」という。）は、各地域において、日常的に身近な施設であり距離的にも比較的至近であること。このうち、「避難場所」は、公園、学校の屋内運動場または校庭等一時的に市民の安全が確保できる施設又は場所であること。「避難所」は、被災者の住宅に対する危険の予想される場合や住宅の損壊により生活の場が失われた場合に、一時的な生活の本拠地となるものとして、市が提供する宿泊滞在が可能な施設であること。

「広域避難場所」は、大規模な火災が発生したとき、輻射熱や煙などから、市民の生命と安全を一時的に守り得る性能を持っている施設であること。

また、避難場所・避難所及び広域避難場所以外の公園、空地等については、各地域の特性を生かし、市民が自主判断で一時的に身の安全を図る場所として、又、身近な防災活動拠点として活用を図る。

「津波避難ビル」は津波が発生したとき、又は、発生のおそれがあるときに市民等が津波から避難できるよう公共施設や民間ビル等の一部を一時的な避難場所として指定する建物であること。

1 避難場所、避難所

(1) 避難場所

ア 整備基準

避難場所については、次の5つの役割・機能を兼ね備えた施設となるよう整備を図っていく。

－ 避難場所の役割・機能 －

- 地域における一時的な避難先
- 地域の防災活動の拠点
- 地域への情報伝達の拠点
- 防災活動を行う場合の高齢者、乳幼児、病人等の一時的な安全を確保するための避難待機場所
- 広域避難場所へ適切に二次避難するための集結地点

イ 指定の基準

市長は、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のため、国の定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに、避難場所として指定する。

ウ 整備目標

災害時の避難場所として、国の定める基準に基づき指定し、引き続き必要な整備・改修を進

めていく。

(2) 避難所

ア 指定の基準

地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、国の定める基準に適合する公共施設その他の施設を避難所として指定する。

イ 整備目標

市立の各小・中学校、各高等学校、公民館等の教育委員会所管施設や、一時的宿泊滞在が可能なスペースを有する公共施設等を中心として指定していくとともに、民間施設等の避難所指定についても、企業等の協力のもと拡充に努める。

また、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備や停電に対応できる非常用発電機等の整備・改修、自立・分散型エネルギーの導入及び感染症対策を踏まえたパーティション等の整備、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努めるものとする。

さらに、食料、ペットボトル入り飲料水、毛布、消毒液、マスク等の初動対応に必要な備蓄品を整備する他、避難者が安否確認や避難情報の収集等に利用する災害時用公衆電話や避難所 Wi-Fi の整備を進めるとともに指定避難所のうち CHAINS 環境がない公民館等において、CHAINS その他の手段により情報共有ができるよう環境の整備を進める。

※医薬品、粉ミルク、福祉避難所等の備蓄（資料 3-9）

ウ 避難所施設の鍵の保管等

避難所施設の各管理責任者は、災害時の迅速な開設を行えるよう、平常時から訓練を実施し開設実務の習熟に努めるとともに、鍵の保管方法等を所属職員に周知徹底しておく。

※避難場所・避難所一覧表（資料 7-1）

エ 避難所の開設

避難所の開設にあたっては、市が定める「避難所開設・運営マニュアル」に加え、「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針」を活用することで、感染症対策を適切に行えるよう努めるものとする。

※避難所開設・運営マニュアル例（資料 7-4）

※新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針（資料 7-5-1）

※新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針の具体例について（資料 7-5-2）

オ 避難所の運営

避難所は、多様な避難者が生活し長時間滞在することも予想され、避難所が開設される初動期においては、行政の十分なサポートも困難となる可能性も高い。事前に避難所となる施設を中心に、地域の町内自治会、自主防災会等が一体となった「避難所運営委員会」を設置し、災害発生時に市民同士が連携しながら、主体として避難所を開設・運営を行う体制を整備する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、

地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

また、避難所を運営するにあたっては、避難所で生活する者だけでなく、その地域で在宅にて避難生活を送る者、町内自治会集会所（地域避難施設）への避難者、車中泊避難者などの分散避難をする者も支援の対象とし、避難所を、情報収集や情報提供、食料・飲料水、物資、サービスの提供等に関する地域の支援拠点とする。

※避難所開設・運営マニュアル（資料7-4）

2 広域避難場所

(1) 整備基準（指定のための目安）

広域避難場所については、次の6つの目安にしたがって、適切な施設を指定し、必要な機能の整備を図っていく。

－ 広域避難場所指定の目安 －

- 相当程度のオープンスペースが確保されていること。
- 火災による輻射熱から避難者の生命を保護するために必要な距離が考慮されていること。
- なるべく四方に出入口が常時確保されていること。
- オープンスペースは、なるべく公共施設であること。
- 敷地内に建物がないことが望ましいが、ある場合は原則として、耐火造建物であること。
- 原則として、市域の各地点から2km圏（緊急時における徒歩1時間程度の距離）に1か所確保されること。

(2) 整備目標

災害時の広域避難場所として、以下のとおり指定し、必要な整備・改修を進めていく。

また、市街化状況、指定区域の拡大・人口増加等の変化により、必要に応じて、追加して、指定整備していくものとする。

※広域避難場所一覧表（資料7-2）

3 津波避難ビル

千葉市の津波避難の原則は高台避難であるが、高台への避難が間に合わない場合において、津波被害から、市民の生命の安全を確保するため緊急的に一時避難を目的とする施設として、津波避難ビルを指定する。

津波避難ビルは、津波災害の恐れがある期間（原則として津波警報又は大津波警報が発表されている間）のみ開所する。

(1) 津波避難ビルの指定

ア 津波避難ビル指定基準

津波避難ビル指定は、次の6つの基準に則り適切な施設を指定し、必要な機能の整備を図っていく。

－ 津波避難ビル指定の基準－

- 原則としてRC（鉄筋コンクリート）造又はSRC（鉄骨鉄筋コンクリート）造であること
- 新耐震基準又は耐震指標（Is値）0.6を満たす堅牢な建築物であること
- 3階又は地上高4m以上に相当程度の一時避難が可能な場所を有すること
- 原則として24時間365日一時避難が可能な場所に避難が可能であること

- 一時避難が可能な場所への避難経路が確保されていること
- 建築物の所有者及び管理者が千葉市における津波避難ビルの運用に対し、協力が可能であること

イ 指定の目安

津波避難ビル指定は、市が設定した避難対象地域及び沿岸部の近隣地域における公共施設を中心に進めていく。

※避難場所・避難所一覧表（資料 7-1）

(2) 避難場所・避難所との違い

津波避難ビルは津波被害からの一時避難施設であることから、津波警報等の発表に伴い、市の開設を待たずに避難を開始することができる反面、津波警報等の解除の際には津波避難ビルに留まることはせず、別に開設する避難所等に移動することになる。

市は市民に対し、津波避難ビルが他の災害に伴う避難所等と異なる部分について、適切に周知を図るものとする。

(3) 地域における津波避難施設の確保

地域における津波避難施設の確保については、原則として町内自治会等の地域の団体と、一定の高さを有する堅牢な建築物の所有者・管理者等との間で個別に協定を締結するものとし、市では区役所を通じて相互の調整を図るものとする。

4 指定等の通知及び広報

指定の追加・廃止等については、県知事に通知するとともに、公示する。

また、速やかに市の広報紙（市政だより）、ホームページ等で市民への周知徹底を図る。

5 避難訓練

市・関係機関及び市民が一体となり、総合防災訓練、学校・自主防災組織等の防災訓練を通じ、避難活動体制の確立を図る。

6 分散避難

感染症対策や避難環境向上を図るため、在宅避難、友人・親戚宅等避難、町内自治会集会所（地域避難施設）、車中泊、民間宿泊施設等避難などへの避難を周知するとともに、避難先の確保に努める。

第2 避難誘導體制の整備

【総務局危機管理部】

避難誘導體制の整備については、以下のような基本的な考え方及び概念図に基づいて、より適切なものとなるよう検討を進める。

— 基本的な考え方 —

- (1) 市は広域的な災害による避難指示を行った場合、原則として警察署、消防局（署）等と連携し避難誘導を行うが、市民も身の安全を図るため、自主的に最寄りの「避難場所・避難所」、「広域避難場所」又は公園、空地等の安全区域に避難する。

- (2) 市はあらかじめ指定する区域に対して、広域的な災害による避難指示を行った場合、区域内の「避難場所・避難所」へ職員を派遣し、避難すべき方向及び避難先の指示伝達を行う。その際、警察署、消防局（署）及び自主防災組織等の住民組織と協力して、可能な限り、一定の地域又は自主防災組織等单位に市民を集合させた後、そのつど指定された「広域避難場所」に誘導する。
- (3) 各警察署長は、避難路等の要所に誘導員を配置し避難誘導にあたる。
また、避難指示に従わない者に対しては、極力説得して避難するよう指導する。
- (4) 消防局長（署長）は、避難指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案し、最も安全な避難路及び避難場所を市長、警察署長等に通報する。
また、避難指示が出された時点以降の消火活動は避難路の安全を最優先として、その確保に努める。
- (5) 市、警察署、消防局（署）、自主防災組織及び市民は、障害者や高齢者等要配慮者を、可能な限り早めに避難させる。
また、交差点や橋梁・トンネル等の混雑予想地点においては、要配慮者の優先的な避難誘導に努める。

1 防災マップ等の作成

自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに避難支援に関する情報などを記載した次の各種防災マップ等を作成し、また、それらを統合した、千葉市地震・風水害ハザードマップ（WEB版）を作成して、市民等に周知徹底を図る。

(1) 千葉市地震ハザードマップ

想定した地震による、ゆれやすさ、危険度及び被害の予測等

当該想定に基づき、「震度予測マップ」「液状化危険度マップ」も作成

(2) 千葉市津波ハザードマップ

[計画規模：約50年に1度程度及び想定最大規模：約1000年に1度程度]

千葉県が実施した千葉県津波浸水予測図をもとにした、津波による浸水及び津波避難支援に関する情報など

(3) 千葉市土砂災害ハザードマップ

千葉県が指定した土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域及び避難支援に関する情報など

(4) 洪水・内水ハザードマップ

浸水の情報及び避難に関する情報

ア 洪水（鹿島川水系・南白亀川水系・都川水系・村田川水系）

[計画規模：約50年に1度程度・想定最大規模：約1000年に1度程度]

イ 内水（都川水系）[想定最大規模：約1000年に1度程度]

(5) 高潮ハザードマップ[想定最大規模：約1000年～5000年に1度程度]

浸水の情報及び避難に関する情報

2 避難場所等の表示板、標識等の整備

【総務局危機管理部】

(1) 現況

ア 広域避難場所誘導標識

道路等に設置している。

イ 広域避難場所明示標識

広域避難場所の敷地内出入口付近等に設置している。

ウ 避難場所等案内板（略図）

J R駅前、市民センター等多数の人が集まる場所を中心として設置している。

エ 避難場所・避難所、津波避難ビル表示板

避難場所・避難所、津波避難ビルの敷地内出入口付近等に設置している。

(2) 事業計画

ア 避難場所等表示板の整備

避難場所・避難所及び広域避難場所について、新規に指定する際に整備する。

イ 誘導標識等の整備

既に設置済みの誘導標識、広域避難場所明示標識等の維持管理を行うとともに、要配慮者への配慮等をも含めた内容の再検討を行い、適切なものの整備を進める。

ウ 避難場所案内図の再整備

スマートフォンなどのデバイスにより、自身の周辺の避難場所等の位置が容易に把握できることなどを踏まえながら、避難場所案内図の必要性を勘案して再整備を検討する。

3 避難誘導體制の確立

(1) 総務局・消防局及び区の対策 【総務局危機管理部、消防局、各区】

ア 避難の考え方

「自らの命は自らで守る」という自助の考え方に基づき行動できるよう、避難の考え方を次の区分に整理し、平常時から市民等へ周知を図る。

(ア) 避難（一時的・緊急避難）

その場を立ち退き、近隣の少しでも安全を確保できる場所に一時的に移動する。

(イ) 避難

住居地と異なる避難先などで一定期間仮の避難生活をおくる。

(ウ) 待避

自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる。

(エ) 垂直移動

切迫した状況において、屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する。

イ 状況判断基準等の確立

災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況等について迅速に把握し、また、関係機関・隣接市等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進める。

また、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、「高齢者等避難」を含め避難情報を適切に発令するための判断基準等の確立を図る。

ウ 避難路の安全化

避難路を火災から防護するため、避難路に面する建物の不燃化を促進する。また、市民による初期消火体制の充実強化に努める。

エ 避難先の安全確保

(ア) 施設管理者との協議

避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時

の運用方法について、あらかじめ協議を行う。

(イ) 避難場所等の安全化

避難場所・避難所及び広域避難場所を市街地火災等から防護し、避難した市民の避難先における安全確保を図るため、各周辺地域の不燃化、消防水利の充実、消防力の強化向上に努める。

(ウ) 情報通信手段の整備

状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう、避難場所・避難所及び広域避難場所に災害時の有線通信及び無線通信等の情報通信手段の配備を進める。

(2) 警察署の対策 【千葉市警察部、各警察署】

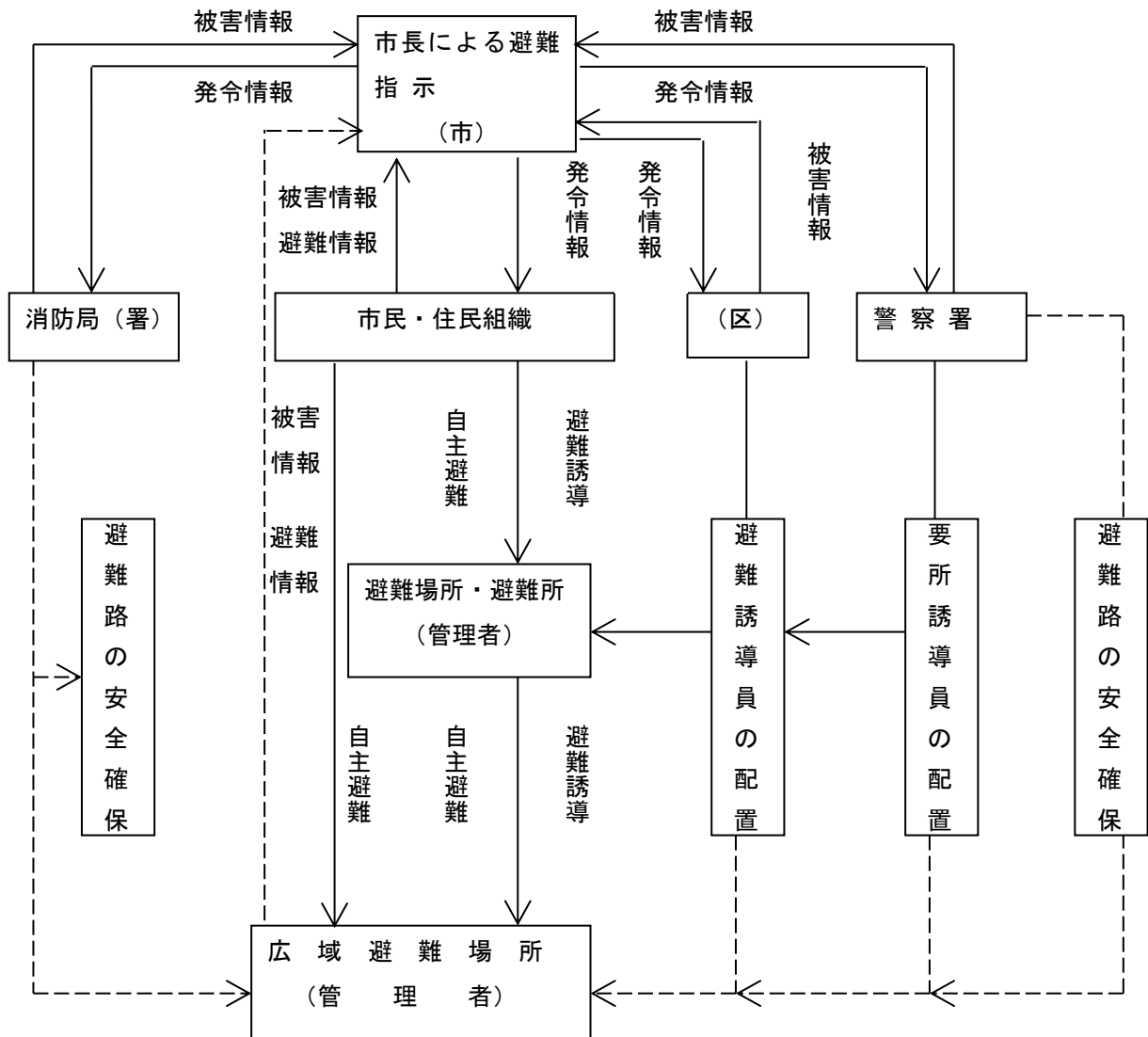
ア 避難誘導體制の整備

市民・来街者の広域避難場所への円滑な誘導を行うため、地域の実態や被害状況に即した避難誘導體制・方法の整備について、調査・研究し、災害時に備える。

また、大規模地震が発生した場合における署員の動員方法等について、あらかじめ、署員に周知徹底する。

イ 広報活動の推進

各警察署は、大規模災害発生時の避難者の避難行動の円滑な実施と消防車・救急車等の緊急車輛の通行を確保するため、平素から広報活動を通じ車両運転者に対して「災害発生時における運転者のとるべき措置」（災害応急対策編第1章第7節第2及び同編第2章第8節第2「道路の交通規制」参照）の周知徹底に努める。



広域的な避難を要する災害時の避難誘導體制の概念図

第7節 要配慮者の安全確保

第1 基本的な考え方

【総務局、市民局、保健福祉局、こども未来局、都市局、建設局、消防局、各区】

1 基本的な考え方

東日本大震災においては高齢者や障害者など災害弱者と言われる人々の犠牲が多かったこと、また、避難生活において特別な配慮を必要としたこと等をふまえ、高齢者、障害者のほか難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人などを含めた要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

そのため、市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（「避難行動要支援者」という。）の名簿を作成し、各所管課、区役所、消防局、ちば消防共同指令センター、消防団及び民生委員で共有するとともに、「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例」を根拠として、市が保有する避難行動要支援者の個人情報、本人から拒否の意思表示がない限り、平常時から名簿情報の適正管理に関し協定を締結した町内自治会等の避難支援等関係者へ提供し、情報共有を図る。

また、要配慮者に配慮した、避難所等の確保に努める。

※千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例（資料2-30）

2 千葉市災害時要配慮者支援計画

市は、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画として、「千葉市災害時要配慮者支援計画」を作成し、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、避難行動要支援者の情報の収集・共有の方法、高齢者等避難の発令・伝達、支援体制、避難所における要配慮者への配慮など、本市における要配慮者支援対策の基本的事項を定めている。

本市では、この「千葉市災害時要配慮者支援計画」に即して、要配慮者支援対策を実施する。

3 要配慮者の範囲

要配慮者は、「災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々」と定義し、以下のような類型を基本とする。

①高齢者、②視覚障害者、③聴覚・言語障害者、④肢体不自由者、⑤内部障害者、⑥知的障害者、⑦発達障害者、⑧精神障害者、⑨難病患者等、⑩乳幼児、⑪妊産婦、⑫外国人等、⑬災害時負傷者、⑭災害孤児等、⑮地理に不案内な旅行者等※ 本計画では、「障害者」は「障害者及び障害児」を指す。

これらの人たちの中にも災害時の一連の行動をとるのに支援を要しない人々は相当数含まれる。一方、これら以外の人たちの中にも要配慮者は存在する。

4 災害に強いまちづくりの推進

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

要配慮者が、可能な限り自力で避難できるような「人にやさしいまちづくり」を推進するために、高齢者・障害者等の利用に配慮した建築物の普及の促進や高齢者・障害者等が安全に通行できるよう、道段差切り下げ、視覚障害者誘導用ブロック設置等、道路環境の整備を進める。

また、地理に不案内な旅行者等に配慮して、避難誘導対策を進める。

(2) 地域の防災力向上に向けた取り組み

市は、地域ぐるみの支援体制づくりを実現するために、自主防災組織、社会福祉施設、民間福祉団体、民生委員児童委員協議会等相互の連携の充実に努める。

5 被災者等への的確な情報伝達

市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2 在宅の要配慮者に対する対応

1 避難行動要支援者名簿の整備

(1) 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者の把握に努め、発災時に迅速な対応が取れるよう備えることとし、避難行動要支援者の特性に応じて、避難行動要支援者名簿を整備し、管理する。また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者についても可能な限り把握する。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下のとおりである。

なお、この範囲は「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例」と同一である。

高齢者	単身の世帯に属する65歳以上の者であって、要介護認定区分1若しくは2又は要支援認定区分1若しくは2に該当するもの	
要介護認定者	要介護認定区分3、4又は5に該当するもの	
障害者	視覚障害	1級又は2級
	聴覚障害	2級
	上肢機能障害	1級又は2級
	下肢機能障害	1級又は2級
	体幹機能障害	1級、2級又は3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害	1級又は2級
障害者	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち	1級、2級又は3級

	移動機能障害	
	呼吸器機能障害	1級
	小腸機能障害	1級
	精神障害	1級
	知的障害	㊤又はA
難病患者等	難病患者のうち身体障害1級又は2級に該当するもの 小児慢性特定疾病児童等のうち療養負担過重患者	
支援希望者	上記に掲げる者のほか、特別の事情を有する者（日本語による意思疎通に支障がある外国人、老老介護、日中独居等）で、支援を希望するもの	

（3）避難行動要支援者名簿の作成方法等

避難行動要支援者名簿の情報は、保健福祉局が保有する情報及び総務局、保健福祉局並びに各区で収集した支援希望者の情報を「避難行動要支援者名簿システム」に取り込んで避難行動要支援者のデータベースをまとめ、そのデータベースから避難行動要支援者名簿を作成し、各所管課、区役所、消防局、ちば消防共同指令センター、消防団、民生委員及び児童委員で共有する。

避難行動要支援者名簿の作成方法等について、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画である「千葉市災害時要配慮者支援計画」により、対応する。

（4）避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、市は、避難行動要支援者名簿について、年4回更新を行うものとする。

更新に際しては、上記（3）に掲げた関係局が保有・収集した情報を、更新の都度、データベースに取り込んで、情報を更新し、名簿を作成する。

また、特別の事情を有する者で支援を希望するものについては、随時登録を受け付け、申し出があった次の名簿更新時から、反映する。

（5）避難行動要支援者名簿の記載事項

名簿に記載する事項は、以下のとおりである。

なお、この記載事項は「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例」と同一である。

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由

2 避難行動要支援者の名簿情報の提供

（1）名簿情報の提供

市は、「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例」を根拠として、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から拒否の意思表示がない限り、避難行動要支援者名簿の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供する。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、「災害対策基本法」及び「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例」を根拠として、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

(2) 避難支援等関係者

あらかじめ名簿情報を提供する避難支援等関係者は、「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例」に定めるとおり、以下のとおりである。

千葉県警察、市社会福祉協議会、自主防災組織、町内自治会、マンション管理組合、その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるものをいう。

なお、名簿情報は、ここに掲げているすべての団体等に、一律に提供するものではなく、避難支援等に取り組むため、これらの関係者からの申し出により、名簿情報の適正管理に関し協定を締結した団体等に提供する。

(3) 避難行動要支援者の意思確認

市は、新たに名簿に掲載された避難行動要支援者本人に対し、避難行動要支援者名簿に掲載されたことを通知するとともに、拒否の意思表示をしない限り避難支援等関係者に名簿情報を提供することを通知する。

名簿情報の提供を拒否する場合は、「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則」に規定する届出書を市に提出することとする。

(4) 提供名簿の更新

避難支援等関係者に提供する名簿情報については、年1回更新を行うものとする。

3 名簿情報の適正管理

名簿情報の提供を受けた者は、「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例」及び「千葉市災害時要配慮者支援計画」に定めるとおり、名簿情報を適正に管理する。

4 個別避難計画の策定

総務局危機管理部や保健福祉局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、策定に際しては、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

5 個別避難計画の提供

市は、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織

など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

6 避難支援体制の整備

(1) 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合には、行政による避難支援は困難となる。そのため、市は、家族、近隣の者、地域組織、入所者施設等の職員など、避難行動要支援者の身近にいる人がまずは避難支援にあたるよう、日頃から市民に対する啓発を行う。

(2) 避難支援体制構築の取組み

自主防災組織・町内自治会は、避難行動要支援者の避難支援体制構築の取組みに努める。支援体制構築に向けて、優先的に作成する対象者の基準等を整理したうえで、個別避難計画の対象を拡大し、作成を促進していく。

(3) 避難指示等の情報伝達

ひとり暮らしの高齢者や障害者、寝たきり高齢者、視覚障害者等の防災上、介助支援の必要な市民を対象として緊急時通報装置（福祉電話、ファックス等）の設置拡大を行うとともにコミュニケーションの確保が困難な障害者への情報連絡手段について検討を推進する。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努める。

(4) 安否情報の収集等

避難行動要支援者は、高齢者等避難を確実に受信できていない場合も多いことから、避難してこない者を戸別訪問するなどして積極的に安否確認を行う必要がある。

また、市は、災害時に近隣市民による相互の安否確認が進むよう配慮する。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

安全確保について、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画である「千葉市災害時要配慮者支援計画」により、対応する。

7 避難所等の整備

(1) 福祉避難所（福祉避難室及び拠点福祉避難所）の設置・運営

市は、避難生活に特別な配慮を必要とする要配慮者に対して、要配慮者の特性に応じ、身近な地域の福祉避難所として「福祉避難室」、専門性の高いサービスを提供する福祉避難所として「拠点福祉避難所」の2種類を設置し、災害時の様々な要配慮者のニーズに対応する。

福祉避難室は、専門性の高いサービスは必要としないものの避難所内の一般避難スペースでは避難生活に困難が生じる者を対象者とし、市は、全ての指定避難所において開設できるよう

体制の整備に努める。

拠点福祉避難所は、緊急の入院加療等を必要としないものの、より専門性の高いサービスを必要とする者を対象とし、市は、あらかじめ社会福祉施設等と協定を結び、拠点福祉避難所の指定に努める。

また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(2) 避難所の物資の備蓄

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備などは、あらかじめ備蓄に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者本人が備えることとする。

8 市民への防災知識の普及・啓発

介助支援を必要とする者をはじめ、家族、市民並びに社会福祉施設に対して、パンフレットの配布や「ちば市政だより」等により、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努め、避難所等の防災施設の周知を図る。

9 在宅避難者への支援

在宅避難、または応急仮設住宅で生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受け入れ等について日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

第3 社会福祉施設等における対策

1 避難計画の策定

社会福祉施設や老人保健施設の管理者、特別支援学校の学校長など各施設の管理者は、入所者・通所者の安全な避難を確保するため、災害発生時の職員の任務分担、動員体制、保護者や施設関係者緊急連絡体制、市へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制を盛り込んだ非常災害に関する具体的な計画を作成する。

2 防災教育・訓練の実施

各施設の管理者は、施設の職員や入所者及び児童生徒が災害に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動について理解や関心を高めるため、家庭や地域の消防団員等との連携により、防災教育を定期的実施する。また、発災時の切迫した状況においても適切な行動がとれ、円

滑な避難行動が実施されるよう、市及び地域の自主防災組織等との連携により定期的に防災避難訓練を実施する。

3 浸水想定区域内等における要配慮者利用施設の対策

水防法（昭和24年法律第193号）第15条の3又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の2に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練等に関する事項を定めた避難確保計画を策定するとともに、当該計画に基づく避難訓練を実施しなければならない。

※浸水想定区域内における地下街等・要配慮者利用施設一覧（資料4-8）

※土砂災害警戒区域等内における要配慮者利用施設一覧（資料4-11）

4 市民などとの連携

各施設の管理者は、平常時から施設入所者、通所者及び職員と市民との交流に努め、災害時には、市民の協力が得られるよう、必要な体制づくりを進める。

また、市は、施設相互間並びに他の施設、自主防災組織及び事業所自衛消防隊との協力体制を促進するなど必要な指導助言を行う。

5 施設・設備の整備・充実

各施設の管理者は、災害発生時に施設そのものが倒壊したり、火災が発生して、避難をより困難にすることのないよう、施設や設備の点検を常に行うとともに、安全避難のための必要な施設・設備について、検討し、その整備・充実に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて入所者及び児童生徒が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品等の備蓄や調達体制の整備に努めるとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。市は必要な指導助言を行う。

6 拠点的福祉避難所としての協力

拠点的福祉避難所として指定された施設の管理者は、指定避難所での避難生活が困難な要配慮者について、市からの要請に基づき、受け入れるよう努めるものとする。

また、市は、平時から各施設について「千葉市災害時要配慮者支援計画」における拠点的福祉避難所としての指定を行うとともに、要配慮者の受け入れに必要な物資の確保に努めるものとする。

第4 日本語の理解が十分ではない外国人等への対策

【総務局、千葉市国際交流協会】

日本語の理解が十分ではない外国人等については、言語、文化、慣習の違いや災害経験が少ないなど、他の要配慮者と異なる災害対策が必要である。

そこで、次のとおり、事前に対策を講じるものとする。

1 災害情報発信ツール等

- (1) 千葉市国際交流協会 Facebook 等、多言語での災害情報発信ツールの周知を図る。
- (2) 外国人等へ防災の準備や避難等について、情報を提供するため、「外国人のための防災ガイドブック」により、周知を図る。
- (3) 日本語の理解が十分ではない外国人等向けの登録制メールサービスによる、多言語での情報発信の開始を検討する。
- (4) 防災マップ及び地震・風水害ハザードマップ（WEB版）において、多言語化に対応して、日本語の理解が十分ではない外国人等に対し、事前に市域における危険性について、周知を図る。

2 防災訓練

外国人等を参加対象に含む防災訓練を実施するよう努める。

3 誘導標識等の整備

安全な避難を確保するための多言語を併記した誘導標識、避難場所案内等の整備を進める。

4 支援体制

千葉市国際交流協会や地域と連携を図りつつ、的確な情報伝達や避難場所・避難所での支援体制をとることができるよう連携の強化に努める。

また、日本語の理解が十分ではない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度の活用を図る。

さらに日本語理解が十分でない外国人とコミュニケーションをとるため、翻訳アプリを活用していく。

第8節 帰宅困難者等対策

第1 基本的な考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、市内でも多くの帰宅困難者が発生した。大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、さらに一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

特に、学校、事業所等に対しては、食料・飲料水の備蓄など、生徒、従業員等の一時収容対策の促進、また、翌日帰宅や時差帰宅の促進について、平常時より広く呼びかけることとする。

このため、市は関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図り、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅困難者等対策の推進を図る。

1 用語の定義

(1) 帰宅困難者

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受入れる施設をいう。

(3) 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供するコンビニエンスストアやファミリーレストラン等の施設をいう。

2 一斉帰宅の抑制

(1) 「むやみに移動しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されることが必要である。このため、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版（web171）、X（旧：Twitter）・Facebook・LINE等のSNS、IP電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、広域的な被害情報について、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。

また、駅周辺ごとに設立する駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。さらに、ちばし災害緊急速報メール、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

(4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策の呼びかけ

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を呼びかける。

また、従業員等が施設内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの備蓄に努める。さらに、共助の観点から、外部の帰宅困難者のために10%程度余分に備蓄することも検討する。

3 帰宅困難者等の安全確保対策

(1) 一時滞在施設の確保と周知

市は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

※帰宅困難者一時滞在施設一覧表（資料7-6）

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、あらかじめ駅周辺帰宅困難者等対策協議会などにおいて大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策（徒歩帰宅支援含む）

(1) 帰宅支援対象道路の周知

千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において選定した帰宅支援対象道路について、首都直下

地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果を踏まえ、周辺都縣市と連携して周知を図る。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

九都縣市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、市内で店舗を経営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保し、また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、これらの事業者と連携して、ホームページ、SNS、広報紙等活用した広報を実施する。

(3) 搬送手段の確保

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行う。

5 関係機関と連携した取組

(1) 千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会

県や市町村、交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体など関係機関の参画を得て設立された「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」を中心に、個人で準備・行動できることの普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携を図りながら対策を検討・実施する。

(2) 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

平成23年9月に設立された、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における検討の成果を本市の帰宅困難者等対策へ反映させる。

(3) 九都縣市首脳会議（地震防災・危機管理対策部会）

- ア 平常時から一人ひとりが行える対策として、災害用伝言ダイヤル・災害用伝言版サービスの啓発リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページ等による普及・啓発活動を実施する。
- イ 救急・救助活動が落ち着いた後にやむを得ず徒歩で帰宅する人々を支援するため、飲料水、トイレ、情報の提供などを内容とした協定を関係事業者等と締結し、「災害時帰宅支援ステーション」の確保を進める。

(4) 駅周辺帰宅困難者等対策協議会

大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、各駅周辺の地域事情等に鑑みた、実効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。

このため、市が事務局となり、県、民間事業者及び交通事業者等を構成員とする駅周辺帰宅困難者等対策協議会を設立し、情報連絡体制の確立、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援などのテーマを中心に対策を検討・実施していく。

6 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第9節 緊急輸送の環境整備

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため市民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取り締まり、交通秩序の維持等について万全を期すものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

第1 陸上輸送の環境整備

【総務局危機管理部、財政局、建設局、千葉国道事務所、千葉運輸支局、自衛隊、各鉄道事業者、各輸送事業者、(一社)千葉市建設業協会】

1 緊急輸送道路**(1) 選定基準 【千葉県】****ア 第1次緊急路線**

第1次緊急路線は、高速道路、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路であり、市・区庁舎と空港及び千葉港(千葉中央地区、船橋地区)、木更津港(木更津地区、富津地区)、館山港へ通じる道路

イ 第2次緊急路線

第2次緊急路線は、第1次緊急路線と市町村役場、主要な防災拠点と相互に連絡する幹線的な道路

— 緊急輸送道路によるネットワーク化対象施設 —

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○市庁舎、区庁舎及び地区防災拠点設置施設、消防局(署)、警察署、収容医療機関等の主要公共施設 ○広域避難場所、避難場所・避難所、備蓄倉庫 ○地方卸売市場、輸送拠点、臨時ヘリポート及び千葉港(千葉地区) |
|--|

ウ 第3次緊急路線

第3次緊急路線は、第2次路線と主要な防災拠点除くその他の防災拠点を連絡する道路

(2) 緊急輸送道路の指定 【千葉県】

千葉県では、大規模な地震が起きた場合における、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を緊急輸送道路として定めている。

これらの路線は、緊急時において、応急対策活動のため一般の交通を規制することがある。

※緊急輸送道路一覧表(資料9-3)

(3) 緊急輸送道路の改築等 【千葉県】

※本章第2節第4「道路・橋梁^{きょうりょう}の整備」参照

2 集積場所・輸送拠点

災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各区各地域への配布を効率的に行うため、

集積場所及び輸送拠点を指定する。指定された施設については、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次行う。

※災害応急対策編第1章第11節第2及び第2章第11節第2「集積場所」参照

3 民間事業者との連携

(1) 輸送

災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。また、災害時の連絡体制や協力方法その他について、協議するための場として、県・市・建設業協会の3者連絡協議会を設置する。

これにより必要な協定の締結を進める。

(2) 保管

被災状況によっては、あらかじめ指定している輸送拠点・集積場所が使用できない場合があることを想定して、民間物流倉庫を確保するよう千葉県倉庫協会等と協定の締結を推進する。

4 緊急通行車両の事前届出・確認

【財政局】

※災害応急対策編第1章第11節第1及び第2章第11節第1「緊急輸送手段の確保」参照

第2 航空輸送の環境整備

【総務局危機管理部、消防局、各区、東京航空局成田空港事務所、自衛隊、成田国際空港株】

1 市ヘリポートの整備

市独自の航空輸送力を保持するため、ヘリポートの整備を推進する。

2 臨時ヘリポートの指定

(1) 指定基準

国土交通省航空局の定める基準による（航空法第79条但し書に係る許可基準）。

(2) 設置予定地

市街化の状況に応じ、市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう、順次臨時ヘリポート予定地の選定を行う。

設置予定地として指定する施設については、施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え、必要な整備に努める。

※ヘリポート設置予定地（資料3-4）

3 集積場所

集積場所については、陸上輸送及び海上輸送によるもの又は災害時に道路・橋梁破損や交通混雑のため陸上輸送が困難となることが予測されることから、空輸による場所を設置する。指定された施設については、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次行う。

第3 海上輸送の環境整備

【都市局、千葉運輸支局、自衛隊、千葉海上保安部、県千葉港湾事務所、各輸送事業者、（一社）千葉市建設業協会、千葉港運協会】

1 港湾施設の整備

大規模な災害が発生した場合、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送にあてたり、緊急物資等の輸送が終了した後も被災した港湾施設が復旧するまでの間、最小限の港湾機能を保持する必要がある。

このため、県は、千葉港（千葉中央地区）においても、岸壁の液状化対策工事、荷役機械（多目的クレーン）の設置及び緑地の整備を行うなど大規模な災害に備えた港湾施設の整備を推進している。

2 民間との協定締結の推進

災害時の緊急物資に関する港湾荷役業務体制や協力方法その他について、協議するための場として、国・県・市・港湾関係業者団体の連絡協議会を設置するよう、関係機関に要請する。これにより必要な協定の締結を進める。

3 集積場所

集積場所については、災害時に道路・橋梁破損や交通混雑のため陸上輸送が困難となることが予測されることから、海上による輸送場所を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管に必要な施設・設備の整備を順次行う。指定された施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

第10節 救援・救護体制の整備**第1 給水体制の整備**

生命維持の上から最低限必要な飲料水を最も優先して確保する。

あわせて、必要最小限の生活用水の確保と給水体制等について、万全を期すものとする。

なお、市は、生命維持の上から最低限必要な水量として、

○混乱期は3日間を想定 飲料水：1人1日3ℓ

○復旧期は災害発生から4日目以降を想定 飲料水と生活用水を合わせて、1人1日20ℓ～250ℓの確保を図る。

※日本の都市家庭の水使用量は1人1日平均約300ℓといわれるが、そのうち洗車・洗濯・風呂・水洗トイレ用が約8割を占めている。そこで生活上最低限の生活用水とは、手洗い、食器洗浄、洗面程度の水量と想定する。

1 初期応急飲料水の確保

【総務局危機管理部、都市局】

(1) 井戸付耐震性貯水槽の整備 【総務局危機管理部、都市局】

道路の破損その他により被災地への搬送が困難になる事態を想定し、初期応急飲料水（混乱期1～3日分を目途とする。）の給水施設として機能を確保できるよう保守を行う。

※井戸付耐震性貯水槽の配置の現況（資料3-5）

(2) 非常用井戸 【総務局危機管理部】

災害時には、避難場所・避難所となる学校施設等に整備をするとともに、飲料水としての水質を確保するため必要な措置を講じるほか、水質に応じた活用を図る。

※非常用井戸の配置の現況（資料3-6）

(3) 防災井戸の指定 【総務局危機管理部】

現に使用されている市内事業所・団体等及び市民の所有井戸を災害時に活用できるよう、防災井戸として指定し、協力協定の締結を進める。

また、災害時に停電が発生した場合に、防災井戸の機能を確保できるよう発電機の備蓄を進める。

※防災井戸協力の家一覧（資料3-10）

2 ろ過浄水機等給水用資機材の配備

【総務局危機管理部】

市立小・中学校等のプールの水をろ過し、塩素で消毒してから飲料水として使用するため、ろ過浄水機と塩素の各地域への適正配備を進める。

また、市が行う給水活動が円滑に行えるよう、区庁舎等の区総合防災拠点等に給水用資機材の整備・充実を図る。

※ろ過浄水機等給水用資機材の配備の現況（資料3-7）

3 受水槽の活用

【総務局危機管理部、施設管理者】

公共施設の整備・改修にあたっては、受水槽内の水を飲料水として使用できるよう、受水槽の貯水容量、緊急遮断弁・給水用蛇口の設置等について配慮するものとする。

なお、避難場所・避難所となる公共施設については、緊急遮断弁及び給水用蛇口の設置に努めるものとする。

※避難所における蛇口付き受水槽整備の現況（資料 3-17）

4 仮設給水栓設置による給水

【総務局危機管理部、各区役所】

通水阻害の無い配水管の消火栓等を活用し、千葉県より無償貸与された仮設給水栓を設置し、応急給水を実施する。

5 緊急時協力体制の整備

【水道局、県企業局千葉水道事務所、千葉水道事務所千葉西支所、四街道市水道事業センター】

指定給水装置工事事業者等の組織と協力協定を締結し、災害時の協力要請の連絡窓口・方法、動員可能な人員の把握の方法等について取り決めを行い、迅速かつ的確な災害時の協力体制の整備を図る。

また、市民及び自主防災組織等に対して、貯水及び給水に関する指導を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう、防災意識の啓発を推進する。

第2 救急・救助体制の整備

【保健福祉局、消防局、各区保健福祉センター、千葉市医師会、千葉市歯科医師会、千葉市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部、千葉県看護協会等】

市（消防局・保健福祉局）は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、日赤県支部等関係機関と協力して、広域的又は局地的に多発することが予想される救急・救助要請に的確に対処するため、必要な救急・救助体制の整備・充実を図る。

また、市民の自主救護能力の向上に努めるとともに、地震災害時の重傷病者優先の方針への理解協力を得るよう広報活動に努める。

1 救急・救助体制の整備

(1) 救急体制

千葉県広域災害・救急医療情報システム「ちば救急医療ネット」や情報通信技術（ICT）の活用により、医療機関との連携体制を確保するとともに、非常時におけるメディカルコントロール体制を充実強化し救急救命士の指示及びプロトコルを確立する。

また、救急救命士の再教育及び処置範囲拡大への積極的な取組みにより、救急救命士の高度化を推進する。

(2) 救助体制

大規模災害時に救助活動の中核を担う救助体制を、市町村消防力の対応範囲を超える広域的に対応すべき事態に備え、市域の救助需要への体制を含め、全国的な見地から高度な救助体制を構築する。

多数救助事案の対応として、消防ポンプ車隊へ救助資機材を配備し教育訓練の実施により消防活動力の向上を図る。

2 市民の自主救護能力の向上等の推進

市民の自主救護能力の向上及び災害時救急医療活動の的確な実施のための事前準備として、自助、共助の精神のもと、救命講習の開催、技術の普及活動に関する広報を推進する。

第3 応急医療体制の整備

【保健福祉局、病院局、消防局、各区保健福祉センター、千葉市医師会、千葉市歯科医師会、千葉市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部、千葉県 看護協会等】

1 初動医療体制の整備（大規模災害時）

(1) 医療救護班の編成

市は、大規模災害時における迅速な医療救護班の編成を行うため、県、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会及び日赤千葉県支部等関係機関と協議して、各行政区を単位とする緊急医療対策組織の確立及び相互の迅速な通信体制・情報収集体制の整備に努める。

なお、医療救護班は、医師、看護師等により編成する。

(2) 後方医療体制の整備

市は、大規模な災害による多数の傷病者の発生に対しても、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、災害拠点病院を核とし、各行政区を単位とする市内収容医療機関のネットワーク化を進める。

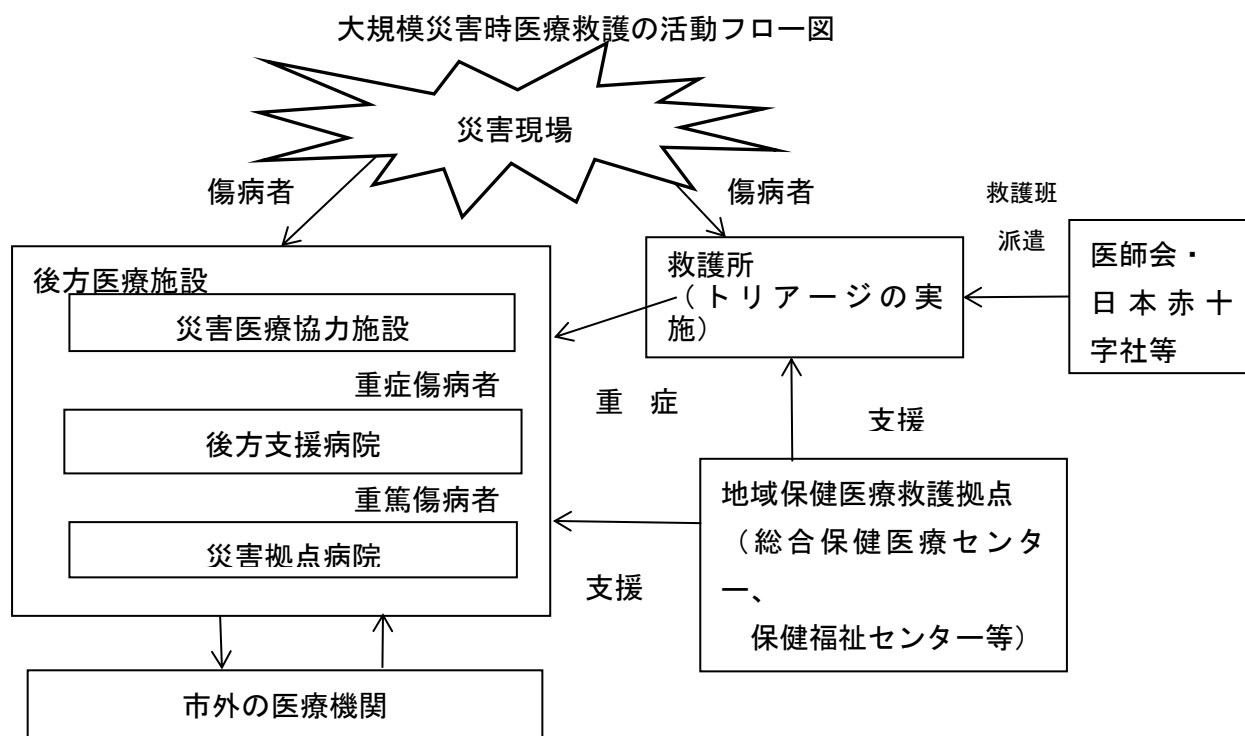
また、海浜病院の再整備等に併せ、二次的・高度医療の整備充実に努めるとともに、後方医療施設の確保（表1～表2）を図る。

2 医療器具及び医薬品の確保

災害時に備え、避難所等の救護所設置予定施設に災害対策用医薬品セット（救急箱）等の配備を進める。

また、備蓄倉庫及び避難所若しくは救護所設置予定施設への災害用医薬品セット（救急箱）等の配備にあたっては、内容品等について、医師会・薬剤師会等の協力を得る。

※災害応急対策編第1章第10節第4及び災害応急対策編第2章第10節第4「医薬品・資器材の確保」参照



※「救護班」とは、保健福祉局、医師会等が組織する医療救護班をいう。

災害現場直近の比較的安全な広場等に運び込まれた傷病者の軽・重の選別又は災害地域にある学校等に設けられた救護所で、緊急医療を施し後方医療施設での本格的治療に移行させる前の応急処置あるいは避難者の医療救護活動を行う。

※「後方医療施設」とは、被災を免れたすべての医療機関をいう。

○災害医療協力施設一覧（資料 8-3）

災害時において、救護所設置前の初期医療活動に備えるとともに、救護所では対応できない重傷病者を収容・治療するため、市医師会と連携し、被災市民の救護医療活動を行う能力のある医療施設を災害医療協力施設として位置づけている。

○後方支援病院（表 1）

初動期においては、災害協力医療施設等が医療活動の中核となるが、多数の重傷病者が発生した場合は、特に症状の重い傷病者の受入れを行う病院の確保が必要となることから、市内の公的高機能病院を後方支援病院として位置づけ、受入れを要請する。

○災害拠点病院（表 2）

後方支援病院でも対応できない重篤傷病者が発生した場合、県が指定する災害拠点病院（高度の診療機能、患者の広域搬送への対応機能等を有する施設）に患者の受入れを要請する。市内では5施設が指定を受けている。

(表1) 後方支援病院

開設者	名 称	所 在 地
独立行政法人	国立病院機構千葉東病院	中央区仁戸名町
〃	国立病院機構下総精神医療センター	緑区辺田町
県	千葉県がんセンター	中央区仁戸名町
〃	千葉県精神科医療センター	美浜区豊砂
〃	千葉県こども病院	緑区誉田町

(表2) 災害拠点病院（地域災害医療センター）

開設者	名 称	所 在 地
独立行政法人	国立病院機構千葉医療センター	中央区椿森
国立大学法人	千葉大学医学部附属病院	中央区亥鼻
県	千葉県救急医療センター	美浜区磯辺
市	千葉市立青葉病院	中央区青葉町
〃	千葉市立海浜病院	美浜区磯辺

第4 ごみ処理体制の整備

【環境局】

市は災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すこととする。

1 ごみ処理施設の耐震性強化

発災により被災地では大量のごみが排出されるが、交通網の寸断等によりごみ処理施設への搬送ができない場合や効率的な搬送を行うためのごみの一時集積場としての仮置場を検討する。

また、通常の経路による収集が困難でごみステーションが使用できない被災地区や避難所等への臨時ステーション設置についても検討を進める。

2 収集・運搬・管理体制の確立

災害時のごみの排出量は、通常時のごみの量を大きく超えるものが想定されるため、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制を検討する。

また、他都県市・民間等の協力を得て、災害時における広域応援が迅速に進められるよう体制づくりを確立する。

3 処理方法の検討

収集搬送したごみの処理については、国、県、その他関係機関と協議して、仮置場への小型焼却炉や破砕機の設置、可燃物の他都市への焼却依頼及び最終処分その他都市や民間への応援依頼の計画等、適切な処理計画の検討を進める。

第5 し尿処理体制の整備

【総務局危機管理部、環境局、都市局、建設局、各区、避難所運営委員会】

1 仮設トイレの設置体制の確立

【総務局危機管理部、環境局】

被災地における防疫上、避難所等への仮設トイレの設置は、想定避難者数や備蓄状況等を鑑みて最優先短期間で行えるよう設置体制を検討し確立する。

2 マンホールトイレの設置体制の確立

【都市局、総務局危機管理部、各区、避難所運営委員会】

マンホールトイレの設置については、下水道直結式・貯留式と種類が分かれており、それぞれの担当局が短時間で設置できるように設置体制を検討し確立する。

3 収集・搬送、管理体制の確立

【環境局】

避難所等のし尿の収集は優先的かつ早急に収集処理されるよう、必要な計画を検討する。
また、バキューム車の配車やし尿の搬送・管理体制を検討し確立する。

4 処理方法の検討

【環境局、建設局】

収集搬送したし尿の処理については、県、下水道部門、その他の関係機関と協議して、予備の貯留槽の設置、下水処理場への投入及び近隣市町処理場への応援依頼の計画等、適切な処理計画の検討を進める。

5 マンホールトイレの整備

【建設局】

災害発生時にも使用可能なマンホールトイレを避難所に整備を進める。

なお、下水道直結式の整備にあたっては1施設あたり5基を基準とし、非常用井戸やプール水といった水源を持つ小・中・高・特別支援学校や建替え計画のある公共施設、また、帰宅困難者対策としての使用も考慮し、主要都市との経路上にある公共施設への優先整備を検討する。

※災害用トイレの現況（資料3-11）

第6 動物救護体制の整備

【保健福祉局、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部等】

市は、県、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部等と協議し、被災ペットへの救護活動や市内に逸走した動物への対応を的確に行うための体制整備に努める。

1 動物救護体制の整備

市は、大規模災害時には動物救護担当を設置し、県、(公社)千葉県獣医師会開業部会千葉支部等と協議し、動物救護体制の整備に努める。

2 必要な物資の確保

動物用器材、ペットフード等を関係団体と連携し、整備に努める。

第11節 備蓄・調達体制の整備

【総務局危機管理部、保健福祉局】

市は、千葉県が作成した、「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」に基づき、市民や自主防災組織や町内自治会、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、市民の生命や財産を守るため災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

第1 備蓄品の整備

市は、各家庭や事業者が、3日分以上の食料や飲料水その他の生活必需品について、最低3日、推奨1週間分を備蓄し、また、少し多めに購入、消費した分を補充し、日常的に備蓄するよう普及啓発を推進するとともに、要配慮者や女性、食物アレルギーを持つ方の避難生活に配慮しながら、市民の生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水その他の生活必需品、住宅の応急復旧に必要なブルーシート等の資機材、食中毒、感染症などを防止するため、消毒液、ゴム手袋、マスクなどの衛生用品を計画的に備蓄する。

1 各家庭における備蓄

買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め、食料、飲料水その他の生活必需品、感染症対策に必要なマスク、消毒液、体温計など避難生活に必要な物資の3日分以上の備蓄に努める。

また、高齢者や乳幼児、障害者などの要配慮者が必要とする紙おむつや医薬品、粉ミルク、哺乳びんなどの物資は、介護者等がその確保に努めるとともに、アレルギーをもつ家族等がいる場合等については、食物アレルギーに対応した食料品の確保等に努める。

2 事業所等における備蓄

従業員等の3日分以上の食料、飲料水その他の生活必需品の備蓄に努める。

また、集客施設を有する事業所等においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討しておく。

3 自主防災組織、町内自治会等における備蓄

発災時の初期消火、救出・救護活動、避難誘導、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう資機材等の備蓄に努める。

4 市における備蓄・調達体制の整備

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市は、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

- (1) 生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水その他の生活必需品などの物資・資機材や、食中毒、感染症などを防止するため、市で消毒液、ゴム手袋、マスクなどの衛生用品を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、「千葉市災害時要配慮者支援計画」に基づき、要配慮者の支援に必要な物資や、女性の避難生活に必要な物資のほか、アレルギー物質を含まない食料品等を確保するなどの配慮に努める。
- (2) 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。
- (3) 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保を図るとともに、関係事業者等との協定締結に努める。
- (4) 備蓄物資の在庫管理等について、関係事業者と連携するなどの体制整備に努める。
- (5) 県は、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災地に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定しており、平時から「プッシュ型」支援を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、市は物資調達・輸送等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、県との情報共有を図る。

5 市における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、物資の仕分けや避難所の輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

6 整備目標

発災時に想定される避難者の、生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水その他の生活必需品などの物資や、避難所運営に必要な資機材については、避難所に持参する物資や協定による調達、非常用井戸、蛇口付き受水槽の活用等も含めて、発災から3日間に必要とする物資等を賄うことができるよう、千葉県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」を参考に、必要量を整備していく。

なお、備蓄物資については、品質管理及び機能維持のため、定期的な入れ替え、あるいは適宜点検整備を行う。

※避難所の備蓄状況（資料3-8）

第2 備蓄倉庫等の整備

1 備蓄倉庫の種類

(1) 千葉市中央防災倉庫

発災後の避難状況等を見極めてから必要な箇所に輸送する段ボールベッドなどを備蓄する。

また、大型トラックによる搬出入やパレット管理が可能であるため、災害時の集積場所となるフクダ電子アリーナで収容しない応援物資を一時保管する。

(2) 拠点備蓄倉庫

被害が他の地域に比べ大きく、避難者の多い避難所へ物資の補充を図るため、区役所や消防署等の拠点施設に整備する倉庫をいう。

(3) 分散備蓄倉庫

食料、飲料水その他の生活必需品などの物資以外の、毛布、給水袋、担架、拡声器等を各中学校区に1ヶ所程度、整備する倉庫をいう。

(4) 避難所倉庫

災害時に食料、飲料水その他の生活必需品などの最低限の初動対応時活用分を備蓄する倉庫をいう。

2 備蓄倉庫の整備計画

(1) 分散備蓄倉庫

避難所として指定している施設における備蓄スペースの確保状況を勘案し、避難所を対象に整備を進める。

(2) 拠点備蓄倉庫

公共施設の新設、改築に合わせ、当該地域における想定される被害や避難者数、分散備蓄庫の整備状況等を考慮し、必要に応じて整備を行う。

3 備蓄倉庫への配備

備蓄倉庫への備蓄物資は、千葉県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」を参考に、周辺人口、想定避難者数等に応じた配備を行う。

第3 緊急調達体制の整備

1 現況

災害時における食料及び生活必需品等の供給協力に関する協定は次のとおりである。

※協定締結一覧（資料 2-11）

2 整備目標

要配慮者、女性、食物アレルギー等への配慮を踏まえた上で、以下のとおり、市内各事業所等との協定締結を推進し、物資の確保に努める。

また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からコミュニケーションの強化に努める。

(1) 主食となる米穀について、市内の米穀店との間で「災害時における米穀調達に関する協定」（仮称）の締結を推進する。

(2) 生鮮食品その他の食品の供給に関して、市内各農協、千葉地方卸売市場内関係業者及び千葉食品コンビナート内各企業と協力協定の締結を推進する。

- (3) 災害時における燃料供給に関しては、千葉県石油商業組合千葉支部との間で協定の締結を行っているが、他の市内燃料供給業者との協定の締結を推進する。
- (4) 粉ミルクについて、市内薬局等との協力協定の締結を推進する。
- (5) その他災害対策用物資一般の調達に関して、関係団体と協力協定の締結を推進する。

第12節 防災行動力の向上

東日本大震災を教訓として、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、市民の防災意識を高め、地域防災力の向上を図ることが求められている。

市（区）及び防災関係機関は、市民が自発的に結成する自主防災組織や市（区）内の事業所・諸団体等の自主防災組織に対して、的確な活動ができるよう、引き続き指導・育成のための施策を実施し、総合的な防災行動力の向上を図る。

第1 共助への取り組み（地域・組織のレベルアップ）

【総務局危機管理部、消防局、各区】

市（区）及び防災関係機関は、市民が自発的に結成する自主防災組織や市（区）内の事業所・諸団体等の自主防災組織に対して、的確な活動ができるよう引き続き指導・育成のための施策を実施する。

これにより千葉市の総合的な防災行動力の向上を図る。

1 自主防災体制の強化

【総務局危機管理部、各区】

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助の中核となる人材育成の推進や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

（1）事業計画

ア 組織活動の促進

市（区）は、市民に対し、自主防災に関する広報活動を積極的に行うとともに、市民が自主防災組織をつくるために必要な資料等を提供する。また、防災関係機関の協力を得て、活動についての助言あるいは援助を行うことにより、自主防災組織の持続的な運営、資機材の整備・強化を応援する。

イ 自主防災組織の育成支援

地震等による被害の防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な救援活動や防災活動、具体的には、市民自ら予防対策の推進、出火予防、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は市民による自主防災組織の設置推進と活性化を図ることとし、日頃から大地震等が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。

ウ 市の自主防災組織助成制度

市では、町内自治会等を単位に結成された「自主防災組織」に各種の助成をしている。

（ア）自主防災組織設置助成

自主防災組織を結成した場合「設置助成」として、防災基旗・防災資機材を供与している。

(イ) 自主防災組織資機材購入・賃借助成

自主防災組織が防災用資機材を購入・賃借する場合、世帯数に応じた限度額以内で、購入額の2分の1の額を助成している。

(ウ) 自主防災組織資機材購入・賃借再助成

(イ)の限度額が、10,000円未満となった年度の翌年度から5年以上経過、かつ過去3年度において、防火・防災訓練を2年度以上実施している場合、再助成している。

(エ) 自主防災組織活動助成

自主防災組織が防火・防災訓練等を実施した場合、年度1回に限り、参加人数に応じた額を助成している。

※千葉市自主防災組織助成要綱（資料2-27）

エ 地域における相互協力（地域防災ネットワーク）の促進

自主防災組織による地域防災活動をより実効あるものにするために、中学校区を単位として、隣接する自主防災組織の相互協力体制の確立や、災害時の連携強化及び情報共有を目的とした自主防災組織連絡協議会の設立を推進する。

また、地域内に社会福祉施設等を有する自主防災組織については、当該施設との協定締結を促進し、災害時の介護・避難の援助、施設備蓄飲料水・物資の提供等の相互支援、協力関係づくりを応援する。

※本章第7節「要配慮者の安全確保」参照

2 地域による避難所運営の取り組み

【総務局危機管理部、各区】

平常時から避難所となる施設を中心に、地域の町内自治会、自主防災組織等が一体となった「避難所運営委員会」を設立し、災害発生時に地域住民同士が連携しながら、主体として避難所の開設・運営を行う体制を整える。

(1) 事業計画

ア 未設立避難所での避難所運営委員会設立の促進

市（区）は避難所運営委員会未設立の指定避難所について、周辺地域の自治会、マンション管理組合等に設立を働きかけ、市内全避難所への避難所運営委員会の設立を目指す。

イ 避難所運営委員会の育成支援

市（区）は、避難所運営委員会の平常時から行う会合や訓練といった取り組みに助言等を行い、また、避難所運営委員会が行う自主的な活動に要する経費に対し補助金（千葉市避難所運営委員会活動支援補助金）を交付するなどの支援を行い、委員会活動の育成・強化を図る。

3 事業所等自衛防災組織のレベルアップ

【総務局危機管理部、経済農政局、消防局、各区、事業所】

(1) 事業計画

ア 事業所防災計画の作成促進

デパート、スーパーマーケット、ホテル、病院、工場等で多数の人が出入又は勤務する防火対象物については、消防計画に大規模災害対策を含め作成するよう、指導を徹底する。特に、危険物施設等

等に対しては、当該事業所の予防規定及び自主防災体制の強化とともに、専門的知識を必要とする防災活動技術や防災訓練の実施等についての指導助言と事業所相互間の応援体制確立に努める。

イ 自衛消防隊設置の促進等

デパート、スーパーマーケット、ホテル、病院、工場等で多数の人が出入又は勤務する事業所、施設について、消防資機材を装備した自衛消防隊の設置及び隊員講習訓練等の指導を行い、活動能力の向上を図る。

ウ 地域における相互協力の促進

地域における総体としての防災行動力の向上を図るため、地域内の自主防災組織又は町内自治会等市民組織及び社会福祉施設等との協力体制を促進する。

また、自主消防組織・社会福祉施設等との協力体制を促進する。

エ 市との連携体制の構築

災害時に、市内事業者等の被災状況を迅速に把握するため、市と関係団体（千葉商工会議所・土気商工会、産業振興財団等）や地域の経済団体（千葉食品コンビナート協議会等）との情報収集方法等に係る連携体制の構築に努める。

また、市は、農地及び農業施設等における被災状況を迅速に把握するため、土地改良区又は水利組合等の農業団体との情報収集方法等に係る連携体制の強化を図る。

オ 非常時の備蓄などの対応

大災害が発生した初動期において、従業員等を3日間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。

カ 中小企業・農畜産業者の事業継続

市は、事業者が、事業継続計画（BCP）の策定について取り組むように普及啓発を図る。

国は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会等と連携・協力して支援するものとする。

市、千葉商工会議所・土気商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

また、市は、被災による農畜産業者の収入の減少を補填する収入保険の加入について、初年度掛け金の一部を助成するとともに、同助成制度について啓発をするものとする。

※本章第7節「要配慮者の安全確保」参照

4 地区防災計画の提案

【総務局危機管理部、消防局、各区】

災害対策基本法第42条の2の規定に基づき、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同して、当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄等の自発的

な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成し、千葉市防災会議へ提案することができる。千葉市防災会議は、提案を受け、必要と認めるときは、千葉市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2 自助の取り組み（個人のレベルアップ）

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を阻止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、市（区）をはじめとする防災関係機関職員は、いかなる事態においてもその場に即して迅速かつ的確な応急対策活動にあたることを要請されている。

そして、市民もまた、自らの安全を守るための予防措置を講じたのち行政機関に協力して、地域ぐるみの防災活動を行うことが要請される。

市・区、県及び防災関係機関は、それぞれの責任分野において、市民及び関係職員に対し防災知識を普及・広報するとともに、相互に緊密な連絡を保ち、防災意識の向上と地域自主防災活動への積極的参加を進める。

また、地震や津波等に対する防災上必要な基礎知識の普及を図る。

1 災害に強い市民活動の推進

(1) 市民 【総務局危機管理部、消防局、各区】

ア 総務局

災害対策を地区の特性を踏まえた市民に身近なものとするため、市民自らによる自主防災マップ及び災害時の行動マニュアル等の作成や防災活動を促進する。また、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、地域での取組事例や先行事例を収集し、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、避難場所等を掲載した防災マップの作成を行い、市民へ配布することにより、避難場所と避難所の違いや、災害ごとに避難すべき場所が異なることについての理解を深め、避難に関する市民の意識の向上を図る。

また、平常時から正しい知識を持ち自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、市、県及びさまざまな防災機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

イ 消防局

消防局は、市民に対し、消防・防災に関する印刷物及びポスター等を作成し配布するとともに、市民防災教室等を有効に活用して、出火防止・初期消火・応急救護等の訓練、映画会、座談会等を開催するなど、防災知識の普及を図る。

ウ 区役所

区は、コミュニティ活動の振興を図り非常時における地域協力体制のための基礎づくりを行う。

エ 市民（家庭・個人）

災害時における被害及び混乱の拡大を防止するため、市民の果たす役割は極めて大きい。市民は平素から次のことに留意し、万が一の場合に備えておく。

平常時の活動	
ア	建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
イ	食料、飲料水その他の生活必需品の備蓄（最低3日間、推奨1週間分・少し多めに購入、日常生活で消費）、救急用品等非常持出品の準備（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮）
ウ	非常持出品の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・携帯トイレ、トイレトーパー、歯ブラシ、マスク、消毒液などの衛生用品等 ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯、携帯電話・スマートフォン用の充電機器等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等
エ	市からの情報を得る手段の事前確認 <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 携帯電話・スマートフォンを所有していない高齢者や障害者は、電話・FAXにより防災行政無線と同内容を確認できる災害時緊急情報配信サービスに登録することで、風水害時など防災行政無線が聞き取りにくい状況でも情報を入手できるよう努めること。 ・市ホームページ、市防災ポータルサイト ・メール・アプリ（ちばし安全・安心メール、Yahoo!防災速報） ・テレビ、ラジオ等（J:COM千葉、千葉テレビ、bayfm、ちば減災プロジェクト） ・ソーシャルメディア（Twitter、Facebook、LINE） ・ちばし災害緊急速報メール
オ	出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置
カ	緊急地震速報の活用方法
キ	警報等発表時や避難指示及び高齢者等避難の発令時にとるべき行動
ク	避難場所、避難方法等の避難時の心得
ケ	飼い主によるペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備等の 家庭での予防・安全対策
コ	帰宅困難者の対応（帰宅困難になった場合の心得）
サ	水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
シ	地域の地盤状況や災害危険箇所（ハザードマップ等により防災情報を把握）
ス	防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
セ	様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき 行動
ソ	災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）についてあらかじめ決めておくこと

(2) 自主防災組織リーダー 【総務局危機管理部、消防局、各区】

総務局危機管理部は、区・消防局等、防災関係機関と協力して、次のとおり、自主防災組織リーダーに対する防災知識の普及に努める。

ア 自主防災組織のリーダーマニュアルを作成し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織自体の強化を併せて、推進するよう努める。

イ 地域の実態を把握し、地域特性に応じた対策の検討を共同で進める。

ウ 防災関係機関の協力を得て、防災リーダー研修会、防災ライセンス講座、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流強化を図る。

エ 防災関係機関が、それぞれの所掌する事務又は業務に関して、防災知識の普及に努めるよう要請する。

(3) 保育所等入所児童・生徒 【こども未来局、教育委員会】

こども未来局、教育委員会及び各施設の管理者は、保育所等入所児童・生徒に対して、次のとおり、防災知識の普及に努める。

なお、学校現場における防災教育については、「学校教育指導の指針(平成24年度)」に基づき、各学校において児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。また、市及び防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体のかかわりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

ア 保育所等入所児童・生徒の発達段階や学級の実態に即して、防災教育を計画的に進める。

イ 保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小学校・中学校を単位として、災害に対処するための実践的な訓練を年1回以上行う。

(4) 事業所従業員 【消防局】

消防局は、防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習を実施し、事業所内防災担当従業員の防災行動力の向上に努める。

また、防火管理者会議、研究会、講習会等を随時開催し、防災知識の普及に努める。

2 職員のレベルアップ

【総務局危機管理部】

(1) 災害時行動マニュアル

ア 災害時行動マニュアルの作成

東日本大震災以降、各部局(班)の所掌事務の迅速かつ的確な実施を目的として、班ごとに災害時行動マニュアルを整備した。

マニュアルの作成に際しては、首都直下地震など災害の被害での対応のマニュアルを作成する。

なお、マニュアルは人事異動、地域防災計画の見直し等状況の変化など毎年度検討を加

え、必要に応じて更新を行わなければならない。

<p>－災害時行動マニュアルの内容－（目安）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配備体制 ○職員参集フロー ○災害対応装備の現況 ○各職員が果たすべき役割（防災業務の内容） ○各関係機関の連絡先（緊急連絡先など）
--

イ 災害時行動マニュアルの確認

（ア）所属要員

所属長は災害時行動マニュアルを作成・配布し、所属要員に災害対応業務の事前周知を図る。

所属要員は平常時よりマニュアルの内容を把握して災害対応業務に備える。

（イ）避難所等担当職員（直近要員）

避難所・拠点救護所又は保健福祉センター・区役所担当職員（直近要員）として指定された職員は避難所・拠点救護所又は保健福祉センター・区役所の災害対応に携わる。平常時から各マニュアルを所属・自宅に置いておき、事前に内容を確認して、災害に備えておく。

なお、地域による避難所運営委員会が設立されている避難所においては当該運営委員会のマニュアルを使用する。

※避難所開設・運営マニュアル例（資料7-4）

（2）研修の実施 【総務局】

ア 新任研修

任命権者は、あらたに職員として、採用された者に対して、新任研修を実施する。また、実施の内容は、おおむね次のとおりとする。

<p>－ 新任研修実施の内容 －</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市役所における災害対策活動の概要 ○職員一人ひとりが担うべき防災意識啓発 ○災害対応にあたる責務や基本的役割
--

イ 職場研修

所属長は防災に関する啓発、災害時行動マニュアルの確認、担当業務の確認など年1回以上の研修を実施していくものとする。

なお、実施の時期は所属長の判断によるものとする。

ウ その他の研修・講習会

その他、必要に応じて研修や講習会を開催するように努めるとともに、県や防災関係機関が

行う研修会、講習会、講演会などに積極的に職員を派遣する。

(3) 職員による自主的な備蓄

職員は、勤務時間中の被災に備えて、職場に食料品や運動靴、着替え等を用意しておく。

第3 防災訓練

1 市が行う訓練

【総務局危機管理部】

(1) 九都県市合同防災訓練 【総務局危機管理部】

九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・さいたま市・相模原市及び千葉市）の協力連携体制を充実し、広域防災体制の強化を図るため、毎年防災週間（8月30日～9月5日）を中心に合同訓練を実施する。

ア 実施時期

原則として、毎年防災の日（9月1日）、防災週間及びその他の日に実施する。

イ 参加機関

市（区）、市民、町内自治会・自主防災組織等、小・中学校、幼稚園、保育所（園）、高等学校、大学、市消防局・署、消防団、市警察部（各警察署）、市医師会、防災関係機関、民間協力団体等

ウ 訓練内容

- (ア) 予知対応型訓練（非常招集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練）
 - (イ) 発災対応型訓練（災害対策本部設置訓練、通信訓練、情報収集訓練、広報訓練、初期消火訓練避難誘導訓練、応急救護訓練、救出救助訓練、道路啓開訓練、救援物資輸送配布訓練、応急給水訓練、各種復旧訓練、炊出し訓練）
- その他の詳細な訓練内容は、九都県市合同防災訓練実施大綱によるものとする。

(2) 職員の参集訓練 【総務局危機管理部】

本部、区本部、その他各部出先施設等の非常配備体制を確保し、各防災機関、市民との連携を図るため、職員の参集訓練を実施する。

参集訓練の実施にあたっては、交通機関、自動車、自動二輪車、自転車等の利用を一部制限又は全部禁止するなどのほか、勤務時間内外のさまざまな条件を加味したものとするようにし、ノウハウの蓄積・更新に努める。

ア 訓練内容

非常参集訓練、指令伝達訓練、安否情報収集訓練、本部（区本部）設置運営訓練等

(3) 無線通信訓練 【総務局危機管理部】

(4) 各部局で行う訓練

災害発生時に所管業務が迅速かつ的確に実施できるよう訓練を実施し、災害対応能力や意思決定能力などを養うものとする。

ア 実施時期

訓練効果のある日を選び、年1回以上実施するよう努めるものとする。

イ 訓練内容

災害時行動マニュアルの実証訓練などを実地または図上形式で行う。

(5) 小・中学校等の防災訓練 【こども未来局、教育委員会】

教育委員会及び各施設の管理者の指導のもとに年1回以上の訓練を行う。

2 防災関係機関が行う訓練

【関係機関】

各防災関係機関において、個別訓練を行い防災活動の円滑化を図る。実施方法等については、おおむね次の表のとおりとする。

なお、必要に応じて市との連携訓練を行うものとする。

区分	主催	内 容
水 防 訓 練	市 ・ 消 防 局 ・ 署	<p>市、消防局・署は、風水害等の災害に際し水防部隊の合理的運用と適正かつ能率的な水防活動を行うため、各種訓練を実施する。</p> <p>1 参加機関 (1) 市 (2) 消防局・署 (3) 消防団</p> <p>2 訓練項目 (1) 消防隊訓練 ア 招集及び部隊編成訓練 イ 情報通信、本部運営訓練 ウ 水防工法訓練 エ 救助、救急訓練 (2) 消防団の訓練 前(1)に準ずる。</p>

区分	主催	内 容
消 防 訓 練	消 防 局 ・ 署	<p>地震時の各種災害（地震火災等）に対処するため、各消防署において消防団、事業所、市民を対象として基本的訓練を個別に行うとともに、その成果を踏まえて総合訓練を実施する。</p> <p>1 参加機関 (1) 消防局・署 (2) 消防団 (3) 事業所 (4) 市民</p> <p>2 訓練項目 (1) 消防団訓練 ア 参集訓練及び初動措置訓練 イ 情報収集及び通信運用訓練 ウ 部隊編成訓練 エ 火災現場活動及び救急救護訓練 (2) 事業所及び市民訓練 ア 出火防止訓練 イ 初期消火訓練 ウ 応急・救護訓練 エ 通報連絡訓練 オ 身体防護訓練</p> <p>3 実施時期及び場所 基礎訓練は随時実施する。総合訓練は年1回以上実施する。</p>

防災関係機関の訓練のあらまし

区分	主催	内 容
初 期 消 火 等 の 訓 練	市 ・ 消 防 局 ・ 署	<p>大地震と同時に発生が予想される火災、救急事象に備え、市、消防機関及び市民が、初期消火、応急救護の協力体制を確立し、習熟することにより、自主防災組織等の防災体制を整え、さらに防災意識の高揚を図る。</p> <p>1 実施内容 (1) 各種消火器の取扱い指導及び消火器、水バケツ等による消火訓練 (2) 可搬式小型動力ポンプによる消火訓練 (3) 応急救護措置及び心肺蘇生法（AED） (4) 起震車による地震動体験 (5) その他</p> <p>2 実施期間 年間随時。自主防災組織等の指定する場所。</p>

区分	主催	内 容
救急・救助訓練	消防局・署	<p>地震時において、多数の負傷者やエレベーター等における閉じ込め事故などが多数発生することが予想される。このため、迅速・的確な救助活動の確立と関係機関の協力体制に重点を置いた訓練を行い、震災時の救急・救助体制の確保に努める。</p> <p>1 参加機関 (1) 市(区) (2) 市民・事業所 (3) 市医師会 (4) 日本赤十字社千葉県支部</p> <p>2 訓練項目 (1) 各種救助事象による救出訓練 (2) 負傷者の救急措置及び搬送訓練 (3) 現場救護所の設置訓練 (4) 救急・救護資機材の活用訓練</p> <p>3 実施時期及び場所 九都県市合同防災訓練とあわせて実施するほか、火災予防週間等において行う。</p>
警備・交通規制訓練	警察署	<p>大地震が発生した場合、被害の拡大を防止するため、市民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施し、市民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び市民と協力して訓練を実施する。</p> <p>1 訓練項目 (1) 部隊の招集、編成訓練 (2) 署現地対策本部等の設置訓練 (3) 交通規制訓練 (4) 情報収集伝達訓練 (5) 避難誘導訓練 (6) 救出救護訓練 (7) 通信訓練</p> <p>2 実施時期 県、市、防災関係機関等が実施する訓練にあわせて実施する。</p>

区分	主催	内 容
各種 機 関 別 個 別 訓 練	京成電鉄(株)	<p>地震に関する基礎訓練、初動措置要領、心構え等について計画的に教育訓練を実施し、その徹底を期するとともに、下記のとおり、関係自治体等が実施する総合防災訓練及び各運動期間中職場ごとに行う防災訓練を実施する。</p> <p>1 基本訓練（年2回以上実施）</p> <p>（1）情報伝達の方法</p> <p>（2）消火器の使用方法</p> <p>（3）救急処置</p> <p>（4）旅客の誘導案内方法</p> <p>2 総合訓練（年1回実施）</p> <p>（1）情報連絡</p> <p>（2）復旧要員非常招集訓練</p> <p>（3）避難誘導訓練</p> <p>（4）負傷者の救急訓練</p> <p>（5）広報活動訓練</p>
	ガス事業者	<p>製造所及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常災害対策本部規則及び非常時の各種措置要領に基づき防災訓練を実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>（1）地震時の出動訓練</p> <p>（2）地震時の緊急措置及び通報連絡訓練</p> <p>（3）自衛消防訓練</p> <p>（4）各事業所間の応援体制訓練</p> <p>（5）災害を想定した応急措置、復旧計画訓練</p> <p>（6）その他国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加</p> <p>2 実施回数</p> <p>年1回以上</p>
	県企業局	<p>大規模地震発生前の予知対応型訓練と応急復旧中心の発災対応型訓練を国、近隣都県、市町村及び防災関係機関並びに市民の協力のもとに一体となって、総合的、実践的に実施する。</p>
	東京電力パワーグリッド(株)	<p>地震災害を想定した情報連絡訓練、復旧訓練（机上）並びに非常呼集訓練を年1回、全社的に実施する。なお、復旧作業訓練、非常災害対策用物品の点検、整備については、風水害等の訓練時にあわせて実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>（1）情報連絡訓練</p> <p>（2）復旧訓練（復旧対策の机上計画、復旧作業訓練等）</p> <p>（3）災害対策用物品の整備点検を主とする演習</p> <p>2 実施回数</p> <p>年1回以上</p>

区分	主催	内 容
各種 機 関 別 個 別 訓 練	J R 東 日 本 (株) 千 葉 支 社	<p>1 関係箇所長は関係社員に対し災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方自治体及び防災機関が行う合同訓練に積極的に参加し必要な知識の習得に努めるものとする。</p> <p>(1) 非常参集訓練及び災害時の初動措置訓練 (2) 消防(通報・消火・誘導)訓練及び救出、救護訓練 (3) 旅客等の避難誘導訓練</p> <p>2 防災訓練は、地方自治体その他防災機関と合同で行う。</p>
	N T T 東 日 本 (株)	<p>震災予防措置、災害応急対策措置等を、円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(1) 災害予報又は警報等の情報伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信疎通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防及び水防 (7) 避難及び救護 (8) 国・県・市町村主催の防災訓練等</p> <p>2 実施回数 年1回以上</p>

3 自主防災組織等が行う訓練

自主防災組織、町内自治会等を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練を警察署、消防局・署、消防団等の協力のもとに実施する。

(1) 実施時期

防災の日を中心とした日、又は訓練効果のある日を選び、年1回以上実施するよう努めるものとする。

(2) 訓練内容

出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、応急給水訓練、応急炊出し訓練、避難所運営委員会による避難所運営訓練、津波防災訓練、発電機操作その他の訓練

第4 調査・研究

【各局区・各関係機関】

1 関係機関との情報交換

国、都道府県、政令指定都市、その他市区町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にしてそれらの情報交換に努める。

2 図書・資料等の収集・整理

防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

3 専門的調査・研究

市の防災上特に問題となる事項については、以下のとおり、専門的調査・研究を実施するよう努める。

また、これらの調査・研究結果や気象情報等を総合的な防災情報システムとして、有機的かつ的確な防災体制の確立に資するよう活用を図るものとする。

(1) 地震災害

市内6区に設置した地震計の震度データを活用することにより、的確な初動体制の確立、地震災害対策の充実を図る。

市の防災上特に問題となる施設、地域等については、地質ボーリング調査その他の専門的調査・研究を実施するよう努める。

また、宅地化の進展や都市の高層・深層化等に代表される地域の著しい変貌状況や調査技術の進展に併せて、随時総合的な防災特性の把握に努める。

※千葉市地震計設置場所（資料3-2）

(2) 風水害等

大雨・台風等の自然災害による被害の想定や降雨特性等に関する調査研究の実施をはじめとして、著しく変貌する地域の状況や調査技術の進展にあわせて、随時総合的な防災特性の把握に努めるものとする。

また、これらの調査・研究結果や気象情報等を総合的な防災情報システムとして、有機的かつ的確な防災体制として確立されるよう、必要な施設・設備及びソフトの導入手順等について、研究・調査する。

第5 リ災証明書交付体制の整備

【総務局危機管理部・各局区・各関係機関】

り災証明書は、災害により被災した住家について、その被害の程度を証明するものであり、被災者生活支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たしていることから、平常時から住家被害の調査について、従事する職員の研修等による育成、り災証明書を交付する被災者支援システムの整備、及び災害時受援計画に基づく他の自治体との連携の実効性の向上を図るなど、り災証明書を遅滞なく交付できるよう、必要な業務の実施体制の確保を図る。

第13節 雪害予防対策

【総務局危機管理部、全局区等、関係機関、市民、事業者】

雪害予防対策は、共通編本章各節に定められた内容と異なることが多いため、雪害に特化した予防対策について本節にて定める。

なお、本節に定めのない事項は、共通編本章各節に基づくものとする。

第1 基本的な考え方

【総務局危機管理部、全局区等、関係機関、市民、事業者】

1 雪害予防対策の趣旨

大雪発生時においても交通、通信及び電力供給等の確保、帰宅困難者の発生抑制、農作物等の被害防止を図るため、予防対策を行うものとする。

また、「大雪時においては不要・不急の外出を控える」、「早期の帰宅」を啓発する等、自らの安全は自らで守る「自助」の考え方を普及し、被害の軽減に努めるものとする。

第2 想定される災害

【総務局危機管理部、全局区等、関係機関、市民、事業者】

1 大雪による被害想定

平成26年2月8日から9日にかけて南岸低気圧の通過の影響による大雪により、千葉市（千葉特別地域気象観測所）では、昭和41年の観測開始から最大となる33cmの積雪を観測し、転倒による人的被害、公共交通機関の運行停止に伴う帰宅困難者の発生等の様々な被害が生じた。

そのため、本計画では当該大雪と同規模の被害を想定する。

(1) 最深積雪 33cm

(2) 想定される被害

被害種別	被害内容
人的被害	転倒、交通事故、物的損壊に伴う死傷等
物的被害	家屋等の損壊、倒木による物的被害等
交通被害	道路交通の不通（立ち往生車両・放置車両等）、公共交通機関（鉄道・軌道・バス）の運休等
ライフライン被害	停電及び通信の途絶
その他被害	公共交通機関の運行停止に伴う帰宅困難者の発生、農作物被害等

第3 道路の雪害防止体制の整備

【都市局、建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県警察、(一社)千葉市建設業協会】

1 道路の除雪・凍結防止活動体制の整備

【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、(一社)千葉市建設業協会】

各道路管理者は、大雪時に幹線道路の安全な道路交通を確保するため、次の予防対策を実施するものとする。

なお、建設局は、降雪期の前に(一社)千葉市建設業協会と締結している「除雪等業務の協力に関する基本協定書」に基づく協力体制の確認を行うものとする。

- (1) 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- (2) 除雪委託業者との連絡体制の確立
- (3) 優先除雪路線及び除雪実施者の検討
- (4) 除雪用資機材・凍結防止剤の確保
- (5) 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- (6) 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保

2 倒木対策

【都市局、建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所】

各道路管理者等は、積雪時に道路・電線に街路樹等が倒れることに備えて、あらかじめパトロールを実施し必要に応じて剪定、支柱等の手入れ等の対策を行うものとする。

3 放置車両対策

【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所、千葉県警察】

各道路管理者及び千葉県警察は、緊急通行車両の通行の妨げとなる放置車両の移動等について、円滑に対応できるよう努めるものとする。

(1) 道路管理者

災害対策基本法第76条の6の規定により、指定した道路の区間(指定道路区間)内における放置車両の移動等を行える体制を確保する。

(2) 警察

災害対策基本法第76条の3の規定により、交通の規制を行った区間(通行禁止区域等)内における放置車両の移動等を行える体制を確保する。

第4 公共交通機関の雪害防止体制の整備

【JR東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、各バス事業者】

1 鉄道事業者

【JR東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)】

JR東日本(株)千葉支社及び京成電鉄(株)は、運行の確保及び除雪を円滑に実施するため、次の予防対策を行うものとする。

- (1) 鉄道施設の除雪体制の整備
- (2) 振り替え輸送体制の整備
- (3) 除雪・融雪用資機材の備蓄
- (4) 関係機関との連絡体制の整備

2 軌道事業者

【千葉都市モノレール(株)】

千葉都市モノレール(株)は、運行の確保及び除雪を円滑に実施するため、次の予防対策を行うものとする。

- (1) 軌道施設の除雪体制の整備
- (2) 振り替え輸送体制の整備
- (3) 除雪・融雪用資機材の備蓄
- (4) 関係機関との連絡体制の整備

3 各バス事業者

各バス事業者は、運行の確保及び除雪を円滑に実施するため、次の予防対策を行うものとする。

- (1) バス停の除雪体制の整備
- (2) 要請に基づくバス代行輸送の実施体制の整備
- (3) タイヤチェーンの備蓄
- (4) 除雪・融雪用資機材の備蓄
- (5) 関係機関との連絡体制の整備

第5 ライフライン施設の雪害防止体制の整備

【東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社、NTT東日本(株)】

1 電気施設

【東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社】

東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社は、大雪時においても電力供給を継続するため、次の予防対策を行うものとする。

- (1) 電線に多量の氷雪が付着し、それに風圧が加わって電線が切断されたり、電柱などの支持物が破損を受けないよう建設時の地形選定及び施工法を適切にする。
- (2) 樹木の傾斜又は倒木による電気施設の事故を防止するため、平常時から、樹木の伐採等に努める。
- (3) 電線に接近して倒壊しやすい工作物（テレビアンテナ等）を設置しないよう平常時から周知

を図る。

2 通信施設

【NTT東日本(株)】

NTT東日本(株)は、大雪による被害を防止するための予防対策を風水害対策に準じて行うものとする。

第6 市有施設の雪害防止体制の整備

【施設所管局区、施設管理者】

1 施設の除雪体制の整備

施設所管局区及び施設管理者は、施設利用者の安全を確保するため、次の予防対策を行うものとする。

- (1) 優先除雪箇所（施設周辺及び施設利用者の通行経路等）の選定、人員体制の確認
- (2) 除雪用資機材の備蓄（スコップ等）

第7 帰宅困難者の安全確保体制の整備

【総務局危機管理部、都市局、各区、千葉県警察、JR東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、関係事業者】

基本的な内容については、本章第8節「帰宅困難者等対策」に準ずるが、大雪時の帰宅困難者対策について、次の予防対策を行うものとする。

1 基本的な考え方

平成26年2月8日から9日にかけての大雪では、鉄道やバス・タクシーなどが運休となったため、JR千葉駅周辺などで大量の帰宅困難者が発生し、市・県の施設では合計約2,400人の帰宅困難者を受け入れた。

今後も同様の事例が発生することを想定して、市は関係機関との連携・協力体制を確立し、大雪時の帰宅困難者対策を推進するものとする。

2 各関係局区・各関係機関の予防対策

各関係局区・各関係機関は帰宅困難者の安全を確保するため、次の予防対策を実施するものとする。

(1) 総務局危機管理部

- ア (仮称)大雪時における帰宅困難者対策マニュアルの作成
- イ 各関係機関との情報連絡体制の確保
- ウ 一時滞在施設の指定・確保

(2) 都市局

JR東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)及び各バス事業者との連絡調整体制の確保

(3) 各区

- ア 一時滞在施設への誘導體制の整備
- イ 避難所・区役所等を一時滞在施設として使用した場合の運営体制の整備

(4) JR東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)

- ア 大雪時の利用者の保護に係る方針の策定
- イ 一時滞在施設への案内体制の整備

第8 農作物の雪害防止体制の整備

【経済農政局】

1 農作物の雪害防止予防対策

経済農政局は、農業者に対し、次の事項について普及啓発を行うものとする。

(1) 積雪により想定される農作物への被害

- ア 直接的な被害（積雪の重さ・沈降・移動・崩壊によるもの）
- イ 間接的な被害（積雪による冷水害）

(2) 野菜に対する予防対策

- ア ビニールハウスは、強度が弱いため、丸太等で各部を補強すること。
- イ ビニールハウスは、積雪が20cm以上になると倒壊の危険があるため、除雪を行うこと。

(3) 果樹に対する予防対策

- ア 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒状を避けるために支柱を立てるとともに、竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすこと。
- イ 降雪後の寒風害を防止するため、必要に応じて防風林、防風網の設置、整備を行うこと。

第9 市民の自助、地域による共助

【総務局危機管理部、市民】

1 自助の取り組み

【総務局危機管理部、市民】

大雪時における被害及び混乱の拡大を防止するため、市民は次の予防対策を行うとともに、市は市民の予防対策について普及啓発を行うものとする。

(1) 予防対策及び普及啓発

- ア 大雪時の行動の確認
 - (ア) 不要・不急の外出の自粛
 - (イ) 早期の帰宅

(ウ) 積雪時の歩き方

(エ) やむを得ず車両を道路上に放置する場合の行動

イ 除雪用資機材（スコップ等）の準備

大雪時に備え、除雪用資機材（スコップ等）を備えるように努めるとともに、雪道を運転する場合は、車内にスコップ、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

ウ スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの準備

2 共助の取り組み

【市民】

市は、幹線道路から優先的に除雪するため、全ての生活道路の除雪は行えない。

そのことを踏まえ、市民は互いに助け合って、生活道路の除雪活動を行うことができるよう、除雪用資機材（スコップ等）の備蓄や除雪箇所を選定等、除雪活動体制の整備を行うものとする。

第14節 火山災害予防対策

【総務局危機管理部、全局区等、関係機関、市民、事業者】

火山災害の予防対策は、共通編本章各節に定められた内容と異なることが多いため、火山災害に特化した予防対策について本節にて定める。

なお、本節に定めのない事項は、共通編本章各節に基づくものとする。

第1 基本的な考え方

【総務局危機管理部、全局区等、関係機関、市民、事業者】

1 火山災害予防対策の趣旨

火山噴火発生時においても上下水道、通信及び電力供給等の確保、農作物等の被害防止を図るため、予防対策を行うものとする。

第2 想定される災害

【総務局危機管理部、全局区等、関係機関、市民、事業者】

1 火山噴火による被害の概要

本市においては、周辺の活火山（富士山、箱根山、伊豆大島等）から距離が離れているため、溶岩流、火砕流、噴石による影響はないと考えられる。

しかしながら、1707年に発生した富士山の宝永噴火では、100km以上離れた房総半島にまで火山灰が降り、本市域周辺には4～8cm程度の降灰があったとされている。

今後、宝永噴火のような大規模な噴火が発生する可能性は、小規模な噴火が発生する可能性に比べ低いとされているが、大規模噴火の可能性が否定されている訳ではない。また、噴火の発生間隔に明確な規則性がないことから、将来の発生時期を予測することも困難であるとされている。

そのため、本計画では、平成16年に国の富士山ハザードマップ検討委員会で想定された噴火（宝永噴火と同等規模の噴火）による降灰を対象とする。

(1) 火山灰の特徴

ア 粒子の直径が2mmより小さな噴出物。

イ マグマが噴火時に破碎・急冷したガラス片・鉱物結晶片であり、鋭い破面を持っている。

ウ 乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる。

エ 水に濡れると硫酸イオン等が溶出する。硫酸イオンは金属腐食の要因である。

オ 溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる。

(2) 降灰予測

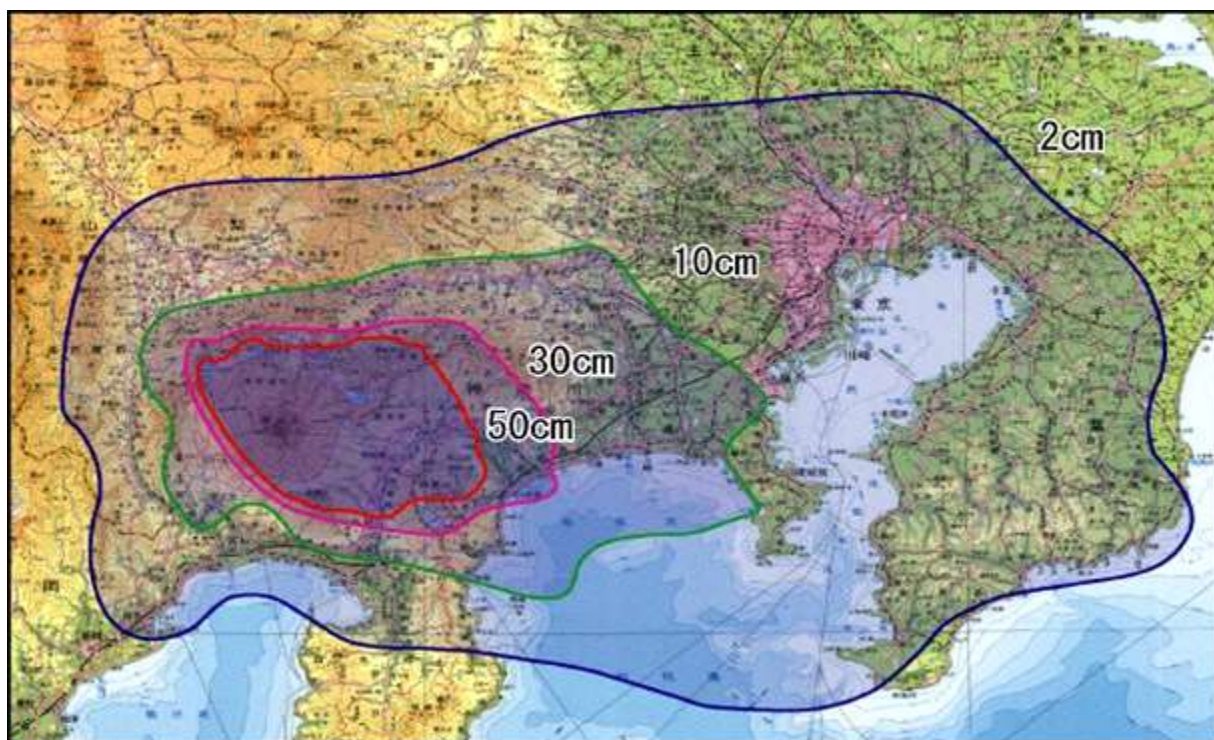
平成16年6月に富士山ハザードマップ検討委員会から公表された報告書によると、宝永噴火と同程度の大規模噴火が発生した場合の本市における降灰は2～10cmと想定されている。

なお、下記の図は富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年に作成したもので、宝永噴火と同程度の噴火が発生した場合の月別降灰分布図を12か月分重ね合わせ、各地点で最も厚く堆積している月別降灰分布図の降灰堆積深をその地点の降灰堆積深としている。

また、降灰は1年を通した偏西風の影響により、富士山の東側に多く堆積すると予測されている。

噴火の規模	規 模	宝永噴火と同程度
	降灰期間	16日間
降灰の範囲	市内全域	
降灰堆積深	2～10cm	

《富士山降灰可能性マップ》



(出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書)

(3) 火山灰による被害

ア 火山灰が与える影響

火山灰が与える影響としては、呼吸器系の不調、眼の異常、皮膚への刺激といった健康被害、給水への支障、農作物被害等といった社会的な問題が生じることがある。

イ 大量の火山灰の堆積による被害

火山灰は、雪のように溶けることはなく、水を含むと互にくっつき、密度を増し、コンクリート状となって重くなり、堆積量によっては、家屋を倒壊させたり、河川の川床を上げることで、河川の氾濫を誘発させ、生活基盤を破壊することが考えられる。

なお、農作物に付着すると、なかなか排除することができず、大量の火山灰が堆積すると農業に甚大な被害をもたらすこととなる。

ウ その他の被害や特徴

火山灰は、自動車のエンジンフィルターを詰まらせたり、スリップを誘発させるなど、車両の走行に影響を与え、航空機においては、エンジンが火山灰を吸引すると停止してしまうため、火山灰が浮遊する航路は全く使用不可能となってしまふなど、交通に大きな支障を及ぼすこととなる。

なお、電柱等の碍子の漏電により停電が発生する可能性があり、断水など、市民生活に大きな影響を与えるおそれや、細かい粒子によりパソコン、コンピューター等の電子機器が故障し、通信、金融といった現代産業に大きな打撃を与えること等も懸念されている。

項目	防災上留意すべき特徴、対応上の課題
発生条件	高い噴煙柱が形成された場合に大量降灰となる。
発生時間	噴火が始まってから降灰が降り積もるまで時間的余裕がある。
危険性	直接死傷する危険性はほとんどない。
	火口周辺や風下など、高温の火山灰・火山れきが大量につもる場合は、木造家屋が火災を起こす危険性がある。
	体育館などの避難所でも降灰の重量で被害を受けるものがある。
	降灰中の屋外作業は転倒・車両走行不能・交通事故の危険性がある。
	降灰により道路上で車両が立ち往生した場合にはその後の道路確保を困難にする。
	交通機関が広域的に停止し、停電・信号故障が発生する可能性もあり、救援活動も停滞する。灰粒子浮遊により、航空機は飛べなくなる。
	交通支障により、生活物資の搬送が行えなくなる。
	東京などでも大量の帰宅困難者が発生する。
	経済活動に広域的かつ甚大な影響を与える。
	健康被害（気管支など）が多数発生する。
	積もった降灰から火山ガスが発生する場合があり、風通しの悪い場所では火山ガス中毒の危険性もある。
降灰によって発生した土石流などによって流出した土砂が川床上昇を引き起こし、洪水氾濫の危険性が増大する。	

項目	防災上留意すべき特徴、対応上の課題
危険性	土石流・浸水被害が続く。
範囲	大量の降灰は高層風によって運ばれるため、大量降灰域は東方を中心とする可能性が高い。
	きわめて広範囲（南関東一帯）に降灰があるため、降灰域外への避難は不可能。
対応	30cm以上堆積すると建物に被害が出る可能性があるが、降灰の休止中に灰下ろしができれば被害を免れる。
復旧	道路確保や市街地の復旧、川床上昇対策に多大な除灰作業が必要となる。

（出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書）

第3 道路の火山災害防止体制の整備

【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所】

1 道路の除灰活動体制の整備

【建設局、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)千葉・市原管理事務所】

各道路管理者は、降灰時に道路交通の確保が図られるよう、次の予防対策を実施するものとする。

- (1) 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- (2) 優先除灰路線の検討
- (3) 除灰活動の業者委託の検討
- (4) 道路除灰作業用資機材の確保

第4 公共交通機関の火山災害防止体制の整備

【JR東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)、各バス事業者】

1 鉄道事業者

【JR東日本(株)千葉支社、京成電鉄(株)】

JR東日本(株)千葉支社及び京成電鉄(株)は、降灰による被害を防止するため、次の予防対策を行うものとする。

- (1) 鉄道施設の除灰体制の整備
- (2) 除灰用資機材の備蓄
- (3) 関係機関との連絡体制の整備

2 軌道事業者

【千葉都市モノレール株】

千葉都市モノレール株は、降灰による被害を防止するため、次の予防対策を行うものとする。

- (1) 軌道施設の除灰体制の整備
- (2) 除灰用資機材の備蓄
- (3) 関係機関との連絡体制の整備

3 各バス事業者

各バス事業者は、降灰による被害を防止するため、次の予防対策を行うものとする。

- (1) バス停の除灰体制の整備
- (2) 除灰用資機材の備蓄
- (3) 関係機関との連絡体制の整備

第5 ライフライン施設の火山災害防止体制の整備

【建設局、市水道局、県企業局、四街道市上下水道部、東京電力パワーグリッド株千葉総支社、NTT東日本株】

1 上水道施設

【市水道局、県企業局、四街道市上下水道部】

各水道事業者は、降灰による被害を防止するため、次の予防対策を行うものとする。

- (1) 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- (2) 上水道施設の除灰体制の整備
- (3) 除灰用資機材の備蓄

2 公共下水道施設

【建設局】

建設局は、降灰による被害を防止するため、次の予防対策を行うものとする。

- (1) 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- (2) 下水道施設の除灰体制の整備
- (3) 除灰用資機材の備蓄

3 電気施設

【東京電力パワーグリッド株千葉総支社】

東京電力パワーグリッド株千葉総支社は、降灰による被害を防止するため、次の予防対策を行うものとする。

- (1) 電気施設の除灰体制の整備
- (2) 除灰用資機材の備蓄

4 通信施設

【NTT東日本株】

NTT東日本株は、降灰による被害を防止するための予防対策を風水害対策に準じて行うものとする。

第6 市有施設の火山災害防止体制の整備

【施設所管局区、施設管理者】

1 施設の除灰体制の整備

施設所管局区及び施設管理者は、施設利用者の安全を確保するため、次の予防対策を行うものとする。

- (1) 優先除灰箇所（施設周辺及び施設利用者の通行経路等）の選定、人員体制の確認
- (2) 除灰用資機材の備蓄（スコップ等）

第7 農作物の火山災害防止体制の整備

【経済農政局】

1 農作物の火山災害防止予防対策

経済農政局は、農業者に対し、次の事項について普及啓発を行うものとする。

(1) 共通事項

降灰による農作物の直接的な被害を回避するためには、被覆資材を用いて火山灰が直接付着するのを防止する以外にないのが現状である。

(2) 野菜に対する予防対策

- ア 育苗期は、トンネルによる被覆保護を行うこと。
- イ 被覆を行った場合は、トンネル内の昇温抑制、かん水等管理面に留意すること。

(3) 果樹に対する予防対策

- ア 葉の被害を防ぐため生石灰液の散布を行うこと。
- イ 収穫期を迎えている果実には、果実腐敗防止剤を散布すること。

第8 火山灰の処理体制の整備

【総務局危機管理部、環境局、建設局、施設所管局区】

1 火山灰の処理体制の現状・方針

(1) 総務局危機管理部、環境局

先進事例の調査・研究、国・県の動向などを踏まえ、一般家庭の宅地内に降った火山灰の

収集・運搬体制、仮置き場及び処分場の選定・確保等の処理体制について、検討するものとする。

(2) 建設局、施設所管局区

所管する施設等で収集した火山灰の仮置き場への運搬体制について、検討するものとする。

第3章 災害復旧計画

節	計 画 名	ページ
1	激甚災害の指定	共 147
2	市民生活安定のための緊急措置	共 149
3	被災施設の復旧等	共 171
4	復興計画の策定	共 172

第1節 激甚災害の指定

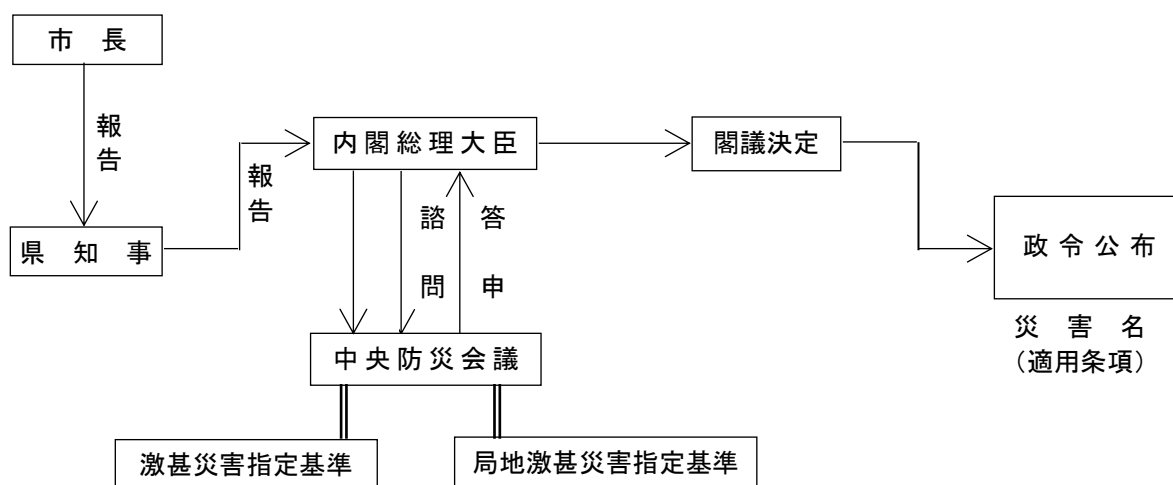
【総務局危機管理部、適用対象事業所管局】

第1 激甚災害指定の手続

激甚災害指定の手続は、次のとおり行われることになる。

- 1 本部長（市長）は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。県知事に報告できない場合は内閣総理大臣に報告する。
- 2 県知事は、本部長（市長）からの報告内容により、必要と認めたときは、内閣総理大臣に報告する。
（以上は、災害対策基本法第53条による）
- 3 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき必要と認めたときは、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- 4 この場合、中央防災会議は、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- 5 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、続いて政令として公布される。

以上のように行われる手続の流れを図に示すと次のとおりになる。



第2 激甚災害に関する被害状況等の報告

本部長（市長）は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 災害の原因(2) 災害が発生した日時(3) 災害が発生した場所又は地域(4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）(5) 災害に対しとられた措置(6) その他必要な事項 |
|---|

第3 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）の2つの指定基準がある。

※激甚災害指定基準（資料10-3）

第4 特別財政援助額の交付手続

本部長（市長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- ①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ②農林水産業に関する特別の助成
- ③中小企業に関する特別の助成
- ④その他の財政援助及び助成

※災害復旧に伴う国の財政援助等（資料10-4）

第2節 市民生活安定のための緊急措置

第1 被災者台帳の作成

【総務局危機管理部、保健福祉局、各区】

市域に災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成する。

被災者台帳は、被災者支援システム等により作成し、必要に応じて関係局区で共有できるようにする。

1 担当部署

区本部（被災者支援班）は、被害認定調査結果（り災証明書の申請等による）に基づき、被災者台帳を作成・管理する。

2 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する下記事項を記載し、又は記録する。

—「被災者台帳」の記載事項—

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- 6 援護の実施状況
- 7 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 8 その他

3 台帳情報の利用及び提供

市は、下記条件に該当する場合、被災者に対する援護に必要な限度で、台帳情報を市内部で利用するとともに外部に提供する。

—台帳情報の利用及び提供条件—

- 1 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- 2 被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- 3 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第2 リ災証明書の交付

【総務局危機管理部、消防局、各区】

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸し受け等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となることから、被災者から申請があったときは、速やかに被害状況を調査し、被災者に対して遅滞なくリ災証明書を交付する。

被害の程度等を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

1 担当部署

リ災証明書の交付事務は、区本部（被災者支援班）が担当し、被害状況により、担当職員を別途増員するとともに、災害総合相談窓口（後述）で一元的に対応する。

なお、本部が設置されない場合、又は廃止された以降については、総務局危機管理部の協力により区が担当する。

2 交付の手続

区本部（被災者支援班）は、区本部に集約された個別調査結果（住家に係る被害認定調査結果等）に基づき、「被災者台帳」を作成し、被災者の「リ災証明書」交付申請に対してこの「被災者台帳」により確認のうえ、交付する。なお、「被災者台帳」により確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「リ災証明書」を交付するものとする。

3 証明の範囲

「リ災証明書」の交付は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明するものとする。

－「リ災証明書」の証明事項－

(1) 住家

- ア 全壊
- イ 流失
- ウ 中規模半壊
- エ 準半壊
- オ 半壊
- カ 大規模半壊
- キ 床上浸水
- ク 床下浸水
- ケ 全焼
- コ 半焼
- サ 部分焼
- シ ぼや

※ケ～シについては、消防局又は消防署において交付する。

(2) その他市長が必要と認める事項

4 その他

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

※り災証明書様式（資料 10-1）

なお、前記3（1）キ～コにあたっては、消防局で定めた様式とする。

第3 被災者台帳の作成及びり災証明書の交付の体制強化

「第1 被災者台帳の作成」及び「第2 り災証明書の交付」業務については、平常時から当該業務に従事する職員を育成するなど、市の体制強化に向けた取組みを推進するとともに、大規模な災害が発生した場合には、迅速かつ正確に業務を履行するため、他の自治体からの応援により体制の強化を図る。

第4 被災者の生活確保

1 被災者支援の仕組みの整備

【関係各局区等】

被災者支援を確実に進めるため、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取り組みである、災害ケースマネジメントの実施に努める。

2 被災者支援情報の提供

【総務局危機管理部、市民局、各区、関係各局区等】

被災者支援情報をわかりやすく提供するためのWEBサイト「千葉市被災者支援ナビ」により、被災者支援制度の周知を図る。

また、必要に応じて、市政だより（臨時号を含む。）やチラシを作成し配布等することにより、被災者支援情報の提供に努める。

3 職業の斡旋

【経済農政局】（災害対策本部担当班：経済班）

震災により離職を余儀なくされた被災者の職業の斡旋について、県地域防災計画では、千葉労働局が離職者の把握に努め、被災状況を勘案のうえ、被災地域を管轄する公共職業安定所を通じ、次の措置を講じることとしている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置(2) 巡回職業相談の実施 |
|--|

市は、臨時市民相談所等において、離職を余儀なくされた被災者への相談事業を行う。

また、早期再就職を促進するため必要と認めた場合は、臨時職業相談窓口の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

4 税等の徴収猶予及び減免

【財政局】

(1) 市税等

ア 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと2か月以内に限り、当該期限を延長する。

(ア) 災害が広範囲に発生した場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。(市税条例第5条)

(イ) その他の場合、災害がおさまった後、被災納税義務者等による申請があったときは、市長は納税期限を延長する。(市税条例第5条)

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。

(地方税法〔昭和25年法律第226号〕第15条)

ウ 減免

被災した納税(納付)義務者に対し、該当する各税目等について、市長又は区長が次により減免を行う。

減免措置の対象となる税目等

税 目	減 免 の 内 容
個人 の 市 民 税 (個人の県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。(市税条例第9条)
固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。 (市税条例第9条)(地方税法第702条の8)
軽 自 動 車 税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。(市税条例第9条)
特 別 土 地 保 有 税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。(市税条例第9条)
事 業 所 税	被災した納税義務施設の状況に応じて減免を行う。(市税条例第9条)
国 民 健 康 保 険 料	被災した納付義務者の状況に応じて減免を行う。(国民健康保険条例第33条)

(2) 県税・国税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、

申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施する取り扱いになっている。

(3) 広報

税等の納税緩和・減免措置等に関する広報活動については、本部もしくは区本部が設置される期間においては、災害応急対策編第1章第3節及び同編第2章第3節「災害時の広報」により行う。

また、本部若しくは区本部廃止後においては、「市政だより」もしくはチラシの配布等により行う。

5 災害援護資金等の貸付

(1) 災害援護資金【保健福祉局】

市が、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の規定に基づき制定した「災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する貸付制度である。

そのあらまは、以下のとおりである。

（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく準拠基準による。）

対象となる災害	ア 千葉市に災害救助法が適用された場合の自然災害 イ 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合の災害
貸付対象者	上記の自然災害で被害を受けた世帯の世帯主。ただし、世帯の総所得の限度額を世帯構成人数に応じて、以下のよう定める。
	ア 1人 … 220万円未満
	イ 2人 … 430万円未満
	ウ 3人 … 620万円未満
	エ 4人 … 730万円未満
	オ 5人以上 … 730万円に加えて
	（世帯構成人数 - 4人）×30万円 ただし、住居滅失の場合は1,270万円
貸付対象となる被害の程度	ア 療養に要する期間が1か月以上である世帯主の負傷 イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合
償還期限	10年（うち据置期間3年）
償還方法	半年賦
利率	年1%（据置期間は無利子）
財源	3分の1を市（指定都市）負担

(2) 生活福祉資金【市社会福祉協議会】

市社会福祉協議会を窓口として、貸付けを行う制度である。

貸付内容その他制度のあらまは、以下のとおりである。

ア 福祉資金 災害援護費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）

資金の内容 (具体的な経費)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した住宅を復旧するための経費 住宅に被害を受けた場合は「住宅改修費（最大400万円）」との重複貸付が可能。 ・被災により転居するための経費 ・被災した家財道具等を購入するための経費 ・主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等が被災した場合の復旧経費（対象は個人事業に限る）
貸付対象者	低所得世帯
貸付金額	一世帯 150万円以内
据置期間	貸付後6か月以内
償還期間	据置期間経過後7年以内
償還方法	原則、口座振替により月賦
利子	連帯保証人を立てた場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%（据置期間中は無利子）
連帯保証人	原則として、千葉県内に居住する65歳未満の方で、返済完了時点まで保証能力（返済能力）を有している連帯保証人1名が必要。 ただし、借受人もしくは連帯借受人に返済能力がある場合には、連帯保証人が立てられない場合でも申請することができる。
申込方法	官公署が発行するり災証明書等、必要経費のわかる書類等を準備し、市社会福祉協議会各区事務所へ申し込む。 なお、大規模災害により「災害救助法」が適用された場合、「災害援護資金」の貸付が本資金より優先となる。

※ 福祉費の借受人は、民生委員の指導援助を併せて受ける。

イ 緊急小口資金

資金の内容	火災等の被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の生活費
貸付対象者	低所得世帯
貸付金額	一世帯 10万円以内
据置期間	貸付後2か月以内
償還期間	据置期間経過後12か月以内
償還方法	原則、口座振替により月賦
利子	無利子
連帯保証人	不要
申込方法	官公署が発行するり災証明書等必要経費のわかる書類を準備し、市社会福祉協議会各区事務所へ申し込む。

6 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金 【保健福祉局】

市が、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき制定した「災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する弔慰金の支給制度である。

そのあらまは、以下のとおりである。

(災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく準拠基準による。)

対象となる災害	ア 千葉市の市域内で5世帯以上の滅失があった自然災害 イ 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合の災害 ウ その他厚生労働大臣が上記と同等と認める特別の事情がある場合の自然災害
支給対象	上記の災害による死亡者 (当該災害のやんだ後3ヵ月以上の行方不明者をふくむ)
支給対象遺族	死亡当時の配偶者(事実婚をふくむ。)、子、父母、孫、祖父母を対象とする。 なお、兄弟姉妹は対象としない。
支給額	ア 主たる生計維持者の死亡 500万円 イ その他 250万円
費用負担	国2分の1、県4分の1、市4分の1 ただし、県、市の負担分は特別交付税で算定される。

(2) 災害障害見舞金 【保健福祉局】

市が、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき制定した「災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する見舞金の支給制度である。

そのあらまは、以下のとおりである。

(災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく準拠基準による)

対象となる災害	ア 千葉市の市域内で5世帯以上の滅失があった自然災害 イ 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合の災害 ウ その他厚生労働大臣が上記と同等と認める特別の事情がある場合の自然災害
支給対象	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	ア 主たる生計維持者の障害 250万円 イ その他 125万円
費用負担	国2分の1、県4分の1、市4分の1。 ただし、県、市の負担分は特別交付税で算定される。

(3) 災害見舞金の支給 【総務局危機管理部、各区保健福祉センター】

市が、制定した「千葉市災害見舞金の支給等に関する要綱」により実施する災害見舞金の支給制度である。

そのあらまは、以下のとおりである。

対象となる被害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、火災等の災害により生ずる被害	
支給対象	市内に生活の拠点を有する者で構成する世帯で、災害を受けたもの	
見舞金	分類 1	<p>ア 住家の全焼、全壊又は流失 50,000円 (30,000円)</p> <p>イ 住家の半焼、半壊 30,000円 (20,000円)</p> <p>ウ 住家の床上浸水 30,000円 (20,000円)</p> <p>※準世帯は()の金額とする。 準世帯：会社・学校等の寮および収容施設等に居住している単身者</p>
	分類 2	<p>ア 自然災害による死亡 (主たる生計維持者の場合) 1,000,000円</p> <p>イ 自然災害による死亡 (前掲以外の場合) 500,000円</p> <p>ウ 自然災害以外の災害による死亡 ・行方不明 50,000円</p> <p>エ 災害による負傷・疾病 (入院治療1ヵ月以上の重傷者) 10,000円</p>
支給の制限	<p>次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しない。ただし、アに掲げる場合については、上記分類2以外に該当する見舞金は、支給することができる。</p> <p>ア 条例による支給を受けた場合</p> <p>イ 故意に住家を焼失又は損壊したとき。</p> <p>ウ 住家として使用していない建物の被害</p>	

7 被災者生活再建支援金

【保健福祉局】

平成10年5月に制定された被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援基金が被災者に対して、被災者生活再建支援金を支給する場合、平成27年4月に千葉県が創設した、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱に基づく被災者生活再建支援金を支給する場合、又は平成29年4月に千葉市が創設した、小規模自然災害に係る千葉市被災者生活再建支援金を支給する場合には、支給申請等に関する事務を行う。

(1) 国の制度

ア 目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

イ 対象となる自然災害

(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

(イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

(ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

ウ 支給対象世帯

(ア) 住宅が全壊した世帯

(イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(オ) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

エ 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (ウ(ア)に相当)	解体 (ウ(イ)に相当)	長期避難 (ウ(ウ)に相当)	大規模半壊 (ウ(エ)に相当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

※中規模半壊は加算支援金のみ。上記の金額の1/2を支給する

(2) 県の制度

ア 目的

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けた世帯に、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱に基づく被災者生活再建支援金を交付することにより被災者の生活の再建を支援し、もって被災地域の早期の復旧・復興を図ることを目的とする。

イ 対象となる自然災害

(ア) 被害が発生した連たんする複数の市町村（県外市町村も含む。）の合計人口に応じ、住宅が滅失した世帯数の合計が、災害救助法施行令別表第1に定める数以上である場合

(イ) 本県の区域内で住宅が滅失した世帯数が、災害救助法施行令別表第2に定める数以上であって、被害が発生した連たんする複数の市町村（県外市町村も含む。）の合計人口に応じ、住

- 宅が滅失した世帯数の合計が、災害救助法施行令別表第3に定める数以上である場合
- (ウ) 被害が発生した連たんする複数の市町村（県外市町村も含む。）において、住宅が全壊した世帯数の合計が10以上である場合
 - (エ) 本県の区域内において、住宅が全壊した世帯数の合計が10以上である場合
 - (オ) 一の市町村において、住宅が全壊した世帯数の合計が5以上である場合

ウ 支給対象世帯

- (ア) 住宅が全壊した世帯（全壊世帯）
- (イ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (ウ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊等解体世帯）
- (エ) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

エ 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（住宅被害支援金）

住宅の被害程度	全壊 (ウ(ア)に相当)	大規模半壊 (ウ(イ)に相当)	半壊等解体 (ウ(ウ)に相当)
支給額	100万円	50万円	100万円

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（住宅再建支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

※中規模半壊は住宅再建支援金のみ。上記の金額の1/2を支給する

(3) 市の制度

ア 目的

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、被災者生活再建支援法又は千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱に基づく支援が受けられない世帯に対し、支援金を交付することにより、生活基盤に著しい損害を受けた被災者の生活の再建を支援し、もって被災地域の早期の復旧・復興を図ることを目的とする。

イ 対象となる自然災害

次に掲げる要件のすべてを満たす自然災害

- (ア) 国又は千葉県の被災者生活再建支援制度の適用を受けない自然災害
- (イ) 住宅が滅失した世帯数の合計が、市内全域で10世帯以上であり、そのうち全壊が1世帯以上である自然災害

ウ 支給対象地帯

- (ア) 住宅が全壊した世帯（全壊世帯）
- (イ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (ウ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊等解体世帯）
- (エ) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に住居することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

※ ただし、被害を受けた住宅に係る固定資産税・都市計画税の滞納がないこと。

エ 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (ウ(ア)に相当)	大規模半壊 (ウ(イ)に相当)	半壊等解体 (ウ(ウ)に相当)
支給額	100万円	50万円	100万円

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

※中規模半壊は加算支援金のみ。上記の金額の1/2を支給する

8 その他

【日本郵便(株)、NHK】

(1) 郵便料

災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて、千葉市内の郵便局において、以下に掲げるとおり、郵政事業に関わる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(2) 受信料

NHK受信料の免除等も行う。

機 関 名	生 活 確 保 の 取 り 扱 い
日本郵便(株)	<p>災害が発生した場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p> <p>(1) 旧郵便事業株式会社</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。 なお、交付支店(局)は集配支店(局)とする。</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 なお、取扱支店(局)は、原則として災害救助法が適用された市町村の区域内に所在する支店(局)とする。</p> <p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。 なお、引受支店(局)はすべての支店(局)とする。</p> <p>(2) 旧郵便局株式会社</p> <p>ア 災害時における窓口業務の維持に関すること。</p> <p>イ 郵便事業株式会社の災害特別事務扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び、株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い。</p>
N H K	<p>(1) 災害救助法が適用された区域内において半壊・半焼以上の被害を受けた建物に設置された受信機に係る放送受信契約等について、放送受信料の免除を行う。</p> <p>(2) 避難所への受信機の貸与を行う。</p>

第5 農林漁業関係対策

【経済農政局】

1 融資の種類

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、以下のような災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

なお、申し込みは、天災資金については農業協同組合、金融機関等へ、(株)日本政策金融公庫資金(農林水産事業)については(株)日本政策金融公庫、農業協同組合、受託金融機関へ行う。

(1) (株)日本政策金融公庫による復旧に必要な資金融資

(2) 農業協同組合による復旧に必要な資金融資

2 利子補給

(1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136

号)の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林漁業者が借入れた資金に対する利子補給(国・県・市)

(2) 千葉市災害対策資金利子補給金交付要綱に基づく被害を受けた農業者が借入れた資金融資に対する利子補給(市)

平成29年4月1日

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間（据置期間）
天 災 資 金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船（5トン未満）の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等 〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円(600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円(250万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法による特例措置	3.0%以内	【一般・果樹等】 原則6年以内 (激甚災害法適用の場合、原則7年以内)
	5.5%以内資金	〃	〃	【一般】 原則5年以内 (激甚災害法適用の場合、原則6年以内) 【果樹等】 原則5年以内 (激甚災害法適用の場合、原則7年以内)
	6.5%以内資金	〃	〃	【一般】 原則3年以内 (激甚災害法適用の場合、原則4年以内) 【果樹等】 原則5年以内 (激甚災害法適用の場合、原則6年以内)
市 単 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、農機具、家畜又は家きん、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等 市長の被害認定額の10万円以上300万円以下	災害の都度決定	5年以内 (なし)
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費 市長の被害認定額の10万円以上500万円以下	災害の都度決定	10年以内 (据置2年以内)

「千葉県地域防災計画第2編 第4章災害復旧計画」の12 農林漁業者への融資（地-4-11~13）

表の項目の貸付金の種類については以下のとおり。

- (1) 天災資金
 - ア 3.0%以内資金
 - イ 5.5%以内資金
 - ウ 6.5%以内資金
- (2) 市単災害対策資金
 - ア 経営安定資金
 - イ 施設復旧資金
- (3) ㈱日本政策金融公庫資金
 - ア 農業基盤整備資金
 - イ 農林漁業セーフティネット資金
 - ウ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
 - エ 経営体育成強化資金
 - オ 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、共同利用施設）
 - カ 林業基盤整備資金
 - キ 漁業基盤整備資金
 - ク 漁船資金
- (4) 民間資金
 - ア 農業（漁業）近代化資

第6 中小企業関係対策

【経済農政局】

- 1 セーフティネット資金（県）
 - (1) 市町村認定
 - ア 融資対象者
 - (ア) 中小企業者等であって、セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項）に係る市町村長の認定を受けたもの
 - (イ) 中小企業者等であって、国が指定した激甚災害を受け、経営に支障を来しているもの
 - イ 資金使途 設備資金、運転資金
 - ウ 融資限度額 1 中小企業者等 8,000 万円
 - エ 融資期間 設備資金 10 年以内（1 年据置）、運転資金 7 年以内（1 年据置）
 - オ 融資利率 年 1.0～1.4%（融資期間により異なる）
 - (2) 市町村認定以外
 - ア 融資対象者 知事が指定する災害により被害を受けた者
 - イ 資金使途 設備資金、運転資金
 - ウ 融資限度額 1 中小企業者 8,000 万円以内
 - エ 融資期間 設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内

オ 融資利率 年 1.1～1.7%（融資期間により異なる）

2 災害復旧資金（市）

（1）融資対象者

ア 市内で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、特定の災害による被害を受け、その復旧のための資金を必要とするもの。

イ その他市長がこの資金の融資を必要と認めた災害

（2）資金使途 設備資金、運転資金

（3）融資限度額 5,000万円

（4）融資期間 設備資金10年以内（2年据置）、運転資金7年以内（2年据置）

（5）融資利率 年 1.4%

（6）利子補給 年 1.4%

第7 義援金の受入れ等

【市民局、保健福祉局、会計室、各区、日本赤十字社千葉県支部、千葉県共同募金会、指定金融機関】

1 義援金の募集

【保健福祉局、各区】

保健福祉部長（保健福祉局長）は、災害の発生に際し、被災者に対する義援金の募集が必要な場合には、関係機関等を含めた、義援金募集・配分委員会を設置し、募集を行う。

（1）義援金募集・配分委員会所掌事務

ア 募集・受付・保管方法等についての決定

イ 被災者に対する広報等による申請受付等の伝達

ウ 配分基準・配分計画の決定

エ 義援金収納額や使途について、寄託者及びマスコミ等への周知

オ 監査の実施方法

カ 関係機関との事務の分担

キ 関係機関との事務費の負担区分

2 義援金の受付け

【会計室、各区、】

（1）受付場所の設置

会計部長（会計管理者）及び区本部長（区長）は、会計室、各区役所等に被災者に対する義援金の受付窓口を開設する。

（2）義援金口座の開設

会計部長（会計管理者）は、銀行振込等により送られてくる義援金を受け入れるため、金融

機関と調整のうえ、口座を開設する。

(3) 義援金の受付け

会計部長（会計管理者）及び区本部長（区長）は、義援金の申出を受けた場合は、受付簿に必要事項を記録し、寄託者に領収書を交付する。

3 義援金の保管

【会計室】

(1) 会計部長（会計管理者）は、義援金を各区受付分等含めて取りまとめし、配分等が決定するまでの間、市指定金融機関等へ一時預託により保管する。

有価証券等についても、台帳等受付簿を作成し、保管・管理する。

(2) 会計部長（会計管理者）は、義援金の受入れ額及び関係資料等を定期的に保健福祉部長（保健福祉局長）に報告する。

4 義援金の配分

【保健福祉局、各区】

義援金募集・配分委員会等において決定された配分基準・配分計画により配分を行う場合、義援金の交付対象となる被災者を所管している本部各班は、対象被災者への広報等に努めるとともに、申請書の作成、区受付窓口の設置、要件審査等を行う。

また、口座等への振込交付を行う場合は、指定金融機関と連携を図り申請者データの管理・作成等を行う。

保健福祉部長（保健福祉局長）は、募集・配分委員会を設置しない場合は、県あるいは日本赤十字社等から送付され、また、市へ寄託される義援金の配分について、配分基準、配分計画を作成し、災害対策本部において配分方法等を決定する。

5 義援品の受入れ

【市民局】

義援品の受入れは、企業、団体等からの物資のみとし（県等から配分される義援品を含む）、個人からの義援品は受け付けないことを原則とする。

なお、義援品の受入れ・集積、各避難所等への配送については、他市町村等からの救援物資と同様の取扱いとする。

※災害応急対策編第1章第11節第2及び同編第2章第11節第2「輸送拠点・集積場所」、同編第1章第13節第2及び同編第2章第12節第2「食品の供給」参照

第8 総合相談窓口の設置

【市民局、関係局区】

被災者の生活確保のための各種手続き（被災者生活再建支援金、義援金等の申請受付）、り災証明

書の交付等、様々な問合せ・相談等に対応するため、市役所及び区役所等に担当各班合同による総合相談窓口を速やかに設置し、円滑な対応を行う。

※災害応急対策編第1章第13節第6及び同編第2章第13節第6「災害相談の実施」参照

第9 災害復旧復興本部

1 設置基準

本部長（市長）は、市域に災害により重大な被害を受けた場合において、必要があると認めるときは、災害復旧復興本部（以下、「本部」という。）を設置する。

2 本部の設置

- (1) 本部長（市長）は、復旧復興に関する施策を、速やかに、かつ、計画的に実施するために必要と認めるときは、市役所本庁舎又は、市長が指定する場所に本部を設置するとともに各区役所庁舎に区復旧復興本部（以下「区本部」という。）を設置する。
- (2) 区本部長（区長）は、本部が設置されない場合においても、必要に応じて区本部を設置することができる。この場合において、区本部長（区長）は、区本部の設置について速やかに市長に報告するものとする。

3 本部の廃止

本部長（市長）又は区本部長（区長）は、本部を設置した後において、本部の設置目的が概ね完了したと認めたときは、本部又は区本部を廃止する。

4 設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合は、危機管理監は、直ちに以下のとおり、電話その他適当な方法により通知するとともに必要に応じ、本部連絡員の派遣を要請又は要請解除する。

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市役所内各部・班	本部事務局	電子メール、庁内掲示板（CHAINS）、総合防災情報システム、庁内放送、地域防災無線、電話、口頭、その他迅速な方法
区役所		
その他市役所出先機関	各主管部 担当班	地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
市民	秘書班	報道機関、その他迅速な方法
県防災危機管理部長（危機管理政策課） 県現地復旧復興（災害対策）本部（市庁舎に設置の場合）	本部事務局	県防災情報システム、県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、電話、FAX、口頭、その他迅速な方法

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
防災関係機関等 (市警察部(各警察署)・各ライフライン機関・隣接市等)	本部事務局	県防災行政無線の個別通信電話・個別FAX、電話、FAX、口頭、その他迅速な方法
報道機関	秘書班	電話、口頭又は文書

5 本部の組織

(1) 本部の組織

ア 本部長(市長)

- ・指揮命令系統の責任者：本部での復旧復興対策活動の指揮
- ・市本部の事務の統括
- ・副本部長、各部部長、区本部長及び現地本部長に対する指揮命令

【市災害復旧復興本部長職務の代替】

本部長(市長)に事故があるとき、又は本部長が欠けた場合における、本部長職務代理の順位は次のとおりとする。

第1順位	市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則において第1順位とされている副市長
第2順位	市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則において第2順位とされている副市長
第3順位	危機管理監
以下、災害復旧復興本部組織図に定める順により、本部員が代行する。	

イ 副本部長(副市長)

- ・本部長の補佐
- ・本部長に事故があるとき、又は本部長が不在の場合における職務代理

ウ 主管本部員(危機管理監)

- ・本部長、副本部長を補佐し、本部員を指揮監督する

エ 本部員(総務局長、総合政策局長、財政局長、市民局長、保健福祉局長、環境局長、経済農政局長、都市局長、建設局長、その他本部長が指名する者)

- ・対策部長として、担当部職員の指揮監督

(2) 区復旧復興本部

ア 区本部長(区長)

- ・市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括
- ・区副本部長及び区本部各班長に対する指揮命令

イ 区副本部長(副区長)

- ・区本部長の補佐
- ・区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理

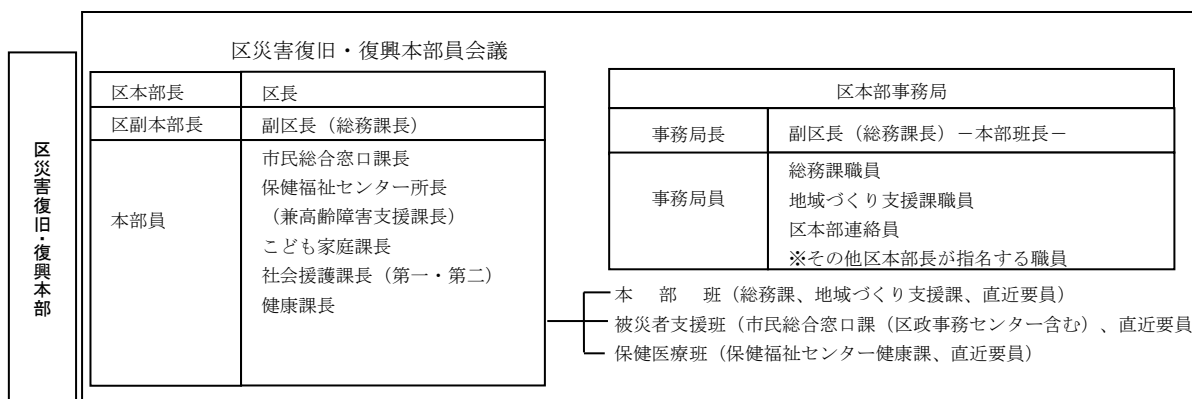
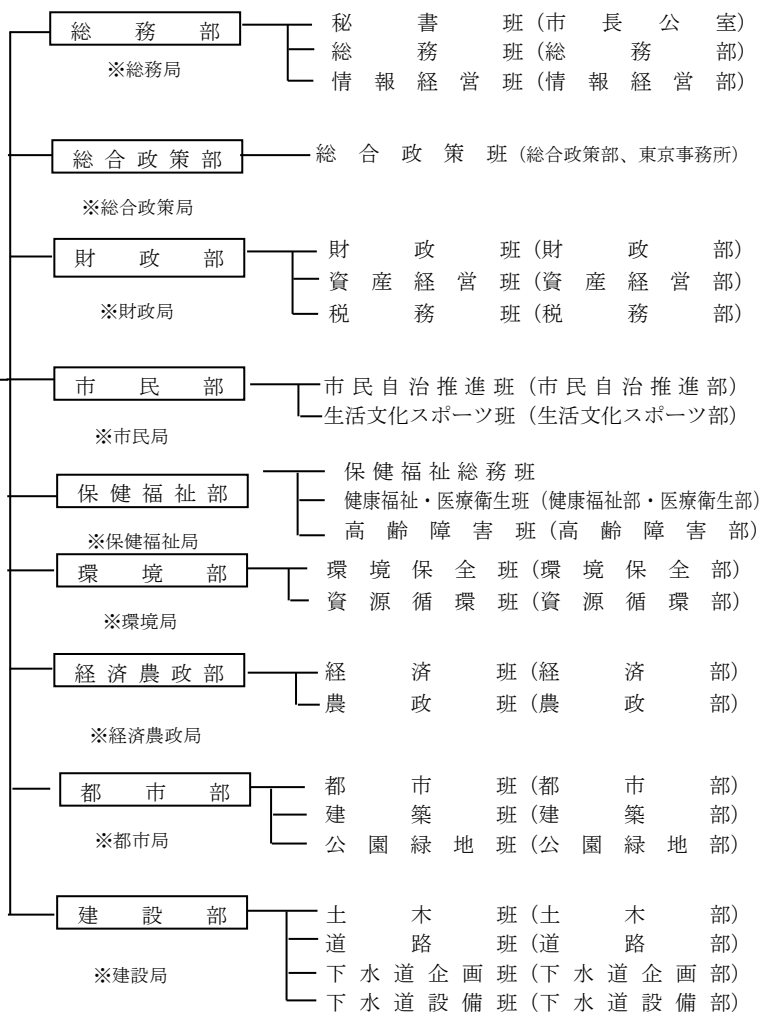
- ウ 区本部員（各区課長、保健福祉センター所長）
 - ・ 班員に対する指揮監督
- (3) 部及び班
 - 災害復旧復興本部に部を置き、その事務を分掌させるため班を置く。
- ア 部長（各局長等）
 - ・ 所属部の各班長を指揮監督
- イ 副部長（部長が指名した職員）
 - ・ 部長の補佐
- ウ 各部班長（次長・部長）
 - ・ 班員に対する指示
- エ 非常連絡員（主管課長等）
 - ・ 職員の非常招集・連絡等
- オ 本部連絡員兼予備連絡員1（総括主幹・課長補佐等管理職）
 - ・ 非常連絡員の補佐
 - ・ 本部事務局において各部間の連絡調整
- カ 予備連絡員2（主幹・課長補佐等管理職）
 - ・ 予備連絡員1の補佐
- キ 班員
 - ・ 班長の指示に基づく復旧復興対策に従事

第3章 災害復旧計画 第2節 市民生活安定のための緊急措置

千葉県災害復旧復興本部の組織図
災害復旧復興本部会議

本部長	市長
副本部長	副市長
主管本部員	危機管理監
本部員	総務部長（総務局長）
	総合政策部長（総合政策局長）
	財政部長（財政局長）
	市民部長（市民局長）
	保健福祉部長（保健福祉局長）
	環境部長（環境局長）
	経済農政部長（経済農政局長）
都市部長（都市局長）	
建設部長（建設局長）	

本部事務局	
事務局長	危機管理部長
事務局次長	総務局参与
事務局次長補佐	危機管理課長
	防災対策課長
事務局員	危機管理課職員
	防災対策課職員
	事務局長が指名する職員
連絡員	各部・各区が派遣する本部連絡員 各防災機関が派遣する連絡員



6 本部及び区本部の運営

本部及び区本部の運営については、千葉市災害復旧復興本部運営要綱の定めるところによるが、おおよそ次のとおり行う。

(1) 本部員会議の開催

本部員会議は、本部長、副本部長、主管本部員及び本部員をもって組織し、本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部員会議を開催する。

ア 報告事項

本部員は、各部の配備と緊急措置事項を報告する。

イ 協議事項

本部員会議の協議事項は、そのつど災害の状況に応じて、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

－ 本部員会議の協議事項 －

- 復興計画の策定に関すること
- 復旧復興対策経費の処理に関すること
- 本部の閉鎖に関すること
- その他復旧復興対策の重要事項に関すること

ウ 本部員会議には、必要に応じて、ライフライン事業者、協定締結先事業者等関係機関の出席を求める。

(2) 本部の運営上必要な資機材等の確保

本部事務局長（総務局危機管理部長）は、本部が設置されたときは、次の資機材等の準備をする。

- 千葉市災害対策図板（各種被害想定図を含む）
- 被害状況図板
- 住宅地図等その他地図類
- CHAINS（千葉市行政情報ネットワークシステム）パソコン
- その他必要資機材

(3) 区本部の運営

区本部の運営については、本部に準ずる。

※千葉市災害復旧復興本部設置要綱（資料 2-35）

第3節 被災施設の復旧等

第1 復旧事業

国、公共機関及び地方公共団体は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

第2 原状復旧の進め方

国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。

第3 権限代行制度

国〔国土交通省〕及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

第4節 復興計画の策定

【総務局、総合政策局、都市局】

第1 災害からの復興に関する基本的な考え方

国、県、市町村などの行政施策（公助）や自分自身の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模震災が発生し地域復興を目指すためには、人と人の支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、市民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り込むこととする。

第2 暮らしとまちづくりの緊急整備の基本目標

災害により多大な被害を被った市街地と住宅の緊急整備をするため、災害に強いまちづくり及び良好な住宅の供給や生活再建を実現するとともに、産業の復興により活力ある地域の実現を図るため基本目標を次のとおり定める。

- ①市民の生活基盤の早期再建の実現
- ②災害に強いまちづくりの推進
- ③地域の活力の源となる産業の復興

第3 暮らしとまちづくりの緊急整備の基本方針

暮らしとまちづくりの緊急整備を図るうえでの基本目標の実現にむけて緊急整備条例等を制定し、それに定める復興の理念に基づき、市民・行政が一丸となって、暮らしとまちづくりに取り組む。

1 暮らしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

2 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性和都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりをすすめる。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民とが協働した都市計画の

策定を目指す。

都市（地域）の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるように心がける。

3 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者の自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

4 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。

その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

第4 復興計画の策定

第1から第3の基本的な考え方、基本目標及び基本方針を前提として、総合政策部長（総合政策局長）及び都市部長（都市局長）は、本部長（市長）が必要と認めたときは、復興計画を策定するものとする。

復興計画を策定する場合、危機管理監は、市域内の被害状況等復興計画策定のため必要な情報を提供するものとする。